

## 1. 放課後児童対策について

### (1) 新・放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在（令和2年は7月1日現在）の状況を取りまとめているところであるが、令和3年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった。

また、利用できなかった児童（待機児童）数は対前年2,579人減少し、13,416人（うち小学1年生～3年生7,355人（前年比▲179人）、小学4年生～6年生6,061人（前年比▲2,400人））となった。

（関連資料2・3参照）

- |  |
|--|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比300か所増加<br>26,625か所（令和2年） → 26,925か所（令和3年）   |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数：前年比821支援の単位増加<br>34,577支援の単位（令和2年） → 35,398支援の単位（令和3年）  |
| 3. 登録児童数：前年比37,267人増加<br>1,311,008人（令和2年） → 1,348,275人（令和3年）   |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比2,579人減少<br>15,995人（令和2年） → 13,416人（令和3年）<br>うち、小学1年生～3年生：前年比179人減少<br>7,534人（令和2年） → 7,355人（令和3年）<br>小学4年生～6年生：前年比2,400人減少<br>8,461人（令和2年） → 6,061人（令和3年） |

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。（関連資料4参照）

#### ① 国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

- (i) 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で

約30万人分の整備を図る（約122万人から約152万人）

- (ii) 全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す
- (iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- (iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。

引き続き、市町村（特別区含む。以下同じ）においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

なお、学校内で放課後児童クラブを実施する場合の、学校施設の管理運営に関する関係者の不安を払拭するため、学校、教育委員会、事業の実施主体等の間で取り決める協定書のひな形を作成し、令和元年7月4日付け事務連絡で周知しているので参考にされたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているので、積極的にご活用いただきたい。

（関連資料5参照）

## ② 一体型の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、

さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型による実施を目指していることから、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、一体型の実施状況や好事例を調査しており、成果物については追ってお示しすることとしているので、同一学校内で両事業を実施する場合、どのように共通プログラムを実施できるか等の検討時にご活用いただき、できる部分から取り組むことをお願いしたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める放課後児童クラブの設備運営基準を満たすことが必要である。

## (2) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について

(関連資料6参照)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。以下「地方分権一括法」という。)において、市町村が放課後児童クラブの設備及び運営に関して、条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)を参酌することとした(令和2年4月1日施行)。

また、今般の設備運営基準における人員配置・資格要件基準の参酌化に伴い、各市区町村の条例の改正状況等を把握するため、令和3年7月1日現在の状況について調査を実施したところ、放課後児童クラブを実施している自治体1,624か所のうち、622か所(38.3%)において、人員配置・資格要件基準について改正が行われている。

なお、改正が行われた622か所のうち91.2%(567か所)は、認定資格研修修了要件の経過措置期間の延長のみの改正が行われている。

(具体的な改正内容) ※複数回答

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ・放課後児童支援員の配置及び員数   | 44か所(7.1%)   |
| ・放課後児童支援員の資格要件     | 11か所(1.8%)   |
| ・認定資格研修修了に係る経過措置延長 | 605か所(97.3%) |

・職員の特任規定

3か所（0.5%）

① 放課後児童支援員の配置及び員数に関する改正について

放課後児童支援員の配置及び員数に関する改正については44か所（7.1%）で行われ、改正内容の多くが「放課後児童支援員の1人配置を可とする」ものとなっている。

（具体的な改正内容）

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ・放課後児童支援員の1人配置を可とするもの | 32か所（72.7%） |
| ・補助員の2人以上配置を可とするもの    | 4か所（9.1%）   |
| ・補助員の1人配置を可とするもの      | 5か所（11.4%）  |
| ・その他                  | 3か所（6.8%）   |

また、国の基準と異なる配置を認める場合、多くの市町村において、利用児童が常時少数である事業所であることや、利用児童が少ない特定の時間帯や曜日であることを要件としている。

（具体的な改正内容） ※複数回答

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ・利用児童数が20人未満の事業所 | 15か所（34.1%） |
| ・夕方等の特定の時間帯      | 11か所（25.0%） |
| ・土曜日等の特定の曜日      | 8か所（18.2%）  |
| ・その他             | 16か所（36.4%） |
| ・特段の制限は設けていない    | 4か所（9.1%）   |

設備運営基準と異なる規定を設けている自治体においては、条例等において、例えば、1人配置の場合に、

- ・不審者が現れた場合の対応
  - ・外部とのやり取りが発生した場合の児童への対応
  - ・児童同士がケンカや怪我をした場合の当該児童以外の児童への対応
- など、職員一人では対応が困難になった場合等における安全確保策が併せて定められている、または定めるよう検討するとのことであった。

事業をいかなる体制で運営する場合でも、子どもの安全の確保について最大限留意することが必要なため、現在、安全確保策を策定していない自治体や、今後、放課後児童支援員等の員数について設備運営基準と異なる規定を策定予定である自治体においては、必ず利用児童の安全確保方策について条例等（要綱、通知等を含む。）により定めるとともに、それによる対策を講じていただくようお願いする。

また、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）にお

いては、「放課後児童支援員、補助員の員数」に係る補助要件を下記のとおり定めており、実際に設備運営基準と異なる基準により職員配置を行う場合は、条例等（要綱、通知等を含む。）により利用児童の安全確保方策を定めること等が必要となるためご留意願いたい。

（子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）における補助要件）

- ・設備運営基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。
- ・なお、上記によらない場合でも、児童の支援に支障がなく、条例等により利用児童の安全確保方策について定め、それによる対策を講じている場合については、本事業の対象とする。

## ② 放課後児童支援員の資格に関する改正について

放課後児童支援員の資格に関する改正については11か所（1.8%）で行われている。

（具体的な改正内容） ※複数回答

- ・設備運営基準と異なる基礎資格とするもの 6か所（54.5%）
- ・放課後児童支援員認定資格研修修了義務「なし」とするもの 6か所（54.5%）

設備運営基準の参酌化により、自治体においては、当該基準を参照しつつ、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定めることが可能となっているが、放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには、設備運営基準第10条第3項に規定する要件を満たす必要があることにご留意いただきたい。

なお、認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するものであり、事業の質を高める上で極めて重要であることから、各都道府県等におかれては、今後も積極的に実施するとともに、認定資格研修の実施に当たっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
  - ・受講人数枠及び研修回数、研修開催場所
- 等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

各放課後児童健全育成事業者においては、職員に対し、認定資格研修をはじめ、その資質の向上のための研修の受講機会を十分に確保していただくようご配慮いただきたい。

また、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）においては、放課後児童支援員の要件を下記のとおり定めている。この要件を満たさない者については、設備運営基準と異なる規定を設けている市町村の基準では「放課後児童支援員」に該当する場合であっても、補助基準額を算定する上では「補助員」の扱いとなるのでご留意願いたい。

<子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）における補助要件>

- ・放課後児童支援員は、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、認定資格研修を修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。）でなければならない。
- ・なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、当該者の研修計画を立てることとし、原則採用から1年以内に研修を修了させるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童健全育成事業者等と相談し市町村が作成すること。

### ③ 認定資格研修修了に係る経過措置延長について

認定資格研修修了に係る経過措置の延長が605か所（97.3%）の自治体で行われている。

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するものであり、事業の質を高める上で極めて重要であるが、令和3年5月1日現在における放課後児童支援員の認定資格研修の修了者数は90,790人であり、その修了率は91.6%となっていることから、設備運営基準に定める放課後児童支援員の基礎資格を有する全ての者が認定資格研修を受講できるよう、研修受講機会の拡充等の環境整備に努めていただきたい。

### ④ 職員の考え方について

職員の考え方に関する改正が3か所（0.5%）の自治体で行われている。

具体的な改正内容は、いずれの自治体においても、「原則専任だが、兼務規定を国の基準より幅広くしている」というものであった。

## ⑤ 事業者や利用者に対する説明等

条例改正実施済みと回答した622か所の市町村について、条例の内容等を周知・説明していない自治体が79か所（12.7%）となっている。

（条例の内容等の説明）

- ・事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した  
88か所（14.1%）
- ・事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した 439か所（70.6%）
- ・利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した 16か所（2.6%）
- ・実施していない 79か所（12.7%）

事業をいかなる体制で運営する場合であっても、利用者の安全の確保について最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が、地域の実情に応じて条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、児童の安全や事業の質が確保されることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。

一般的には、当該条例の制定過程において、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分説明責任を果たすことが必要であると考えられることから、市町村においては適切な対応をとられたい。

なお、令和2年9月末時点の各市町村における条例改正の状況について、集計結果の一部に誤りがあったため、以下のとおり訂正する。

### 5 事業者や利用者に対する説明等

#### ① 放課後児童クラブの事業者や利用者に対する説明の状況

（誤）

（条例の内容等の説明）

- ・事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した  
388か所（67.5%）
- ・事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した  
8か所（1.4%）
- ・利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した  
38か所（6.6%）
- ・実施していない 141か所（24.5%）

（正）

（条例の内容等の説明）

- ・事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した  
38か所（6.6%）

- ・事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した  
388か所 (67.5%)
- ・利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した  
8か所 (1.4%)
- ・実施していない  
141か所 (24.5%)

### (3) 放課後児童対策関係予算について

令和4年度予算案については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までの約30万人分（約122万人から約152万人）の新たな受け皿確保に向け、放課後児童クラブの運営費及び整備費の補助を行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。

また、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等の実施など、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。

(関連資料7参照)

#### ① ソフト面（運営費）について

令和4年度予算案においては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、147.1万人（令和3年度）→149.5万人（令和4年度）（+2.4万人）の受入児童数の拡大を予定している。

また、放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受入体制の強化を図るため、「障害児受入強化推進事業」について

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児を9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設

することとしているので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

#### ② ハード面（整備費）について

令和4年度予算案においては、

- ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

イ 放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

- ・ 公立の場合の国庫補助率 1 / 3 → 2 / 3
- ・ 民立の場合の国庫補助率 2 / 9 → 1 / 2

を予定している。

### ③ 放課後児童支援員等の人材確保について（関連資料 8・9 参照）

放課後児童健全育成事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の処遇改善に努めることが重要である。

このため、

- ・ 平成26年度より、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善に必要な経費を補助する「放課後児童支援員等処遇改善等事業」や
- ・ 平成29年度より、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」

を実施しているところであるが、当該事業は、実施率が低調なことから、各市町村においては積極的に活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい。

また、放課後児童支援員等の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円程度引き上げるための措置を、本年2月から前倒しで実施している。

具体的には、令和3年度補正予算の「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」（内閣府予算計上、補助率：国10/10）により、令和4年2月から9月までの間、職員に対して月額9,000円程度の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するものである。

また、この事業の実施にあたっては、

- ・ 原則として、令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助基準額以上の賃金改善を実施すること
- ・ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については、一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。ただし、4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2 / 3

以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とすること

- ・ 実際の職員の賃金の引き上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とすること
- ・ 当該事業の開始にあたっては賃金改善計画書を、事業の終了後には事業実績報告書を市町村に提出すること

としている。

令和4年10月以降についても、処遇改善の効果を継続させるため、令和4年度予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じることとしており（国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3）、その地方負担分については、地方交付税措置を予定している。

については、放課後児童クラブにおける職員への処遇改善が令和4年2月から実施されるとともに、この予算措置が確実に職員の賃金改善に反映されるよう、事業実施主体である市町村及び補助金申請のとりまとめを行う都道府県におかれては、放課後児童クラブへの助言・指導、歳入・歳出の早期の予算措置や円滑な補助金交付事務等にご協力をお願いします。

なお、公営の放課後児童クラブの職員に対する賃金改善については、「公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について」（令和3年12月24日総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）において改善例が示されているので、参考にさせていただきたい。

#### ④ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として児童館、公民館等の既存の社会資源の活用による放課後の子どもの居場所の提供や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進するために必要な予算を計上している。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、  
ア 放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業の実施

イ 保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員を支援対象とした場合の国庫補助の加算

ウ 市町村において放課後児童支援員に対し就職相談等の支援を行う場合の国庫補助の実施

に必要な予算を計上している。

#### ⑤ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る認定資格研修を実施

するために必要な経費の補助及び放課後児童支援員等の資質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

## ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援について

(関連資料10・11参照)

放課後児童クラブにおいて、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、令和3年度補正予算（内閣府計上）において、

- ・ 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）
- ・ マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等
- ・ 感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）
- ・ 連絡帳の電子化等に必要なICT機器の導入等の環境整備等に係る費用を補助

することとしたところである。

この「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などに充当していただくことを想定している。

なお、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるため、各市町村におかれては、支援を必要とするすべての放課後児童クラブへ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

## ⑦ 10人未満の放課後児童クラブについて

受入児童数が10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満の放課後児童クラブについては、毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。一方、前年度において結果的に10人未満となった放課後児童クラブについての遡りの協議は受け付けていないので、協議時点で受入児童数が10人以上の場合でも、年度を通じて10人未満となる可能性がある場合には、協議を行っていただきたい。

## ⑧ 会計検査院の処置要求事項への対応について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関する平成30年度及び令和元年度に実施した会計検査の結果、利用児童が少ない土曜日等の開所要件を満たしていなかった放課後児童クラブがあり、その要因について、以下の指摘内容が確認されたことから、会計検査院法第34条に基づく是正改善の処置が求められたもの。

（指摘内容）

- ① 土曜日等の低利用開所日は複数の支援単位を合同するなどして支援員等を2人配置していれば、全ての支援単位において開所日や開所時間として取り扱うことができると誤認。
- ② 土曜日等の低利用開所日であれば、一の支援単位ごとに支援員を1人配置するなどしていれば、開所の要件を満たしているとして、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤認。
- ③ 開所日に配置する支援員の勤務時間割を事前に作成して体制を整えてさえいれば、開所予定日には実際に開所しなくても、開所の要件を満たしているとして、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤認。

会計検査院法第34条に基づく是正改善の処置が求められたことを受け、内閣府及び厚生労働省としては以下の対応をとることとしているので、内容をご了知いただくとともに、利用児童が少ない土曜日等における交付金の算定について適切な対応をお願いします。

（処置要求後の対応）

- ① 内閣府において過大に交付されていた自治体に対して、速やかに返還手続きを取るよう通知。
- ② 内閣府においてチェックシートを作成し、都道府県や市町村は事業実績報告書を提出する際に、必要な確認審査を実施。また、全ての自治体に対し、検査結果と同様の事案が無いかどうかの調査を実施。
- ③ 厚生労働省において全ての市町村に対し、利用児童の少ない日の開所要件について、再度、周知徹底を図る。

#### （4）放課後児童クラブの質の確保等について

##### ① 都道府県等認定資格研修講師養成研修の実施

設備運営基準第10条において、放課後児童支援員となるためには、都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必

要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しており、令和4年度も引き続き実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、令和3年度と同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

## ② 都道府県等認定資格研修の実施

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、設備運営基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託により実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修については、令和3年5月1日現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を修了した者の割合は91.6%であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童クラブの運営費において、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、令和5年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者であれば放課後児童支援員としてみなすことができる。この場合、当該者の研修計画を放課後児童健全育成事業者等と相談しながら市町村が作成し、原則採用から1年以内に研修を修了させるよう努めることとしているため、都道府県等におかれては、当該者が早期に認定資格研修を受講できるよう機会の確保に努めていただきたい。

研修の実施にあたっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・ 認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・ 受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

また、研修の内容を実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）に則ったものにするとともに、都道府県等において研修の内容の検討、検証に努めていただきたい。

なお、指定都市、中核市が所在する都道府県においては、都道府県、指定都市、中核市の間で十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、都道府県内全体として研修受講機会の確保、研修内容の質の確保に努めていただきたい。

加えて、研修の開催に当たっては、遠隔地での実施を容易にすることや、感染症対策等の観点から、オンライン研修の導入を検討・実施している都道府県等もある。導入に際しては、認定資格研修の趣旨を損なわないことが求められることから、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、オンライン研修を同時に複数箇所で行ったことなどから、内容についてご確認いただき、適切な実施をお願いしたい。

また、令和3年度委託事業において、認定資格研修の講義で使用できる映像補助教材を制作しているところであり、追って都道府県あてにDVDを送付することとしているため、ご活用いただきたい。さらに、指定都市、中核市等においてもご活用できるよう、厚生労働省YouTubeチャンネルにて配信する予定にしている。

認定資格研修は、事業の質を高める上で極めて重要であることから、都道府県等においては、設備運営基準の参酌化後も積極的に実施されたい。

（関連資料12参照）

### ③ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該研修事業を活用するな

どして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該研修事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修や通信形態による研修も対象となるため、地域の実情に応じて対象者が容易に研修受講できるようご検討いただきたい。

#### ④ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して放課後児童健全育成事業に従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているので、関係者に周知いただきたい。なお、令和2年度より都道府県等認定資格研修のテキストとして当該解説書を使用することを必須としているので、ご了知いただきたい。

また、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただき、子どもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい。

#### ⑤ 放課後児童クラブの運営内容の評価等について

設備運営基準第5条第4項及び運営指針第7章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努めるものとしている。

自己評価の実施率については、令和3年5月1日現在で55.9%となっている。自己評価は職員個人の取組を基礎としながら、職員としての議論を経て、その課題等が共有され、放課後児童クラブ全体で育成支援の質の向上に取り組むきっかけを得る上で重要な取組であること

から、各市町村においては放課後児童健全育成事業者に対する実施並びに結果公表につき周知いただきたい。その際、令和元年5月7日付け事務連絡において周知させていただいた「自己チェックリスト」を適宜ご活用いただきたい。

また、「放課後児童対策に関する専門委員会」中間とりまとめ（平成30年7月27日）では、質の確保のために第三者評価の導入が提案されている。

このような状況を踏まえ、令和元年度ならびに令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において第三者評価を実施する上での必要な方策や事項を明らかにするとともに、福祉サービス第三者評価事業の枠組みにおける放課後児童クラブ版の評価基準ガイドラインについて検討し、「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日付け子発0329第8号、社援発0329第36号）を発出し、周知したところである。

各都道府県においては、通知内容を了知の上、都道府県推進組織、管内市町村等の関係者に対する周知をお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営費において、令和3年度より、第三者評価を受審した場合に必要な費用に対する補助を創設したところであり、当該事業は、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施を想定しているため、ご了解いただきたい。

## ⑥ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出しているので、ご了解願いたい。特に、放課後児童クラブの待機児童については、「イ 情報収集及び利用手続等について」の趣旨をご理解の上、適切な把握に努めていただきたい。また、行政手続コスト削減の観点から、事業者からの届出等については郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図れるよう検討いただきたい。

### ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、子どもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委

員会報告書」という。)においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき子どもの考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

#### イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確に把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが求められ

ているので、ご対応いただきたい。

**⑦ 放課後児童支援員の雇用にあたって**

運営指針第4章1(3)で示している通り、育成支援を行うに当たっては、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用は、長期的安定した形態とすることが求められる。また、放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善にも努めていただきたい。

これは、指定管理者制度により放課後児童クラブを運営する場合や会計年度任用職員制度により放課後児童支援員を雇用する場合も同様である。なお、指定管理者制度及び会計年度任用職員制度の運用に当たっては、総務省より通知が発出されているので、当該通知も参考に適切な放課後児童支援員の雇用に努めていただきたい。

(関連資料13・14参照)

**⑧ 市町村における放課後児童クラブの基礎情報の公開等について**

「令和3年(2021年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和3年(2021年)5月1日現在)」において、市町村のホームページ等に放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開している市町村数は、放課後児童クラブを実施している1,624か所のうち、1,521か所(93.7%)となっている。放課後児童クラブの利用を希望する保護者が利用したい放課後児童クラブを選択できるよう、放課後児童クラブを実施している全ての市町村において、基礎情報の公開に努めていただきたい。

また、放課後児童クラブにおいても、「放課後児童クラブ運営指針解説書」において、「放課後児童クラブの運営主体は、利用の募集に当たり、事業目的・内容、利用要件、利用料、申込手続方法等についてわかりやすく掲載した入所案内を作成した上で、放課後児童クラブの利用を希望する保護者に必要な情報を提供することが求められます。」とされていることから、利用要件等の入所案内について、ホームページに掲載するなどにより、広く周知するとともに、利用する保護者が、当該放課後児童クラブが児童福祉法に基づく届出をしている放課後児童クラブであることが分かるようにしておくこと等に努めていただきたい。

**⑨ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について**

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法

律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の子どもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）

## （5）放課後児童クラブにおける安全確保等について

### ① 放課後児童クラブにおける事故防止について

運営指針第6章等において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に安心して過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。また、子どもの支援にあたっては、職員体制を整え、子どもの安全はもとより職員も含めた事故やケガの防止に向けた対策を組織として講じていただくようお願いしたい。加えて、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成30年7月11日付け子子発0711第2号。）や「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について（依頼）」（令和3年10月18日付け子子発1018第1号。）を発出しており、通知内容を了知の上、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における児童の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

なお、設備運営基準において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

について報告をお願いしているところである。

集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了解願いたい。

## ② 放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項について

設備運営基準第12条において、「利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」としている。児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく、すべてのクラブにおいて、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていただくことが必要である。

（参考：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為）

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないことを十分に確認することが望ましい。

なお、運営指針において、以下のようなことを規定していることから、放課後児童支援員等の採用にあたって参考にしていただくとともに、適切な人材の採用及び人材育成に努めていただきたい。

### 【運営指針】

#### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

##### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや

保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- ・ 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ・ 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ・ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ・ 守秘義務を遵守する。
- ・ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ・ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ・ 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ・ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

## 2. 利用者支援事業について

(1) 利用者支援事業の推進について（関連資料15・16参照）

### ① 利用者支援事業の取組について

子ども・子育て支援法第2条第1項第3号には、「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されている。

これを受けて市町村には、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、その計画において潜在的なニーズも含め、地域の子育て家庭や妊産婦等（以下「利用者」という。）の多様なニーズを把握し、需要の見込みを立てるとともに、これに応えるべく、多様な子育て支援に関する施設や事業等を組み合わせ、計画的に供給体制を整備していくこととなっている。

しかしながら、子育て支援に関する施設や事業等を実際に利用する利用者が、自らのニーズを把握し、多種多様な施設や事業等の中からどれを利用するのが適当なのか自ら判断・選択することは必ずしも容

易でなく、また自らのニーズ自体を的確に認識できない場合も多く見受けられる。

利用者支援事業は、こうした状況において適切に対応することを目的に「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する」という大きな目標の下、

#### ア 利用者支援

利用者にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する。

#### イ 地域連携

このような機能を果たすために、日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて不足している社会資源を開発していく。

の2つの取組を基本として実施する事業である。

市町村におかれては、子育て支援に関する多様な施設や事業等の体制整備とともに、それらの体制を効率よく活用するために極めて重要な利用者支援事業について、積極的な実施をお願いしたい。なお、本事業は、子ども・子育て支援交付金として内閣府において予算計上しており、令和3年度より国庫負担割合を現行の1/3から2/3に引き上げていることから、積極的な実施をお願いしたい。

なお、利用者支援事業の普及と円滑な実施に資するため、主として基本型及び特定型の事業の目的や基本的な内容、実施方法等について整理した「利用者支援事業ガイドライン」(平成26年10月6日府政共政第950号、26文科初第704号、雇児発1006第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)を発出しているので、事業の実施にあたっての参考とされたい。特に、実施主体である市町村におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容等を十分ご理解いただき、子育て家庭にとって、適切な施設や事業等の円滑な利用につなぐ支援や、地域の子育て支援の更なる向上を図る必要があるため、本ガイドラインを必ず熟読していただくことが求められる。さらに、本事業を委託等により実施している市町村におかれては、委託事業者に対し、本事業の趣旨が正確に理解されるよう学習会を開催するなど、委託事業者の資質向上に努めるとともに、事業が適切に実施されるよう継続的な指導をお願いしたい。

また、各都道府県におかれても、本ガイドラインの重要性を再度認識し、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。

## ② 利用者支援事業の事業類型について

利用者支援事業は、以下のとおり「基本型」・「特定型」・「母子保健型」の3つの事業類型があり、利用者支援事業を実施する際は、支援の対象や目的、地域の特性などを総合的に考慮した上で実施するようお願いしたい。

#### ア 基本型

「利用者支援」の取組として、身近な立場である利用者支援専門員が利用者の目線に立ち、利用者の個別ニーズを的確に把握した上で、子育て支援に関する施設や事業等のみならず、医療・保健等の隣接する他の領域のフォーマルな事業や、近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルな取組も含め、その利用者に最もふさわしい支援のあり方を提示し、最適な子育て支援に関する施設や事業等の円滑な利用につなげていくよう支援する。

また、「地域連携」の取組として、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整・連携・協働の体制づくりや、子育て支援に関する施設や事業等のほか、隣接する他の領域のフォーマルな事業、あるいは地域のインフォーマルな取組も含め、地域の子育て支援に関わる社会資源について必要な情報を収集・蓄積し整理するものである。

なお、利用者の目線に立った寄り添い型の支援が重要となるため、地域子育て支援拠点や保育所など利用者が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所で実施することが有効と考えられる。

また、一定の場所での実施のみならず、両親（母親・父親）学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向いて、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供、保育に関する相談や情報提供等の取組を併用することも有効な手段である。

さらに、障害児、多胎児のいる家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、配慮が必要な子育て家庭等に対応するための加算も併せてご活用いただきたい。

#### 【具体的な相談内容例】

- ・ 子育て全般に関すること。
- ・ 突発な事情等による子どもの預かりに関すること。
- ・ 子どもの発達状況に関すること
- ・ 保育所や保育サービスに関すること

## イ 特定型

待機児童の解消等を図ることを主たる目的として実施するため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう「利用者支援」を実施することとしている。なお、「地域連携」については、行政が地域連携の機能を果たすことを前提としているため、行政職員によるサポートが可能となる行政の窓口等が主たる実施場所になると想定される。

特定型の実施に当たり、行政における利用者支援事業の担当職員は、こうした特定型の特徴・意義を十分理解し、利用者の個別ニーズを引き出しやすい相談姿勢と寄り添い型の支援を心がけるとともに、一般の子育て支援に関する相談など特定型の守備範囲外の施設・事業等の利用が適当と思われる場合には、速やかにこれらの施設・事業等の担当部署につなぐ必要があることにご留意願いたい。

### 【具体的な相談内容例】

- ・ 保育所の入所に関すること
- ・ 保育サービスに関すること

## ウ 母子保健型

市町村保健センター等の母子保健に関する相談機能を有する施設を実施場所として、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談支援や情報提供等を実施するものである。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は本事業に基づく支援のみならず、妊娠・出産包括支援事業などの様々な母子保健施策による支援等も必要であるため、関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦への支援を整備するための体制作りを行うこととなっている。

### 【具体的な相談内容例】

- ・ 妊娠・出産・子育てに関すること
- ・ 母子保健サービスに関すること

なお、令和2年度の交付決定ベースによる実施箇所数は、基本型が888箇所、特定型が394箇所、母子保健型が1,582箇所となっており、実施市町村数は、1,237市町村（72%）と前年度（1,056市町村、60%）と比べて着実に実施いただいているところであるので、各自治体におかれは、引き続き本事業の積極的な実施をお願いしたい。

## ③ 相談等の記録及び管理について

相談を受けた際には、相談内容や個別ニーズの把握内容、支援等の事例経過について記録し管理しておくことが重要である。

これらの記録は、継続的な支援の資料とするほか、関係機関や関係者等との適切な情報共有や、継続的な支援を受けている利用者の状態に合わせた適切な支援内容の見直しの資料とするなど、幅広く活用するようお願いしたい。

なお、相談支援の記録の作成、関係機関や関係者等への閲覧等に関しては、前もって利用者の承諾を得ることが原則となる。

また、業務上知り得た個人情報適切に管理するため、保管方法、保管場所、閲覧権限、保存年限、個人情報に留意した廃棄方法等の記録の管理方法について、各自治体の条例や規則等に基づき実施するようお願いしたい。

さらに、本事業を委託等により実施する場合、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等について一定の規程を設けるなど、委託等に係る業務上知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じるとともに、委託先の職員に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させるよう努めていただきたい。

## (2) 加算事業について（関連資料15・17参照）

利用者の置かれた状況やニーズは多様であり、就労している利用者への対応や、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への対応など、個別の家庭状況に即した支援が必要となる。

また、障害児や多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等に対しては、きめ細やかで専門性の高い支援が求められる。

市町村におかれては、利用者の視点に立った機能強化の推進を図る必要があるため、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

### ① 夜間・休日の時間外相談加算

基本型と特定型において、就労している利用者など、主に、通常の開設時間帯に相談できない利用者などに対して、夜間や休日の相談支援を実施し、きめ細かいニーズや意向、状況を丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援につなげている場合に加算することとしている。

実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、本事業の目的を踏まえ、次年度の保育所等入所申込時期（期間）などの繁忙期のみの実施についても補助の対象としているので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：177か所（令和2年度交付決定ベース）】

## ② 出張相談支援加算

基本型と特定型において、様々なニーズに対応するため、常設の場所での実施のみならず、状況に応じて、両親（母親・父親）学級や乳幼児健診、地域で開催されている交流の場など様々な場所に出向き、子育てに関する全般的な相談や情報提供、地域の保育所や保育の利用に関する相談支援を実施した場合や、多胎児のいる家庭など、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への戸別訪問相談支援を実施した場合に加算することとしている。

特に戸別訪問相談支援については、困難な事情を抱えた子育て家庭のニーズや状況をいち早く把握することで、予防的な働きかけを行い、状態の更なる悪化の防止となるため、これらを積極的に活用し、早期発見・早期対応に努められたい。

また、実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、出張相談支援が必要と判断した時期（年度当初や乳幼児健診実施日等）に限った実施や、出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な実施についても補助の対象としているので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：148か所（令和2年度交付決定ベース）】

## ③ 機能強化のための取組加算

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村が、継続した支援を実施するため、平成29年度より、基本型と特定型において、夜間・休日の相談支援の実施や様々な場所への出張相談等を実施した上で、基本事業に従事する専任職員を2名以上配置し、利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための相談支援機能を強化した場合に加算することとしている。

なお、本加算については、①又は②の加算事業の実施が要件となっており、①又は②の加算事業を実施しない月は対象外となるため、ご留意願いたい。

【実施か所数：22か所（令和2年度交付決定ベース）】

## ④ 多言語化のための取組加算

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月

25日関係閣僚会議決定)において、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語化対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。」とされていることから、令和元年度より、利用者支援事業で、通訳者の配置や通訳タブレットサービス等の利用により、外国人子育て家庭等に対してもきめ細やかな支援を行う場合に加算を行っている。

なお、令和元年12月20日関係閣僚会議決定において改訂された「外国人材の受入・共生のための総合的対応策(改訂)」においても、上記取組については引き続き推進するとされている。

【実施か所数：334か所(令和2年度交付決定ベース)】

#### ⑤ 配慮が必要な子育て家庭等への支援加算

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、利用者支援事業所に、専門的な知識・経験を有する職員を配置した場合に加算することとしている。

【実施か所数：185か所(令和2年度交付決定ベース)】

#### ⑥ 多機能型地域子育て支援の取組への加算

利用者の視点に立った機能強化を推進するため、多機能型事業として、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組を進めることとしている。具体的には、基本型において、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う場合に加算することとしている。

#### ⑦ 一体的相談機関との連携等の取組加算の創設

市区町村において、身近な子育て支援(保育所、地域子育て支援拠点等)による身近な相談機能の整備を推進するため、令和4年度予算案において、基本型を実施する事業所等が、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象とする一体的相談機関との連携や身近な相談先としての機能を果たすために必要な取組を行った場合の加算を新たに計上しており、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

### (3) 整備費について(関連資料18参照)

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- ・ 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

により実施しており、それぞれの特色は次のとおりである。

#### ① 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や増改築、大規模な改修などの整備を実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、多様な主体の参画を積極的に進めていただきたい。

#### ② 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

開設準備経費の簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して利用者支援事業を実施する場合に必要な

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

なお、実施に当たっては、予定している工事等が次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕に該当するか、子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕に該当するかを適切に判断し実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、利用者支援事業所の整備が子育て支援の推進だけでなく、空き店舗の活用等による地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

#### (4) 多様な子育て支援事業との一体的な実施について

利用者支援事業は、「子ども及びその保護者の身近な場所」を実施場所としているが、これは、利用者の個別ニーズは、何気ない日常の会話（相談）から把握されることが多く、そうした会話（相談）を行うためには利用者が日常的・継続的に利用できる地域子育て支援拠点や保育所などの敷居の低い場所が有効と考えられるためである。

こうした地域子育て支援拠点や保育所等において利用者支援事業を一体的に実施するとともに、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）なども併せて実施する子育て支援の取組について、以下のような効果が確認されている。

- ・ 地域子育て支援拠点に子どもと遊びに来たついでに、利用者支援専門員と会話することで、少し気になっていたことを聞くことができるため、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決が図られ、子育て家庭に対して予防的な関わりを持つことができる。
- ・ 地域子育て支援拠点で併せて利用者支援事業を実施する場合、利用者にとって地域子育て支援拠点が通い慣れた日常的な場所であるため、利用者を感じる相談に対する抵抗感が軽減されている。

また、特別な相談窓口等に行くわけではなく、顔見知りの利用者支援専門員が対応してくれるため、利用者の相談に対する精神的負担が軽減されている。

- ・ 地域子育て支援拠点において実施されている一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した「子どもを預けての相談」ができるため、利用者は子どもに気をとられることなく、相談に集中し、時間をかけてじっくりと話すことができる。
- ・ 多様な子育て支援事業を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。

なお、地域子育て支援拠点において利用者支援事業を併せて実施する場合は、利用者支援専門員と、地域子育て支援拠点等に従事する者が守秘義務等に留意しつつ、相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築することが必要である。

各自治体におかれては、多様な子育て支援事業との一体的な利用者支援事業の積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

### 3. 地域子育て支援拠点事業について

#### (1) 地域子育て支援拠点事業の実施について

##### ① 地域子育て支援拠点事業について (関連資料19・20参照)

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親とその子ども(以下、「子育て親子」という。)が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり事業等)、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

##### ② 地域子育て支援拠点事業の実施について (関連資料21・22参照)

###### ア 地域子育て支援拠点事業の実施について

地域子育て支援拠点事業は、以下の4つの基本事業を実施した上で、事業の実施状況により「一般型」と「連携型」の2つの事業類型に分けて実施している。

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

このうち、月1回以上開催する講習の内容については、原則地域子育て支援拠点を利用する子育て親子を対象とした子育て支援に関する講習等が主となるが、子どもとの時間を確保するための効率よい家事のテクニックや歯科(歯磨き)指導、栄養指導などの専門的な講習など、子育て親子のニーズや要望を幅広く取り入れて柔軟に対応しながら実施していただきたい。

また、講師については、地域子育て支援拠点に従事する職員が対応することも想定されるが、謝金等により講師を招いて実施することも差し支えないので、市町村においては、子育て親子にとって有

意義な講習を検討し、積極的な実施をお願いしたい。

#### イ 専任職員の配置要件について

地域子育て支援拠点事業の職員配置要件について、実施要綱による一般型の職員配置要件は、専任職員を2名以上配置することとなっている。専任職員とは、地域子育て支援拠点を開所している時間帯を通して必ず配置され、開設時間帯は地域子育て支援拠点事業以外の業務に従事できない職員であるので、十分ご留意願いたい。

また、連携型は専任職員を1名以上配置することとなっているが、これは連携型の実施場所である児童館等の児童福祉施設等に従事している職員等のバックアップ（協力）を受ける体制を整えることが要件となっているので、この点も十分ご留意願いたい。

#### ウ 出張ひろばについて

出張ひろばは、平成19年度に策定された「地域子育て支援拠点事業実施要綱」において、「出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。」と要件が記載され、本格的な地域子育て支援拠点事業へ移行するための準備期間として実施する加算事業として位置づけられた。

この要件は、平成22年度の実施要綱から削除されたが、これまで出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件は、原則年間を通して同じ場所で実施することと運用してきた。

しかしながら、子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じてはいるが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年度より、これまでの実施要件に加え、実施元である地域子育て支援拠点が複数の場所において出張ひろばを週1～2日、かつ1日5時間以上実施する場合も加算の対象とする運用の見直しを行ったので、市町村におかれては、出張ひろばの実施について、積極的な活用に努めていただきたい。

#### エ 地域支援について

地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行う等の取組を実施した場合に加算を行っている。多胎育児家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少な

くなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、当該加算を活用して、地域子育て支援拠点を利用できない家庭に対しての訪問支援等により、子育てに関する相談・情報提供を行うなどの対応をお願いしたい。

オ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における国庫補助基準額の月割りについて

これまで、交付要綱における地域子育て支援拠点事業の国庫補助基準額については、年額のみとしていたが、平成30年度より、事業実施月数が12月に満たない場合の国庫補助基準額は、各基準額ごとに算定された額に「事業実施月数÷12」を乗じて算出された月割り額としているので、ご留意願いたい。

なお、年度途中に開設日数の変更等により比較する基準額が複数となる場合は、それぞれの事業実施月数に応じて算出された基準額（月割り額）と比較するようお願いしたい。

カ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における常勤職員の取り扱いについて

交付要綱における「常勤職員を配置する場合」の常勤職員とは、原則として地域子育て支援拠点事業に「週40時間程度従事する者」を想定している。

しかしながら、「常勤」は法令等による定義がないため、最終的には、実施主体である市町村が、地域性や地域における雇用環境、勤務体系などを考慮した上で、条例等により「常勤職員」の定義を定めている場合を含め、「常勤職員」について柔軟に判断することが必要となる。

このため、判断に当たっては、第三者に対して的確に「常勤職員」の考え方を説明できるように論拠を整理しておくようご留意願いたい。

キ 子育て親子の安全確保について

地域子育て支援拠点を利用する子育て親子の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各市町村におかれては、事故等の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう引き続き子育て親子の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。

さらに、利用親子の入退館を管理・記録し、利用親子の状態を見極めた予防的な関わりに努めるとともに、安全な利用環境の確保に

努めていただきたい。

ク 妊娠中の方の利用について **(関連資料23参照)**

妊娠中から子育て関連情報を得られることや、現に子育てをしている子育て親子との交流による不安の解消が図られること等につながることから、妊娠中の方やその家族も地域子育て支援拠点事業を利用することができるため、事業者、利用者等へ周知をお願いしたい。

ケ 障害者等への支援について **(関連資料24参照)**

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、発達が気になる子どもや障害児及びその保護者に対する地域子育て支援拠点における支援の実態調査や全国の先進的な取組事例の把握を行い、障害児等への支援の取組・方法やその効果、課題等に関する詳細な分析や事例集の作成を行っているところである。本調査研究の成果物については、追って厚生労働省ホームページなどでお示しすることとしているので、事業者、利用者等への積極的な周知をお願いしたい。

**(2) 整備費について** **(関連資料25参照)**

地域子育て支援拠点事業の実施場所の整備に対する支援は、

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- ・ 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業〔統合補助金〕

により実施しており、それぞれの特色は次のとおりである。

① **次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕**

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や増改築、大規模な改修などの整備を実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、多様な主体の参画を積極的に進めていただきたい。

② **子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕**

地域子育て支援拠点を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

本経費での簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要なとなる

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

### ③ 児童虐待・DV対策等総合支援事業〔統合補助金〕

既に実施している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

本事業での簡易な修繕とは、これまで実施している施設の改修及び、移転に伴う既存施設の改修により地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要なとなる

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

なお、②又は③については、地域子育て支援拠点事業が新規か継続かを確認した上で実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、地域子育て支援拠点の整備が、子育て支援の推進だけでなく、空き店舗の活用等による地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

## (3) 指導者養成等研修（地域の子育て支援機能等強化事業）の実施について

地域子育て支援拠点事業の従事者等を対象として、平成27年度から厚

生労働省の委託事業により「地域の人材による子育て支援活動強化研修」を実施しているところである。本研修は、地域で実施されている子ども・子育てに関する先駆的・創意工夫のある取組等について、知識の習得や情報共有等を行い、受講者の知見や支援技術の向上を図るとともに、各受講者が地域の指導者的立場に立ち、その地域の実践者等に対して、研修で得た情報や事例等を周知し、効果的な実践につなげていくことで、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的としている。

【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。令和3年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託）】

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、全国セミナー及びブロック研修4か所すべてをオンラインにより実施し、地域子育て支援拠点において取り組むべき4つの基本事業の再確認や、効果的な実践方法等を研修内容として実施したところである。

地域の子育て支援の強化には、こうした研修を通じて、各地域での取組の経験・ノウハウの共有や普段の活動内容の評価などを行うことが必要であり、令和4年度も引き続き本研修を実施することとしているので、自治体担当者を含め積極的な受講をお願いしたい。

なお、令和4年度における本研修の開催地は今後決定することとなるが、開催地となる都道府県におかれてはご協力をお願いしたい。

#### （4）地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業について

（関連資料26参照）

これまで、地域子育て支援拠点事業の職員研修については、（3）の指導者養成等研修のほか、

- ・ 新たに地域子育て支援拠点に従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

の実施に係る費用に対して必要な予算を計上してきたところであるが、平成30年度より、

- ・ 中堅職員に必要となる知識・技能等の習得等資質の向上を図るために、「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」

【実施主体：都道府県、市町村】

を創設し、都道府県や市町村において専門的な研修を実施するために必要な費用を補助している。地域子育て支援拠点において、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただきたい。

また、一部の自治体におかれては、独自の研修事業として、地域子育て支援拠点事業の質向上のための職員研修を実施していると承知しているが、本研修事業をご活用いただき、受講対象者枠の拡大や、研修回数を増やすなど、職員の資質の更なる向上にご尽力いただきたい。

各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村が本研修事業を実施する際に、地域子育て支援拠点事業に精通した者や大学の教職員等を講師として紹介するなど、職員の資質向上に向けた積極的な事業の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

#### (5) 多様な子育て支援事業との一体的な実施について

地域子育て支援拠点において、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業などを併せて実施する子育て支援の取組を展開することは、地域における総合的な子育てに関する支援拠点として多様かつ複合的な支援効果が期待できることから、このような取組を実施する市町村が増えつつある。

多機能型支援の取組状況等に関する調査研究（平成28・29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によると、

- ・ 地域子育て支援拠点での交流支援を中心として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の登録や必要に応じて他の子育て支援サービスにつなぐことができるため、無理なく子育て支援事業の活用が図られ、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決に向けた支援の予防的な機能が発揮される。
- ・ 子育て親子にとって日常的な場所である地域子育て支援拠点において利用者支援事業を利用できるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される。
- ・ 多機能型支援を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。
- ・ 訪問支援によりつながった、心配な家庭を地域子育て支援拠点や利用者支援事業につなぐことで、親子の見守り（モニタリング）機能を果たせる。
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を入り口として、地域子育て支援拠点や利用者支援事業の利用に結びつくことで、より幅広い利用者層をカバーできる。

などの支援効果が見込まれるため、子育て支援の有効な取組であると考えられる。

このため、各自治体におかれては、地域における総合的な子育て支援拠点としての役割が一層高まることが期待される多様な子育て支援事業との一体的な実施の必要性・有効性について十分了知いただくとともに、積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

#### **(6) 地域子育て支援拠点と関係機関との連携について**

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）では、発達障害者の家族が地域から孤立してしまい、その結果児童虐待につながってしまうということがないよう、都道府県及び市町村は発達障害者の家族及びその関係者への支援に努めることとしており、厚生労働省では、「ペアレントプログラムの導入促進について」（平成29年9月22日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）を発出し、保護者に対してより前向きに子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施について周知を図ったところである。

ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、より前向きに子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する考え型をより前向きにすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ保護者にも有効とされている。

また、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、資質向上につながることも期待されるため、市町村におかれては、積極的に活用いただくようお願いしたい。

### **4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について**

#### **(1) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について** （関連資料27参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、地域における育児の相互援助活動を推進するため、乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業である。

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合は、子ども・子育て支援交付金において、運営費や土日実施等の加算事業に対する補助を行っているので、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

一方で、ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中の子どもの安全確保のため、援助を行う会員の質の確保・向上を図るための取り組み等が適切に行われることが重要であることから、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年9月20日付け子発0920第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、事業の実施に当たり必要な基本的事項を示していることから、事業の実施に当たってはご留意いただきたい。

## （2）援助を行う会員及びアドバイザーの資質向上等について

（関連資料27参照）

預かり中の子どもの安全対策等のため、AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとし、また、少なくとも5年に1回、これらの講習のフォローアップ講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしていることから、適切な講習実施についてお願いしたい。

また、問題を抱えた親、多胎児や障害児のいる家庭、ひとり親家庭などの配慮が必要なケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増してきていることから、アドバイザーの資質向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資するため、アドバイザー研修事業の趣旨もご理解いただきたい。

令和4年度予算案では、引き続き、提供会員等への講習やアドバイザー向け研修に係る経費について子ども・子育て支援交付金の助成対象としているほか、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費においても助成対象として都道府県・市町村へ補助することとしている。令和2年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費における当該研修に関する交付申請件数が非常に少ない状況にあるため、預かり中の子どもの安全対策等の観点から、当該事業を活用し、積極的な研修実施に加え、子育て支援員研修の地域保育コースのファミリー・サポート・センター事業

専門研修についても、積極的な研修実施をお願いしたい。

### (3) 基本事業及び病児・緊急対応強化事業の拡充について

ファミリー・サポート・センター事業の円滑な実施を促進するため、令和4年度予算案において、会員数及び利用件数に応じて設定している基本事業及び病児・緊急対応強化事業の補助基準額に新たな区分を設定し、会員数及び利用件数の多い自治体を支援することとしたため、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

### (4) 援助を行う会員の確保方策等について (関連資料28参照)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、提供会員の確保方策、配慮が必要な子育て家庭等への対応方法等、ファミリー・サポート・センターが抱える課題及び対応方策について、実態把握や課題の整理、提供会員確保等に関する各センターの取組事例の収集を行っているところである。本調査研究の成果物については、厚生労働省ホームページなどで追ってお示しすることとしているので、関係者への積極的な周知をお願いしたい。

### (5) 事故報告等について

平成29年11月10日付けで児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、市町村に対して、本事業に関わる事故の把握及び事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ都道府県知事へ報告することが義務づけられた。

また、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当及び認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び健康教育・食育課長並びに厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長及び家庭福祉課長連名通知)において、重大事故については、都道府県等を経由して国へ報告を行うこととしているので、ご了知の上、管内市町村及び事業者に対し、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるよう周知をお願いする。

#### ○重大事故の内容

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案

が生じた時点で報告すること。)

集約した重大事故に係る報告の情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」(※)において公表することとしているので、ご了解願いたい。

(※) 掲載先

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

なお、児童福祉法施行規則に、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されているため、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いする。

## 5. 児童厚生施設について

### (1) 児童館の運営について

児童館については、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」(平成30年10月1日子発1001第1号)において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図られたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

#### <児童館の活動内容>

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ①遊びによる子どもの育成     | ②子どもの居場所の提供      |
| ③子どもが意見を述べる場の提供  | ④配慮を必要とする子どもへの対応 |
| ⑤子育て支援の実施        | ⑥地域の健全育成の環境づくり   |
| ⑦ボランティア等の育成と活動支援 | ⑧放課後児童クラブの実施と連携  |

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待の発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待されるところであり、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

## (2) 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

### ① 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されている。子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

### ② 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としており、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

### ③ 乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の一つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。児童館ガイドラインにおいても、「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」を示している。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていることを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））等を活用して、乳幼児親子と中・高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただき、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

### （3）児童館等に従事する者の人材育成について

#### ① 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、令和4年2月6日（日）に開催したところであるが、令和4年度においても同様に実施する予定であるため、詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

#### ② 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべての子どもを対象とし

た遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

#### (4) 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について (関連資料29)

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(平成27年5月設置。以下「専門委員会」という。)では、15回にわたって、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行ってきた。

専門委員会における検討内容及び結果は、「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」(平成30年9月20日)として報告書にまとめられている。(URL ; <https://www.mhlw.go.jp/content/000359262.pdf>)

専門委員会は今後も継続し、本報告書で示された課題等も踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。

令和3年度は専門委員会での議論を踏まえ、児童館における発達段階に応じた遊びのプログラム、福祉的課題を抱える家庭への支援活動、非常時の児童館活動の開発等を委託事業で実施している。成果物は追ってお示しすることとしているため、ご活用いただきたい。

また、令和4年度予算案においても、引き続き「児童館等における遊びのプログラム等の開発・普及」に係る経費を計上し、地域の児童館等での遊びのプログラム等の普及・浸透を図ることとしている。

#### (5) 児童館における第三者評価基準ガイドラインについて

児童館における第三者評価基準ガイドラインについては「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」(平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号)並びに「児童館ガイドラインの改正について」(平成30年10月1日付け子発1001第1号)の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討を行い、令和2年9月3日付けで改正を行ったところである。

各都道府県においては、本ガイドラインについて都道府県推進組織、

貴管内市町村等の関係者に対する周知をお願いする。(URL ; <http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>)

## (6) 児童厚生施設に対する財政支援措置について

### ① 令和4年度予算案について

(関連資料30)

児童館については、

- ・ 発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動
- ・ 要支援児童・家庭への支援、地域における見守り支援体制の構築
- ・ 他施設（地域子育て支援拠点事業、公民館、児童遊園等）へのアウトリーチ

等総合的に展開できることが求められているが、具体的な対応例が示されていないこと等から、取組が進んでいない。

このため、令和4年度予算案において以下のとおり設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、横展開が可能となるような事例集の作成に要する経費について計上しているので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

(参考：テーマ例)

- ・ 発達段階等に配慮した健全育成活動  
年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機械提供に資するもの 等
- ・ 子どもの権利を基盤とする健全育成活動  
子どもの意見尊重や主体的な活動、児童館ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの 等
- ・ 福祉的な課題への対応  
相談支援体制の構築、関係機関との連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの 等

### ② 令和3年度補正予算について

(関連資料31)

児童厚生施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、令和3年度補正予算（保育対策総合支援事業費補助金）において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を計上しているので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

なお、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となっているので、各都道府県等におかれては、支援を必要とする児童厚生施設へ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

### ③ 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているので、各自治体におかれては、地域における子どもの健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

## 6 児童委員・主任児童委員について

### (1) 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、子どもの自殺や貧困等、子どもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化している。また、都市化、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員・主任児童委員への期待は高まっているが、一方、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないことが課題となっている。

乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、児童委員・主任児童委員が地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後とも地域における身近な相談役として活躍できるよう、各自治体におかれては、活動環境の整備について一層のご協力をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、各自治体におかれては、引き続き地域の実情に応じた柔軟な活動ができるよう検討・配慮されるとともに、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ収集し、これらの情報を民生委員・児童委員に提供されたい。

## (2) 関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、子どもの健全育成のための地域活動（児童館、子育てサークル、子ども会等）の援助・協力など、情報の共有を含めた地域との関係づくりが必要である。児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生予防・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもをはじめとする要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、要保護児童対策地域協議会の構成員として児童委員・主任児童委員の積極的な参加が求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対策地域協議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応の円滑化が期待できる。なお、児童福祉法第25条の3に基づく資料又は情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないので留意されたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、行政において児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員と学校関係者が協力・連携して子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことができる環境づくりに努めていただきたい。

各自治体におかれては、児童委員の職務が円滑・適切に遂行されるよう、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的に企画・実施していただくようお願い

したい。

また、研修の企画・実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

### (3) 児童委員・主任児童委員の一斉改選について

児童委員・主任児童委員の任期は、民生委員法(昭和23年法律第198号)で3年と定められており、令和4年12月1日にその一斉改選を迎える。そのため、各自治体においては、定数に関する市区町村に対する意見徴収、定数の見直し、定数条例の改正、次期候補者の推薦事務、委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務等の事務処理が必要となる。各自治体におかれては、関係通知を踏まえつつ、一斉改選の事務に遺漏のないよう準備を進めていただきたい。

(参考)令和4年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール

業務内容	令和4年 改選日程	令和元年 改選実績
① 物品発送時期・発送先に係る事務連絡 (厚生労働省⇒自治体)	8月中旬	8月22日
② 定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日
③ 民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の 提出(自治体⇒厚生局)	9月30日	9月30日
④ 委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚生労働省⇒自治体)	11月上旬	11月上旬
⑤ 徽章発送 (厚生労働省⇒自治体)	11月上旬	11月中旬
⑥ 一斉改選	12月1日	12月1日
⑦ 改選結果報告 (厚生局⇒厚生労働省)	12月13日	12月13日
⑧ プレスリリース (厚生労働省)	1月上旬	1月10日

### (4) こども家庭庁創設に係る民生委員・児童委員制度の運用について

民生委員・児童委員の関係については、こども家庭庁創設に伴い、民生委員法と児童福祉法を所管する省庁が異なることとなり、児童委

員制度はこども家庭庁が所管することとなるが、民生委員・児童委員の委嘱や主任児童委員の指名については、引き続き、厚生労働大臣が行うこととしている。その上で、厚生労働省とこども家庭庁が連携・協力を行い、これまでと変わらず一体的な運用を行っていく。

各地方公共団体におかれても、これを踏まえ、引き続き、民生委員・児童委員及び主任児童委員の一体的な運用を進めていただきたい。

## 7. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織においては、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、各地域で多様な子育て支援活動を実施している。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に「乳幼児触れ合い体験」に関する内容が盛り込まれているが、「乳幼児触れ合い体験」の実施に当たり、地域の乳幼児親子と関わりのある母親クラブや子育てNPO等の地域組織と中学校や高等学校等との協力関係・連携が図られるよう、管内市町村への情報提供及び助言等をお願いしたい。なお、「乳幼児触れ合い体験」等を実施する際は、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））の活用が見込めるので、積極的に実施していただくようお願いしたい。

なお、母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

## 8. 児童福祉週間について

（関連資料32参照）

### （1）趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

## (2) 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（令和3年8月1日～9月30日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げます。当該期間中、4,299点の応募があり、選考の結果、次の作品を令和4年度児童福祉週間の標語に決定した。

＜令和4年度児童福祉週間標語＞

見つけたよ 広がる未来とつかむ夢

(愛知県 15歳)

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしており、管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

## 9 児童福祉文化財について

(関連資料33参照)

### (1) 推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、令和2年度には、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で39作品が推薦された。

### (2) 広報・啓発について

厚生労働省では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。令和4年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただく

ようお願いしたい。

### (3) 文化芸術に関する施策の推進について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）を定めた。文化芸術推進基本計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間（第1期）とし、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、その中に、児童福祉文化財等が盛り込まれている。各地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされていることから、地域の特性を活かした文化芸術推進に積極的に努められたい。

文化芸術推進基本計画（平成30年3月6日閣議決定）（抜粋）

#### 第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

##### 4 戦略4 関連

- 子供の道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子供の健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果をもつ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行う。
- 優れた児童福祉文化財のポスター・年報等を作成し、地方自治体等と連携して、広報・啓発に取り組む。
- 子供の健やかな成長、子供や家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、地方自治体等と連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子供を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。

## 10. 子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について （関連資料34参照）

## (1) 子ども・子育て支援を担う人材に対する研修の充実について

### ① 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施しているところであり、各自治体におかれては、本事業のより積極的な活用をお願いしたい。

特に、ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業については、交付申請件数が非常に少ない状況であるが、預かり中の子どもの安全対策等の観点から、当該事業を活用し、積極的な研修実施にご尽力いただきたい。

なお、追って事前協議を実施するので予めご承知置き願いたい。

### ② 子育て支援員研修の充実について

子育て支援員研修については、平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」により、研修科目やその内容を定めている。また、平成27年5月21日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」においては、各研修科目のシラバスを定め、研修実施者間での研修内容の標準化を図っているところである。

さらに、子育て支援員研修に係る研修内容の更なる充実及び標準化を図るためシラバスをより詳細にした「標準的な履修・指導内容」を作成し、厚生労働省ホームページに掲載（※）しているので、実情に応じて活用いただき、引き続き本研修事業への積極的な取組をお願いする。

（※）掲載先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodom\\_o\\_kosodate/topics/tp160510-01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodom_o_kosodate/topics/tp160510-01.html)

### ③ 子育て支援員研修の積極的実施について

子育て支援員は、子ども・子育て分野の各事業に従事することが期待されているところであり、各自治体におかれては、子育て支援の各分野において、必要な養成者数等を把握した上で子育て支援員研修を積極的に実施いただき、多様な人材の確保に努めていただきたい。

### ④ 子育て支援員研修等に係る公開プロセスへの対応

厚生労働省において実施された平成29年度の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る行政事業レビュー公開プロセスにおいて、研修

の受講方式及び修了評価の方法について以下のコメントが出されている。

<コメント抜粋>

できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、e-ラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また、研修効果の評価方法についても工夫すべきである。

これを受け、子ども・子育て支援推進調査研究事業により、

- ・「子育て支援員研修におけるe-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究」（平成30年度）
  - ・「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修におけるe-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」（令和元年度）
  - ・「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究」（令和2年度）
- をそれぞれ実施し、その報告書等については、事業の実施主体のホームページに掲載（※）されているので、活用いただきたい。

また、令和3年度においては、令和2年度の調査研究結果に基づき、子育て支援員研修のうち映像教材が適切な研修受講に資すると考えられる科目（基本研修及び専門研修のうち、放課後児童コース）について、映像教材（DVD）の作成を行っている。当該映像教材については完成し次第、各都道府県の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金担当あてに送付するとともに、厚生労働省YouTubeチャンネルでも公開する予定であるので、研修の効率的・効果的な実施に資するようご活用いただきたい。

（※）掲載先

- ・平成30年度分

[https://www.murc.jp/report/rc/policy\\_research/public\\_report/koukai\\_190426/](https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_190426/)

- ・令和元年度分

[https://www.murc.jp/report/rc/policy\\_research/public\\_report/koukai\\_200427/](https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_200427/)

- ・令和2年度分

[https://www.murc.jp/report/rc/policy\\_research/public\\_report/koukai\\_210412/](https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_210412/)

## ⑤ 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の実績報告について

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金については、例年、事業終了後に実績報告を行っていただいているところであるが、近年、実績報告に基づく補助金額の確定後に、実績報告内容の誤りにより再確定を行う事例が散見されている。報告誤りの主な理由としては、補助金執行担当部署と事業担当部署が異なるため、十分な確認がなされていないまま報告されていること等が挙げられる。については、実績報告提出時の関係部署間での緊密な連携や複数人による十分な確認等を徹底していただくようお願いする。

## (2) 子ども・子育て支援推進調査研究について

子ども・子育て支援に関する課題や問題点等について検討・検証するための調査研究事業を実施している。現在、令和4年度の公募テーマの詳細は検討中であるが、追って公募を行う予定であるので、御承知おきいただくとともに、公募が行われた際には管内市町村及び関係法人に周知をお願いする。

## 1 1. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(関連資料35・36参照)

### (1) 児童福祉施設等の整備について

#### ① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じており、

令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算案では、

- i) 児童福祉施設等の感染症対策のための改修メニューの創設、
- ii) 産後ケア事業を行う施設の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)
- iii) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化のための整備を行うための費用を計上している。

各都道府県等におかれては、これらの補助制度を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防災・減災対策を着実に進めていただきたい。

※安心こども基金で実施する一時保護所の定員超過解消に係る整備費については「【家庭福祉課本課関係】1(3)」を参照。

## ② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和4年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、1.4%増の改定を行う予定（注）であるのでご了解いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

## ③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、令和4年度も引き続き実施することとしているので、ご了解願いたい。

（貸付事業一覧）

- ・ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置
- ・ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- ・ 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- ・ 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置

## ④ 木材利用の推進及びCLTの活用について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が改正され、国や地方自治体が整備する公共建築物に加え、民間建築物についても、木材の利用の促進を図ることとされている。また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、政府としてCLT活用促進のための取組を行っている。

児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

現在、政府においては、令和3年3月のCLT活用促進に関する関係省庁連絡会議において、林業・木材産業の活性化による地方創生の促進や2050年カーボンニュートラル及びグリーン社会の実現に向けて、更なる利用拡大を目指すことを第一に新ロードマップを策定したところであり、関係省庁が連携して取り組んでいる。

#### ⑤ しっくい塗りの活用について

平成31年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（※）の「15章左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくいまるわかり大辞典」が公開されているので、ご活用いただきたい。

（しっくい丸わかり大辞典）

<https://sikkui.net/>

#### ⑥ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ脱炭素社会づくり）は重要な課題であり、政府では令和2年10月に「2050カーボンニュートラル」を宣言し、令和3年6月には「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。これを踏まえ、児童福祉施設等の整備においても積極的に脱炭素社会づくりに取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備に当たっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入や、木材利用を促進する等の地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

#### ⑦ PFI手法を活用した施設整備の推進について

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資するPFI事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省としても、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進しているところであり、次世代育成支援対策施設整備交付金等においても、財政支援の対象としているので、PFI手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いする。

（参考）内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/pfi/>

## ⑧ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図りたい。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- ・ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）など

## ⑨ 財産処分について

厚生労働省子ども家庭局所管の一般会計補助金等を受けて整備した児童福祉施設等を補助目的以外に転用等の財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」や「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日雇児発第0417001号）等に基づき、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の承認を得る必要があるが、これらの承認を得ることなく財産処分を行う等の事例が見られるところである。

この財産処分の対象となる一般会計等の補助金等には、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金だけでなく、少子化対策臨時特例交付金や子育て支援対

策臨時特例交付金（安心こども基金）等により取得し又は効用の増加した児童福祉施設等も含まれるものであり、管内市町村や社会福祉法人等への周知・指導を含め、財産処分の適切な事務手続を徹底されたい。

#### ⑩ インフラ老朽化対策の推進について

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらに、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。

これにより、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（＝「公共施設等総合管理計画」）を策定し、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設計画」を令和2年度末までに策定することとなっている。

厚生労働省では、令和元年12月に社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、通知（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年12月27日付け福祉部局連名通知））したところであるが、公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、令和3年3月末日時点で策定率は74%となっている。

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、児童福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であり、今年度内に個別施設計画の策定率が100%となるよう、引き続き各地方公共団体において取り組まれることをお願いする。なお、個別施設計画の見える化として、個別施設計画の主たる内容を自治体毎にまとめた一覧表を令和3年11月に厚生労働省ホームページに公表しているため、ご活用いただきたい。

また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の

平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究を行い、中長期的な施設の維持管理にかかる経費の試算方法について、上記の施設一覧と同様に令和3年11月に厚生労働省ホームページにて公表しているため、こちらについてもご活用いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を除く）に対して周知等の働きかけをお願いします。

《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房HP内）  
[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/index.html](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html)
- ・厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（厚生労働省HP内）  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>
- ・児童福祉施設等における個別施設調査（令和3年4月1日時点）（厚生労働省HP内）  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/dl/tp0416-02-05.pdf>
- ・インフラ長寿命化のための児童福祉施設等における更新費用等の算定に関する調査研究事業報告書（厚生労働省HP内）  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/dl/tp0416-02-01.pdf>

## （2）児童福祉施設等の安全の確保について

### ① 安全性に問題のあるブロック塀の改修について

（関連資料37参照）

平成30年6月に発生した大阪北部地震において、公共施設のブロック塀が倒壊し、女児が下敷きになって死亡するという痛ましい事故が発生したことを踏まえ、児童福祉施設等に所在するブロック塀については、安全性に問題がある場合は改修を行うよう自治体に通知等してきたところ。

当該震災から3年以上が経過しているが、安全性に問題があり改修などの対処が行われていないブロック塀が所在する施設が585箇所あり、昨今でも震度5弱を超える地震が頻発していることから、可能な限り早期に全てのブロック塀の改修等を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の安全性に問題のあるブロック塀の改修を推進しており、必要な予算も確保していることから、各都道府県等におかれては、安全性に問題のあるブロック塀の所在する児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金の活用を促すなど取組の推進をお願いします。

《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における耐震化整備及びブロック塀等の改修について」（令和3年12月14日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局保護課、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課 連名事務連絡）

② 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。

また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

《児童福祉施設等のうち報告対象となる施設》

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するものを建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

- ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
- ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
- ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

③ 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあつては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

#### ④ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしているところであるが、通知発出後もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、令和元年8月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- ・ 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- ・ 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであるため、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方をお願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

## ⑤ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

## ⑥ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震において、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所、平成30年大阪北部地震において68か所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 「児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）」（平成30年2月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

## ⑦ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々

ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和3年度予算案においても、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や保育所等整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」  
(平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知)
- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)
- ・ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第6号、雇児職発0331第1号、雇児福発0331第2号、雇児保発0331第2号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知)
- ・ 「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(令和3年6月17日府子本第738号、3初幼教第8号、子少発0617第1号、子保発0617第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、スポーツ庁政策課学校体育室長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働

省子ども家庭局保育課長連名通知)

- ・ 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・ 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

### (3) 児童福祉施設等の防災・減災対策について

#### ① 児童福祉施設等の耐震化等の推進について (関連資料37参照)

ア 児童福祉施設等の耐震化の状況については、令和3年10月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、平成31年3月時点の耐震化率90.8%(6.0万棟/6.6万棟)であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが掲げられるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、計画的な取組の推進をお願いする。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」

(社会資本整備総合交付金において実施)や、「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」(対象施設が避難場所となる建築物の場合)により、国が費用の1/3を助成することとしているので、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いする。

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備についても、引き続き推進していただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・ 「児童福祉施設等における耐震化整備及びブロック塀等の改修

について」(令和3年12月14日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局保護課、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課 連名事務連絡)

イ 平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助率の引き上げ(補助率1/2相当→2/3相当)や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資(無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策)を実施しているところである。  
関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

ウ 民間社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い民間社会福祉施設について、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、令和4年度においても継続することとしているので、各都道府県等におかれてはこれらの施設について速やかな対応をお願いする。

## ② 児童福祉施設等の防災対策について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、近年、特に梅雨前線や台風に伴う浸水害や土砂災害等の災害は毎年のように発生しており、令和2年7月豪雨では高齢者施設において14名の死者が出る浸水被害が発生している。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所(利用)していることか

ら、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和2年7月27日子保発0727第1号、子子発0727第1号、子家発0727第1号、子母発0727第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）により、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いする。

また、厚生労働省と国土交通省が共同で設置した「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」において、令和3年3月に高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策がとりまとめられたことを踏まえ、「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取り組み等について」（令和3年6月25日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長他連名通知）を発出し、

- ・令和2年7月豪雨災害を受けて、要配慮者利用施設における災害時の避難の実効性を確保することを目的として、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の一部改正を行い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成した避難確保計画について、市町村長が必要な助言又は勧告ができるようになったこと
- ・これと同時に、災害対策基本法についても一部改正し、市町村長に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化したこと

の上記2点について周知すると共に、計画作成のための留意点やチェックリスト等を送付しているので、各自治体におかれては本件につき、適切に御対応いただくようお願いする。

さらに、児童福祉施設等においては、災害時にあっても最低限のサービス提供が行えるよう、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成することが重要である。福祉施設におけるBCPの作成が進んでいないことから、各施設において作成の推進を図っていただくため、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を発出し、事業継続計画様式及び事業継続計画様式解説集をお示

ししているので、管内の市町村及び児童福祉施設等に対して周知されるとともに、作成の推進をお願いする。

### ③ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

更に、前述のとおり令和3年5月の同法の改正では、避難確保計画について市町村長が施設管理者等に対し、必要な助言又は勧告ができる制度が創設されたほか、避難訓練を実施した場合には施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（※）を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省では、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生

労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているほか、前述のとおり、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いしているところである。

また、各都道府県等におかれては、管内市町村への周知及び未だ計画が策定されていない施設に対して、速やかな計画策定を促す等適切な対応をお願いする。

(※) 参照資料

- ・ 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（国土交通省HP内）

<http://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf>

- ・ 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（国土交通省HP内）

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_manual201706.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_manual201706.pdf)

#### ④ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いする。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入等を積極的に行っていただくようお願いする。

#### ⑤ 災害発生時における被災状況の把握について（関連資料38参照）

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、被災施設等への支援の迅速化、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化を図るため、災害発生時の被災状況等を各施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステム（災害時情報共有システム）を令和3年度から活用し把握に努めている。

令和4年1月当初の時点で87.0%の自治体において施設情報を登録いただいているが、システムを用いた被災状況の正確な把握にあたっては、平時において、当該システムに正確な施設情報を登録しておく必要があることから、残りの施設情報未登録自治体においては、速やかに施設情報の登録をお願いする。

また、災害時に備え平時からの体制構築、関係機関との連携につ

いて引き続き強化していただくとともに、災害時に迅速かつ適切に被災状況の報告が行われるよう各自治体においては、当該システムの訓練機能を活用し操作方法の習熟に努めるようお願いする。

**⑥ 被災施設の早期復旧等** (関連資料39参照)

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図りたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

**⑦ 令和3年に発生した災害により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について**

令和3年に発生した災害等への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、被災施設の施設復旧に要する費用を計上しているので活用をお願いする。

**(4) 児童福祉施設等の運営について**

**① 苦情処理・第三者評価等について**

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサー

ビスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）においては、その処遇に関する入所児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いする。

ウ 児童福祉施設等の運営費については、不正使用など不祥事により児童福祉施設等に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

## ② 児童福祉施設行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされているが、地方分権改革に関する提案が寄せられたこと及び新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められていることから、「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催し、令和4年1月31日に報告書を公表した。これを踏まえた取扱い等については、追ってお知らせする予定である。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

### ③ 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、最新の情報や対応に当たっての留意事項等を厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)）に掲載しているので、ご参照のうえ、対応に万全を期していただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成29年12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老

健局総務課連名事務連絡)

- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ 「ノロウイルスに関するQ&A」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000187294.pdf>
- ・ 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡)
- ・ 「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて」(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡)
- ・ 「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

#### ④ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設(以下「学校等」という。)の設置者又は管理者は、

国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いします。

《参照通知》

- ・ 「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

### ⑤ 消費者事故等が発生した場合の通知について

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、「消費者安全法」（平成21年法律第71号）第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いする。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡、平成27年5月29日事務連絡（再周知））

## 12. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

（関連資料40参照）

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施しており、「復興・創生期間」は令和2年度で終了となるが、「復興・創生期間」後においても、心のケア等の被災者支援については、事業の進捗に応じた支援を継続するとされている。

このため、令和4年度予算案についても、被災地の支援ニーズや課題等を踏まえつつ、引き続き必要とされる支援を実施できるよう予算を確保しているため、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に尽力していただくようお願いする。

（「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（令和4年度）」として実施する事業）

- ①子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域に限る）
- ②遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域に限る）
- ③親を亡くした子ども等への相談・援助事業（原子力災害被災地域に限る）
- ④児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域に限る）

## 令和 4 年度予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

計数は、令和 4 年度予算案  
( ) 内の計数は、令和 3 年度当初予算額

## 1 放課後児童対策

## (1) 放課後児童クラブ運営費等

981 億円(922 億円) ※内閣府予算

子ども・子育て支援交付金

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の受け皿の整備を図る。

(令和 4 年度予算案における主な充実事項)

- 放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3% 程度(月額 9,000 円)引き上げるための措置(※)を、令和 4 年 10 月以降も、引き続き実施する。  
※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- 放課後児童クラブの「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充を行う。
  - ① 障害児を 6 人以上 8 人以下受け入れる場合は現行の 1 名に加え、更に 1 名の職員を加配(計 2 名)、障害児 9 人以上受け入れる場合は現行の 1 名に加え、更に 2 名の職員を加配(計 3 名)できるよう補助単価を拡充。
  - ② 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設。

(参考)令和 3 年度補正予算

## ○ 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業

109 億円 ※内閣府予算

保育士等処遇改善臨時特例交付金

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3% 程度(月額 9,000 円)引き上げるための措置を、令和 4 年 2 月から実施する。

※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

1

## ○ 地域子ども・子育て支援事業における感染症拡大防止対策に係る支援等

65 億円の内数 ※内閣府予算

子ども・子育て支援交付金

放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要な ICT 機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

## (2) 放課後児童クラブ施設整備費

84 億円(170 億円) ※内閣府予算

子ども・子育て支援整備交付金

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の国庫補助率高上げ(公立の場合: 国 1/3 → 2/3、民立の場合: 国 2/9 → 1/2)を継続する。

(令和 4 年度予算案における主な充実事項)

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(非接触型の蛇口の整備等)を追加する。

(参考)令和 3 年度補正予算

## ○ 放課後児童クラブの整備促進

12 億円 ※内閣府予算

子ども・子育て支援整備交付金

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

### (3) 放課後児童対策の推進

9億円の内数(9億円の内数)

保育対策総合支援事業費補助金

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する事業等を実施する。

## 2 地域子育て支援拠点事業等

1,800億円の内数(1,691億円の内数)

子ども・子育て支援交付金 ※内閣府予算  
重層的支援体制整備事業交付金

地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について、市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

また、地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業について、令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

(令和4年度予算案における主な充実事項)

【利用者支援事業】

- 基本型について、事業所が一体的相談機関(母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関)と連携するために必要な経費を支援する。

【子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)】

- 基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定する。

3

(参考)令和3年度補正予算(再掲)

- 地域子ども・子育て支援事業における感染症拡大防止対策に係る支援等

65億円の内数※内閣府予算

子ども・子育て支援交付金

放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

## 3 その他の子育て支援

40億円(44億円)

### (1) 子育て支援員研修

3.5億円(3.3億円)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

### (2) 子ども・子育て支援の充実のための研修事業の推進

26億円(29億円)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されたことに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施する。

### (3) 子ども・子育て支援の充実のための調査研究事業等の推進

9億円(1.1億円)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究等を実施する。

4

児童館の機能強化を図るため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施、横展開が可能になるような好事例集の作成を行う。

## 4 児童福祉施設等に係る施設整備等

6.1 億円（6.5 億円）

次世代育成支援対策施設整備交付金  
独立行政法人福祉医療機構一般勘定運営費交付金

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

さらに、災害時に児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステム運営の支援を行う。

（参考）令和3年度補正予算

### ○ 児童福祉施設等の耐災害性強化

2.8 億円

次世代育成支援対策施設整備交付金  
社会福祉施設等災害復旧費補助金

児童福祉施設等の災害復旧や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

### ○ 児童福祉施設等における感染症対策のための改修

1.5 億円

次世代育成支援対策施設整備交付金

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修を新規に追加する。

5

### ○ 産後ケア事業を行う施設の補助率の嵩上げ

2.3 億円

次世代育成支援対策施設整備交付金

産後ケア事業の全国展開を推進するため、産後ケア事業を行う施設にかかる整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げる。

## 5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

### (1) 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援

1.1 億円（2.5 億円）※復興庁予算

社会福祉施設等災害復旧費補助金

東日本大震災で被災した児童福祉施設等について、各自治体の復興計画に基づく施設の復旧に必要な経費の財政支援を行う。

※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧費補助の補助率嵩上げ分の追加財政支援。

### (2) 被災した子どもへの支援

1.15 億円の内数（1.25 億円の内数）※復興庁予算

被災者支援総合交付金

東日本大震災で被災した子どもの心身の健康面への影響等を踏まえ、親を亡くした子ども等への相談・援助など、総合的な支援を行う。

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童とした(平成27年4月施行)」

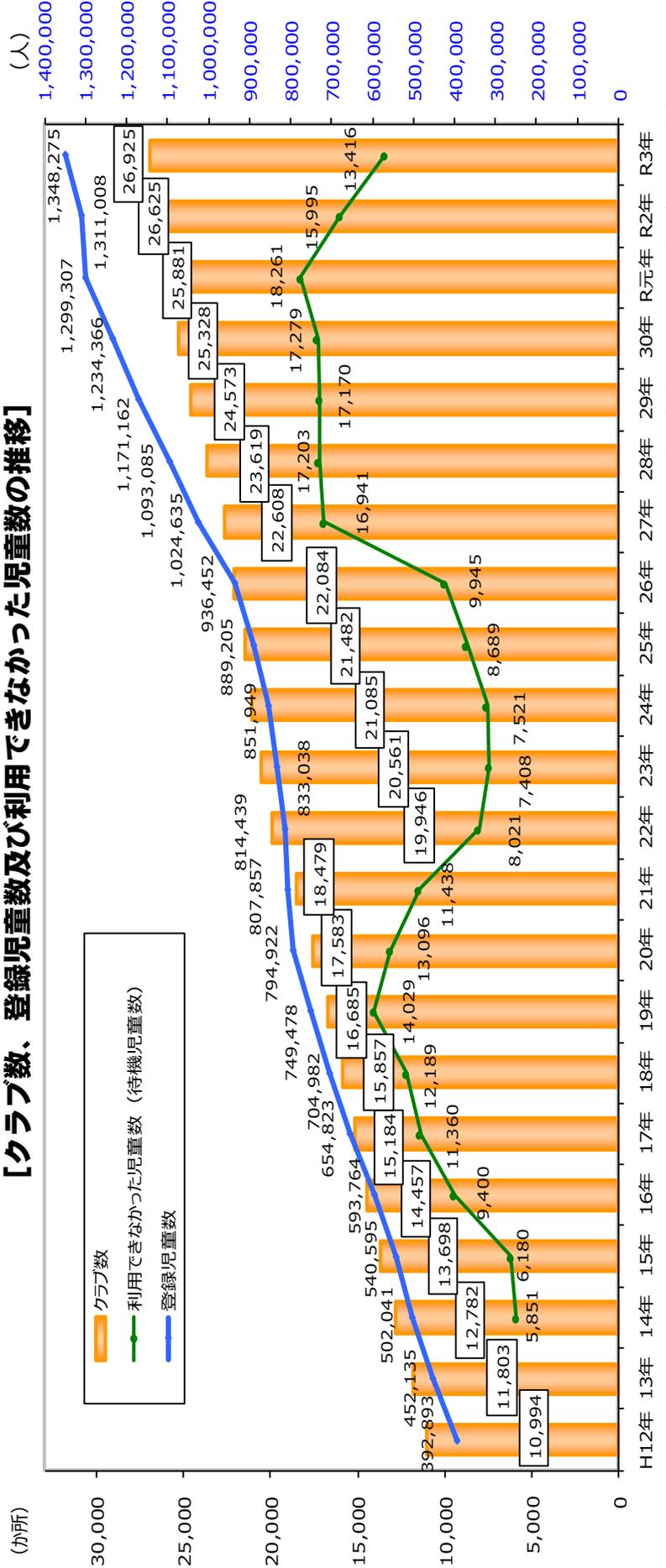
## 【現状】(令和3年5月現在)

- クラブ数 26,925か所  
(参考：全国の小学校18,889校)
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,416人

## 【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

## 【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

報道関係者 各位

令和 3 年（2021 年）12 月 24 日（金）

## 【照会先】

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室  
室長補佐 後藤 博規（内線 4843）  
健全育成係長 今野 健宏（内線 4845）  
（代表電話） 03(5253)1111  
（直通電話） 03(3595)2596

### 令和 3 年（2021 年） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況 （令和 3 年（2021 年）5 月 1 日現在）

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど令和 3 年（2021 年）の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年（2018 年）9 月 14 日策定）に基づき、放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後も、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で約 30 万人分の整備を図ることとしております。

## 【調査結果のポイント】

## ○登録児童数《過去最高値を更新》

1,348,275 人【前年比 37,267 人増】（令和 2 年：1,311,008 人）

## ○放課後児童クラブ数《過去最高値を更新》

26,925 か所【前年比 300 か所増】（令和 2 年：26,625 か所）

うち、放課後子供教室との一体型 5,885 か所【前年比 328 か所増】

※一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態（「新・放課後子ども総合プラン」に基づき 1 万箇所以上を一体型で実施）。

○放課後児童クラブの支援の単位数《過去最高値を更新》

35,398 支援の単位【前年比 821 支援の単位増】（令和2年：34,577 支援の単位）

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度（2015年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○利用できなかった児童数（待機児童数）

全体：13,416人【前年比 2,579人減】（令和2年：15,995人）  
（学年別内訳）

小学1年生：2,009人【前年比 27人増】

小学2年生：1,982人【前年比 78人増】

小学3年生：3,364人【前年比 284人減】

小学4年生：3,786人【前年比 846人減】

小学5年生：1,613人【前年比 1,101人減】

小学6年生：662人【前年比 453人減】

- ・平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象児童を「おおむね10歳未満」から小学6年生までと明確化。
- ・待機児童数については対前年比で2,579人減少し、13,416人となった。
- ・待機児童数の学年別で見ると、小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は179人、小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は2,400人減少した。
- ・都道府県別では、東京都（3,361人）、埼玉県（1,230人）、千葉県（940人）で全体の約4割を占めている。

○放課後児童クラブの職員数：175,583人【前年比 9,858人増】

うち放課後児童支援員の数：99,162人【前年比 3,291人増】

うち認定資格研修を修了した者の数：90,790人【前年比 4,113人増】

うち補助員の数：74,113人【前年比 4,259人増】

うち育成支援の周辺業務を行う職員の数：2,308人【－】

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士：24,304人（24.5%）【前年比 387人増】

高等学校卒業等で、

2年以上児童福祉事業に従事した者：32,979人（33.3%）【前年比 1,252人増】

教育職員免許状を有する者：24,455人（24.7%）【前年比 6人減】

※（ ）内は放課後児童支援員の総数（99,162人）に占める割合

○18時半を超えて開所している放課後児童クラブ数

[平日]

16,058 か所 (59.7%\*) 【前年比 672 か所増】 [令和2年: 15,386 か所 (57.8%\*)]

(\*) 平日に開所している放課後児童クラブ数 (令和3年: 26,920 か所、令和2年: 26,613 か所) に占める割合

[長期休暇等]

15,556 か所 (58.1%\*) 【前年比 690 か所増】 [令和2年: 14,866 か所 (56.2%\*)]

(\*) 長期休暇等に開所している放課後児童クラブ数 (令和3年: 26,797 か所、令和2年: 26,442 か所) に占める割合

(参考) 18時半を超えて開所している放課後児童クラブの登録児童数

[平日] 841,803 人 (62.4%\*) 【前年比 46,044 人増】 [令和2年: 795,759 人 (60.7%\*)]

[長期休暇等] 816,291 人 (60.5%\*) 【前年比 43,038 人増】 [令和2年: 773,253 人 (59.0%\*)]

(\*) 全登録児童数 (令和3年: 1,348,275 人、令和2年: 1,311,008 人) に占める割合

# 目次

## 概要

1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	…	6
2	設置・運営主体別実施状況	…	7
3	設置場所の状況	…	7
4	登録児童数の規模別の状況	…	8
5	学年別登録児童数の状況	…	8
6	終了時刻の状況(平日)	…	9
7	待機児童数の学年別の状況	…	9

## 詳細

1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況	…	10
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	…	10
3	実施場所別クラブ数の状況	…	11
4	実施規模別支援の単位数の状況	…	11
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	…	11
6	学年別登録児童数の状況	…	12
7	年間開所日数別クラブ数の状況	…	12
8	平日の開所時刻の状況	…	12
9	平日の終了時刻の状況	…	12
10	長期休暇等の開所時刻の状況	…	13
11	長期休暇等の終了時刻の状況	…	13
12	長期休暇等の開所状況	…	13
13	障害児受入数別クラブ数の状況	…	13
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	…	13
15	障害児の学年別登録児童数の状況	…	13
16	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	…	14
17	新1年生の受入開始の状況	…	14
18	専用区画の有無の状況	…	14
19	児童1人当たりの専用区画面積の状況	…	14
20	雇用形態別放課後児童クラブ職員数の状況	…	14
21	認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況	…	14
22	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	…	15
23	支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員等の配置状況	…	15
24	支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員等の配置状況	…	18
25	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	…	22
26	放課後児童支援員の資格の状況	…	22
27	放課後児童支援員の配置状況	…	23
28	放課後子供教室との連携の状況	…	23
29	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	23
30	市町村における対象児童の範囲	…	23
31	対象としていない児童への対応	…	23
32	放課後児童クラブの情報提供の状況	…	23
33	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	…	24
34	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	…	24
35	利用に係る優先的な取扱いの状況	…	24
36	放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況	…	25
37	放課後児童クラブにおける月額利用料	…	25

38	放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況	…	26
39	指定管理者制度による実施の有無	…	26
40	おやつの提供の状況	…	26
41	保護者との連携の状況	…	27
42	育成支援の記録の状況	…	27
43	利用の開始等の情報提供の状況	…	27
44	運営規程の状況	…	27
45	放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数	…	27
46	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況	…	27
47	適正な会計管理及び情報公開の状況	…	28
48	学校との連携状況	…	28
49	保育所、幼稚園等との連携状況	…	28
50	地域、関係機関との連携状況	…	28
51	衛生管理・安全対策の状況	…	28
52	職場倫理の自覚の状況	…	28
53	要望・苦情への対応状況	…	29
54	研修受講機会の提供状況	…	29
55	運営内容の定期的な自己評価の実施状況	…	29
56	運営内容の第三者評価の実施状況	…	29

## 都道府県・指定都市・中核市別の実施状況

放課後児童クラブ数及び登録児童数	…	30
放課後児童クラブ数(対前年入り)	…	31
放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)	…	32
利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)	…	33
令和3年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ	…	34
利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数	…	35
利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村	…	36
放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)	…	37
学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数	…	38
同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数	…	39

## 参考資料

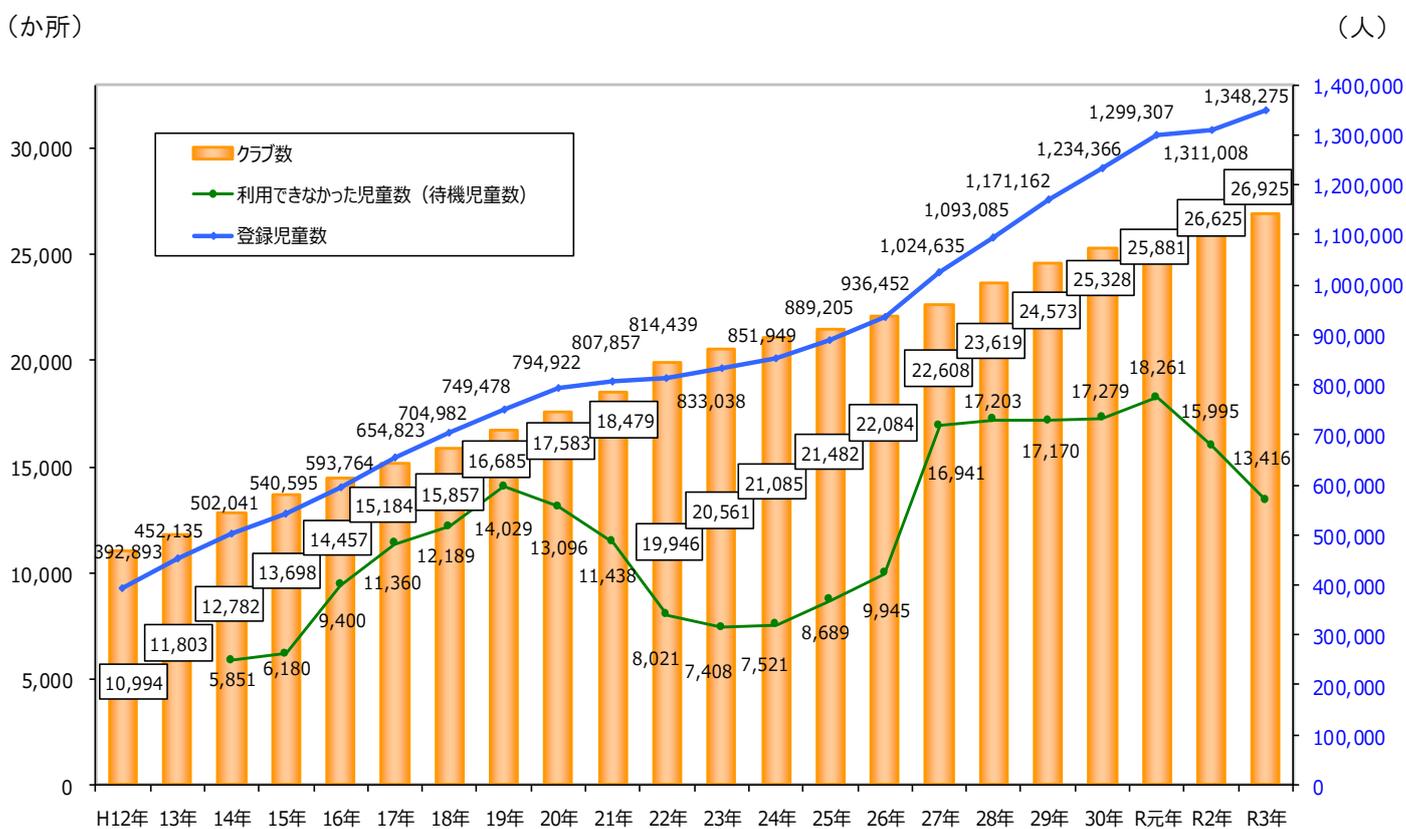
調査概要	…	40
------	---	----

# 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】(全国計)

## 1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
  - ・登録児童数は、対前年37,267人増の1,348,275人、
  - ・クラブ数は、対前年300か所増の26,925か所、
 となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年2,579人減少し、13,416人となっている。

〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕

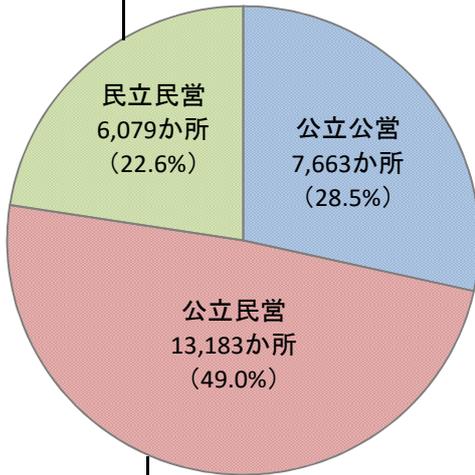


※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査  
 ※本調査は平成10年より実施

## 2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、民立民営が約23%を占めている。

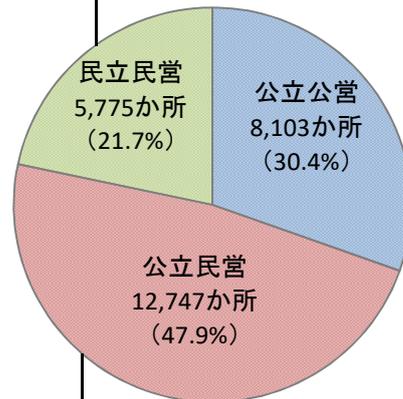
社会福祉法人	1,917か所	(7.1%)
NPO法人	1,066か所	(4.0%)
運営委員会	1,417か所	(5.3%)
保護者会		
その他	1,679か所	(6.2%)



社会福祉法人	3,693か所	(13.7%)
NPO法人	1,878か所	(7.0%)
運営委員会	3,198か所	(11.9%)
保護者会		
その他	4,414か所	(16.4%)

(参考) 令和2年

社会福祉法人	1,834か所	(6.9%)
NPO法人	982か所	(3.7%)
運営委員会	1,466か所	(5.5%)
保護者会		
その他	1,493か所	(5.6%)

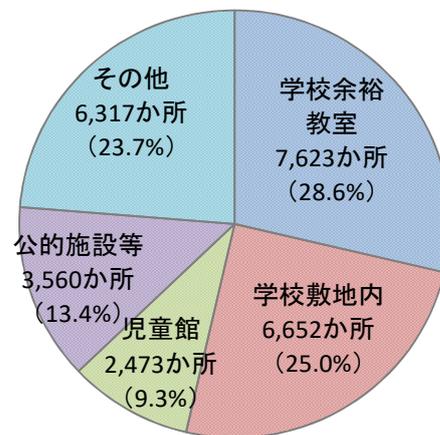
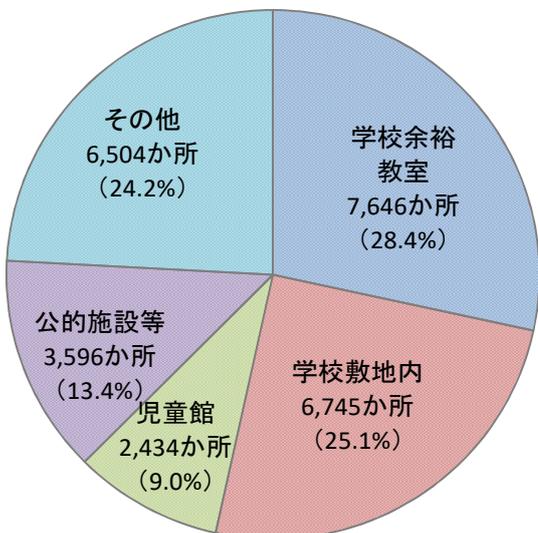


社会福祉法人	3,664か所	(13.8%)
NPO法人	1,835か所	(6.9%)
運営委員会	3,381か所	(12.7%)
保護者会		
その他	3,867か所	(14.5%)

## 3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。

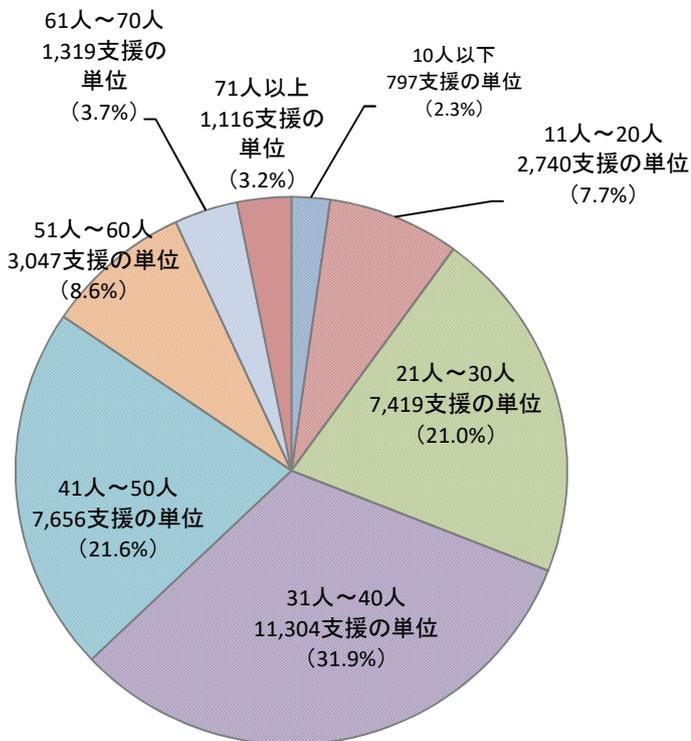
(参考) 令和2年



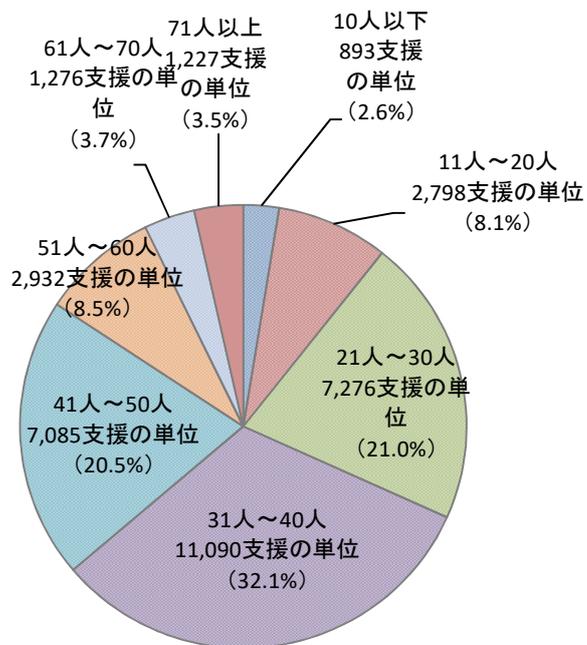
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

#### 4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約63%を占めている。

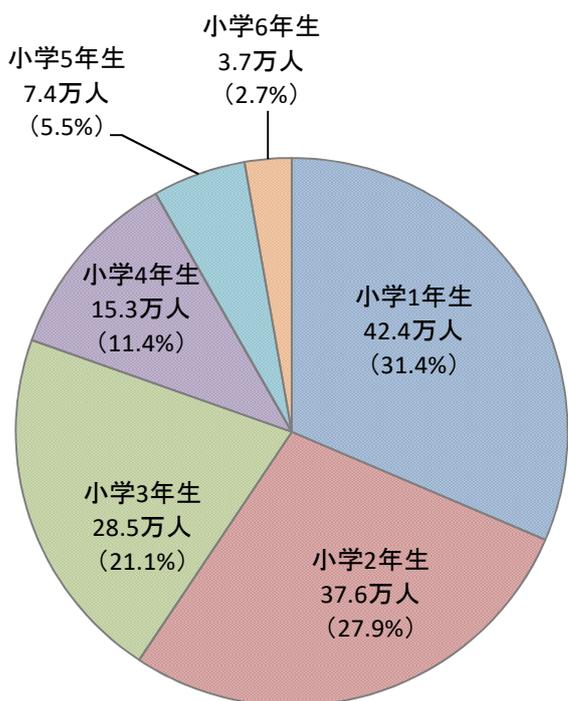


(参考)令和2年

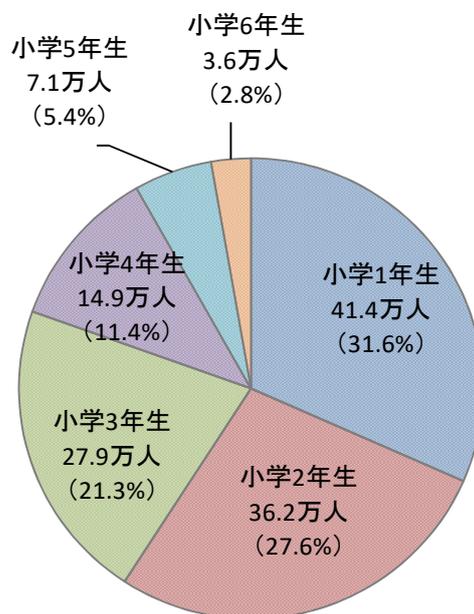


#### 5. 学年別登録児童数の状況

○ 低学年（小学1年生から小学3年生）及び高学年（小学4年生から小学6年生）の割合は、ほぼ横ばいとなっている。

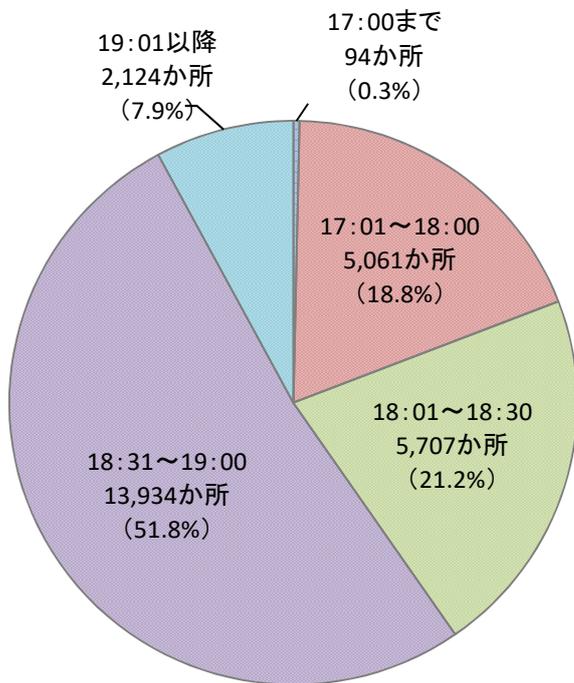


(参考)令和2年

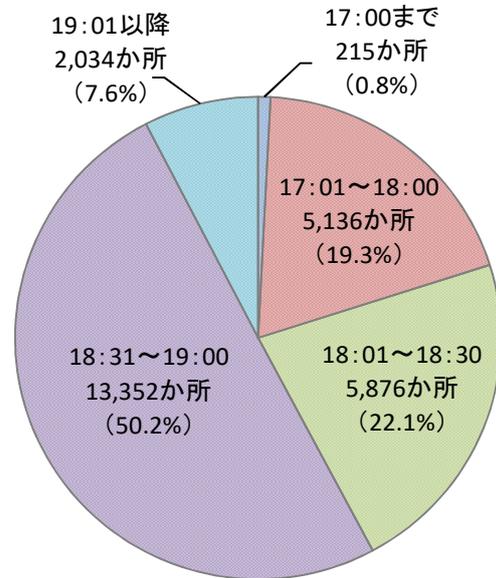


## 6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約60%を占めており、増加傾向にある。

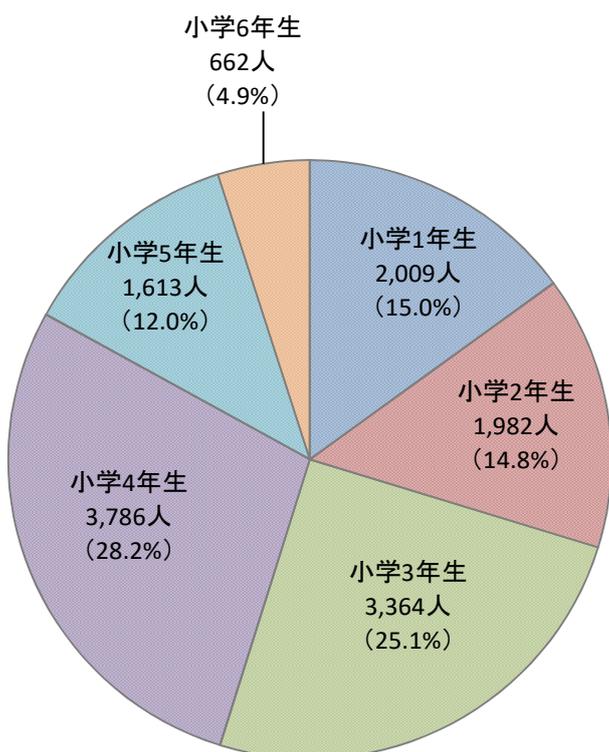


(参考)令和2年

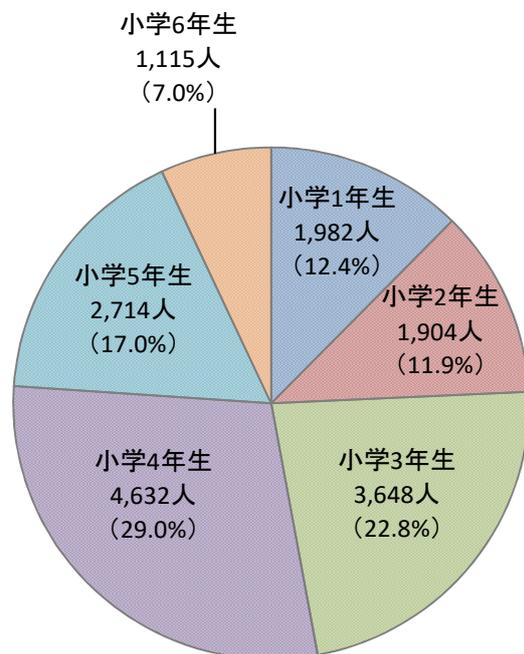


## 7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で179人減少、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で2,400人減少した。



(参考)令和2年



## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

\* 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

(全都道府県計)

### 1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和3年	令和2年	増減
クラブ数	26,925か所	26,625か所	300か所
支援の単位数	35,398支援の単位	34,577支援の単位	821支援の単位
利用定員数	1,498,667人	1,453,579人	45,088人
登録児童数	1,348,275人	1,311,008人	37,267人
実施市町村数(割合)	1,624市町村(93.3%)	1,623市町村(93.2%)	1市町村
[全市町村数]	[1,741市町村]	[1,741市町村]	[+0市町村]
実施小学校区数(割合)	16,643小学校区(88.1%)	16,628小学校区(87.5%)	15小学校区
[全小学校区数]	[18,889小学校区]	[19,011小学校区]	[▲122小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く。)である。

注3:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

### (参考)過去5年間のクラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
クラブ数(か所)	26,625	25,881	25,328	24,573	23,619
増減	744	553	755	954	1,011
支援の単位数(支援の単位)	34,577	33,090	31,643	30,003	28,198
増減	1,487	1,447	1,640	1,805	1,670
利用定員数(人)	1,453,579	1,382,973	1,320,297	1,254,714	1,184,902
増減	70,606	62,676	65,583	69,812	67,231
登録児童数(人)	1,311,008	1,299,307	1,234,366	1,171,162	1,093,085
増減	11,701	64,941	63,204	78,077	68,450
実施市町村数(割合)	1,623(93.2%)	1,618(92.9%)	1,619(93.0%)	1,619(93.0%)	1,606(92.2%)
[全市町村数]	[1,741]	[1,741]	[1,741]	[1,741]	[1,741]

### 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和3年	令和2年	増減
公立公営	7,663 (28.5%)	8,103 (30.4%)	▲440
公立民営(合計)	13,183 (49.0%)	12,747 (47.9%)	436
社会福祉法人	3,693 (13.7%)	3,664 (13.8%)	29
公益社団法人等	1,230 (4.6%)	1,156 (4.3%)	74
NPO法人	1,878 (7.0%)	1,835 (6.9%)	43
運営委員会・保護者会	3,198 (11.9%)	3,381 (12.7%)	▲183
任意団体	274 (1.0%)	256 (1.0%)	18
株式会社	2,539 (9.4%)	2,109 (7.9%)	430
学校法人	214 (0.8%)	196 (0.7%)	18
その他	157 (0.6%)	150 (0.6%)	7
民立民営(合計)	6,079 (22.6%)	5,775 (21.7%)	304
社会福祉法人	1,917 (7.1%)	1,834 (6.9%)	83
公益社団法人等	432 (1.6%)	391 (1.5%)	41
NPO法人	1,066 (4.0%)	982 (3.7%)	84
運営委員会・保護者会	1,417 (5.3%)	1,466 (5.5%)	▲49
任意団体	85 (0.3%)	80 (0.3%)	5
株式会社	442 (1.6%)	354 (1.3%)	88
学校法人	311 (1.2%)	282 (1.1%)	29
その他	409 (1.5%)	386 (1.4%)	23
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和3年		令和2年		増減
小学校	14,391	(53.4%)	14,275	(53.6%)	116
:学校の余裕教室	7,646	(28.4%)	7,623	(28.6%)	23
:学校敷地内専用施設	6,745	(25.1%)	6,652	(25.0%)	93
児童館・児童センター	2,434	(9.0%)	2,473	(9.3%)	▲ 39
公的施設利用	1,532	(5.7%)	1,584	(5.9%)	▲ 52
民家・アパート	1,620	(6.0%)	1,598	(6.0%)	22
保育所	715	(2.7%)	774	(2.9%)	▲ 59
公有地専用施設	2,064	(7.7%)	1,976	(7.4%)	88
民有地専用施設	1,750	(6.5%)	1,658	(6.2%)	92
幼稚園	298	(1.1%)	299	(1.1%)	▲ 1
団地集会所	101	(0.4%)	100	(0.4%)	1
空き店舗	913	(3.4%)	811	(3.0%)	102
認定こども園	573	(2.1%)	536	(2.0%)	37
その他	534	(2.0%)	541	(2.0%)	▲ 7
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	797	(2.3%)	893	(2.6%)	▲ 96
11人～20人	2,740	(7.7%)	2,798	(8.1%)	▲ 58
21人～30人	7,419	(21.0%)	7,276	(21.0%)	143
31人～40人	11,304	(31.9%)	11,090	(32.1%)	214
41人～50人	7,656	(21.6%)	7,085	(20.5%)	571
51人～60人	3,047	(8.6%)	2,932	(8.5%)	115
61人～70人	1,319	(3.7%)	1,276	(3.7%)	43
71人以上	1,116	(3.2%)	1,227	(3.5%)	▲ 111
計	35,398	(100.0%)	34,577	(100.0%)	821

注:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	645	(2.4%)	595	(2.2%)	50
11人～20人	2,068	(7.7%)	2,050	(7.7%)	18
21人～30人	3,995	(14.8%)	4,046	(15.2%)	▲ 51
31人～40人	6,089	(22.6%)	6,203	(23.3%)	▲ 114
41人～50人	4,888	(18.2%)	4,817	(18.1%)	71
51人～60人	2,728	(10.1%)	2,731	(10.3%)	▲ 3
61人～70人	1,805	(6.7%)	1,787	(6.7%)	18
71人以上	4,707	(17.5%)	4,396	(16.5%)	311
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	198	(0.6%)	200	(0.6%)	▲ 2
11人～20人	1,641	(4.6%)	1,694	(4.9%)	▲ 53
21人～30人	5,240	(14.8%)	5,163	(14.9%)	77
31人～40人	15,420	(43.6%)	14,963	(43.3%)	457
41人～50人	6,572	(18.6%)	6,233	(18.0%)	339
51人～60人	3,083	(8.7%)	2,944	(8.5%)	139
61人～70人	1,522	(4.3%)	1,492	(4.3%)	30
71人以上	1,553	(4.4%)	1,575	(4.6%)	▲ 22
設定していない	169	(0.5%)	313	(0.9%)	▲ 144
計	35,398	(100.0%)	34,577	(100.0%)	821

注:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	135	(0.5%)	133	(0.5%)	2
11人～20人	1,148	(4.3%)	1,181	(4.4%)	▲33
21人～30人	2,749	(10.2%)	2,753	(10.3%)	▲4
31人～40人	8,914	(33.1%)	8,726	(32.8%)	188
41人～50人	4,115	(15.3%)	4,166	(15.6%)	▲51
51人～60人	2,557	(9.5%)	2,633	(9.9%)	▲76
61人～70人	1,838	(6.8%)	1,847	(6.9%)	▲9
71人以上	5,346	(19.9%)	5,001	(18.8%)	345
設定していない	123	(0.5%)	185	(0.7%)	▲62
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和3年		令和2年		増減
小学1年生	423,948	(31.4%)	414,050	(31.6%)	9,898
小学2年生	375,994	(27.9%)	361,607	(27.6%)	14,387
小学3年生	284,621	(21.1%)	278,695	(21.3%)	5,926
小学4年生	153,048	(11.4%)	148,941	(11.4%)	4,107
小学5年生	73,623	(5.5%)	71,370	(5.4%)	2,253
小学6年生	37,041	(2.7%)	36,345	(2.8%)	696
計	1,348,275	(100.0%)	1,311,008	(100.0%)	37,267

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和3年		令和2年		増減
199日以下	69	(0.3%)	57	(0.2%)	12
200日～249日	2,455	(9.1%)	2,030	(7.6%)	425
250日～279日	6,947	(25.8%)	6,916	(26.0%)	31
280日～299日	17,211	(63.9%)	17,387	(65.3%)	▲176
300日以上	243	(0.9%)	235	(0.9%)	8
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和3年		令和2年		増減
10:59以前	2,566	(9.5%)	2,508	(9.4%)	58
11:00～11:59	1,116	(4.1%)	1,166	(4.4%)	▲50
12:00～12:59	4,750	(17.6%)	4,755	(17.9%)	▲5
13:00～13:59	10,925	(40.6%)	10,942	(41.1%)	▲17
14:00以降	7,563	(28.1%)	7,242	(27.2%)	321
計	26,920	(100.0%)	26,613	(100.0%)	307

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,920]、[令和2年:26,613]は、平日に開所しているクラブ数

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和3年		令和2年		増減
17:00まで	94	(0.3%)	215	(0.8%)	▲121
17:01～18:00	5,061	(18.8%)	5,136	(19.3%)	▲75
18:01～18:30	5,707	(21.2%)	5,876	(22.1%)	▲169
18:31～19:00	13,934	(51.8%)	13,352	(50.2%)	582
19:01以降	2,124	(7.9%)	2,034	(7.6%)	90
計	26,920	(100.0%)	26,613	(100.0%)	307

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,920]、[令和2年:26,613]は、平日に開所しているクラブ数

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和3年	令和2年	増減
6:59以前	18 (0.1%)	13 (0.0%)	5
7:00～7:59	9,221 (34.4%)	8,837 (33.4%)	384
8:00～8:59	17,179 (64.1%)	17,239 (65.2%)	▲60
9:00～9:59	312 (1.2%)	290 (1.1%)	22
10:00以降	67 (0.3%)	63 (0.2%)	4
計	26,797 (100.0%)	26,442 (100.0%)	355

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,797]、[令和2年:26,442]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和3年	令和2年	増減
17:00まで	344 (1.3%)	353 (1.3%)	▲9
17:01～18:00	5,218 (19.5%)	5,452 (20.6%)	▲234
18:01～18:30	5,679 (21.2%)	5,771 (21.8%)	▲92
18:31～19:00	13,538 (50.5%)	12,984 (49.1%)	554
19:01以降	2,018 (7.5%)	1,882 (7.1%)	136
計	26,797 (100.0%)	26,442 (100.0%)	355

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,797]、[令和2年:26,442]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和3年	令和2年	増減
土曜日	24,342 (90.4%)	24,384 (91.6%)	▲42
[上記のうち、毎週開所以外]	[6,579]	[6,440]	[139]
日曜日	1,107 (4.1%)	1,413 (5.3%)	▲306
夏休み等	26,110 (97.0%)	25,841 (97.1%)	269

注1:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:[ ]内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和3年	令和2年	増減
1人	5,035 (32.4%)	5,169 (34.1%)	▲134
2人	3,436 (22.1%)	3,341 (22.0%)	95
3人	2,320 (14.9%)	2,314 (15.3%)	6
4人	1,522 (9.8%)	1,437 (9.5%)	85
5人以上	3,251 (20.9%)	2,894 (19.1%)	357
計	15,564 (100.0%)	15,155 (100.0%)	409

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和3年:57.8%、令和2年:56.9%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和3年	令和2年	増減
障害児受入の 定員無し	11,530 (74.1%)	11,097 (73.2%)	433
障害児受入の 定員有り	4,034 (25.9%)	4,058 (26.8%)	▲24
計	15,564 (100.0%)	15,155 (100.0%)	409

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:15,564]、[令和2年:15,155]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和3年	令和2年	増減
小学1年生	12,235 (24.4%)	11,208 (24.4%)	1,027
小学2年生	12,517 (25.0%)	11,539 (25.1%)	978
小学3年生	11,050 (22.1%)	9,979 (21.7%)	1,071
小学4年生	7,187 (14.3%)	6,698 (14.6%)	489
小学5年生	4,457 (8.9%)	4,038 (8.8%)	419
小学6年生	2,647 (5.3%)	2,539 (5.5%)	108
計	50,093 (100.0%)	46,001 (100.0%)	4,092

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和3年:3.7%、令和2年:3.5%である。

## 16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
小学1年生	2,009 (15.0%) [33]	1,982 (12.4%) [39]	27 [▲6]
小学2年生	1,982 (14.8%) [11]	1,904 (11.9%) [15]	78 [▲4]
小学3年生	3,364 (25.1%) [16]	3,648 (22.8%) [31]	▲284 [▲15]
小学4年生	3,786 (28.2%) [33]	4,632 (29.0%) [51]	▲846 [▲18]
小学5年生	1,613 (12.0%) [26]	2,714 (17.0%) [51]	▲1,101 [▲25]
小学6年生	662 (4.9%) [14]	1,115 (7.0%) [17]	▲453 [▲3]
計	13,416 (100.0%) [133]	15,995 (100.0%) [204]	▲2,579 [▲71]

注:( )内は各年の総数に対する割合である。[ ]内は障害児数であり、内数である。

## 17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
4月1日より受入	26,569 (98.7%)	26,151 (98.2%)	418

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 18 専用区画の有無の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
専用区画有り	26,484 (98.4%)	26,170 (98.3%)	314

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
1.65㎡以上	22,227 (82.6%)	21,397 (80.4%)	830

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 20 雇用形態別放課後児童クラブ職員数の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員	99,162 (56.5%)	95,871 (57.8%)	3,291
常勤職員	50,504 (28.8%)	48,712 (29.4%)	1,792
常勤職員以外	48,658 (27.7%)	47,159 (28.5%)	1,499
補助員	74,113 (42.2%)	69,854 (42.2%)	4,259
常勤職員	11,350 (6.5%)	10,844 (6.5%)	506
常勤職員以外	62,763 (35.7%)	59,010 (35.6%)	3,753
育成支援の周辺業務を行う職員	2,308 (1.3%)	—	—
常勤職員	517 (0.3%)	—	—
常勤職員以外	1,791 (1.0%)	—	—
常勤職員 計	62,371 (35.5%)	59,556 (35.9%)	2,815
常勤職員以外 計	113,212 (64.5%)	106,169 (64.1%)	7,043
計	175,583 (100.0%)	165,725 (100.0%)	9,858

注1:「育成支援の周辺業務を行う職員」は、平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を活用して雇用している者をいう。以下、同じ。

注2:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

## 21 認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	90,790 (91.6%)	86,677 (90.4%)	4,113

注:( )内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和3年:99,162、令和2年:95,871)に対する割合である。

22 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
1人	23 (0.1%)	145 (0.4%)	▲ 122
2人	4,635 (13.1%)	5,008 (14.5%)	▲ 373
3人	7,055 (19.9%)	7,016 (20.3%)	39
4人	7,359 (20.8%)	7,053 (20.4%)	306
5人以上	16,326 (46.1%)	15,355 (44.4%)	971
計	35,398 (100.0%)	34,577 (100.0%)	821

注:( )内は各年の総数に対する割合である。人数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

23 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員等の配置状況

(支援の単位)

実施規模	令和3年	令和2年	増減
<b>登録児童数10人以下</b>			
配置職員数1名	7 (0.9%)	56 (6.7%)	▲ 49
配置職員数2名	509 (67.9%)	554 (66.3%)	▲ 45
配置職員数3名	170 (22.7%)	138 (16.5%)	32
配置職員数4名	46 (6.1%)	49 (5.9%)	▲ 3
配置職員数5名以上	18 (2.4%)	38 (4.6%)	▲ 20
小計	750 (100.0%)	835 (100.0%)	▲ 85
<b>登録児童数11人～20人</b>			
配置職員数1名	8 (0.3%)	43 (1.6%)	▲ 35
配置職員数2名	1,535 (57.0%)	1,615 (58.3%)	▲ 80
配置職員数3名	775 (28.8%)	772 (27.8%)	3
配置職員数4名	256 (9.5%)	234 (8.4%)	22
配置職員数5名以上	118 (4.4%)	108 (3.9%)	10
小計	2,692 (100.0%)	2,772 (100.0%)	▲ 80
<b>登録児童数21人～30人</b>			
配置職員数1名	14 (0.2%)	37 (0.5%)	▲ 23
配置職員数2名	2,890 (39.2%)	2,938 (40.7%)	▲ 48
配置職員数3名	2,733 (37.1%)	2,619 (36.3%)	114
配置職員数4名	1,185 (16.1%)	1,140 (15.8%)	45
配置職員数5名以上	543 (7.4%)	486 (6.7%)	57
小計	7,365 (100.0%)	7,220 (100.0%)	145
<b>登録児童数31人～40人</b>			
配置職員数1名	2 (0.0%)	19 (0.2%)	▲ 17
配置職員数2名	3,199 (28.4%)	3,468 (31.4%)	▲ 269
配置職員数3名	4,204 (37.4%)	4,015 (36.3%)	189
配置職員数4名	2,513 (22.3%)	2,334 (21.1%)	179
配置職員数5名以上	1,337 (11.9%)	1,212 (11.0%)	125
小計	11,255 (100.0%)	11,048 (100.0%)	207
<b>登録児童数41人～50人</b>			
配置職員数1名	3 (0.0%)	11 (0.2%)	▲ 8
配置職員数2名	1,524 (20.0%)	1,467 (20.8%)	57
配置職員数3名	2,576 (33.8%)	2,354 (33.4%)	222
配置職員数4名	2,077 (27.3%)	1,889 (26.8%)	188
配置職員数5名以上	1,439 (18.9%)	1,330 (18.9%)	109
小計	7,619 (100.0%)	7,051 (100.0%)	568
<b>登録児童数51人～60人</b>			
配置職員数1名	0 (0.0%)	2 (0.1%)	▲ 2
配置職員数2名	409 (13.4%)	409 (14.0%)	0
配置職員数3名	849 (27.9%)	863 (29.5%)	▲ 14
配置職員数4名	858 (28.2%)	838 (28.6%)	20
配置職員数5名以上	927 (30.5%)	816 (27.9%)	111
小計	3,043 (100.0%)	2,928 (100.0%)	115
<b>登録児童数61人～70人</b>			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	117 (8.9%)	129 (10.1%)	▲ 12
配置職員数3名	256 (19.5%)	273 (21.4%)	▲ 17
配置職員数4名	397 (30.2%)	377 (29.6%)	20
配置職員数5名以上	546 (41.5%)	496 (38.9%)	50
小計	1,316 (100.0%)	1,275 (100.0%)	41
<b>登録児童数71人以上</b>			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	42 (3.8%)	84 (6.9%)	▲ 42
配置職員数3名	145 (13.0%)	195 (15.9%)	▲ 50
配置職員数4名	241 (21.6%)	296 (24.2%)	▲ 55
配置職員数5名以上	686 (61.6%)	650 (53.1%)	36
小計	1,114 (100.0%)	1,225 (100.0%)	▲ 111
合計	35,154	34,354	800

注1:( )内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3日(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員の配置状況

(1)放課後児童支援員

実施規模		令和 3 年		令和 2 年		増減
(支援の単位)						
登録児童数10人以下						
放課後児童支援員数0名	3	(0.4%)	23	(2.8%)	▲ 20	
放課後児童支援員数1名	298	(39.7%)	414	(49.6%)	▲ 116	
放課後児童支援員数2名	387	(51.6%)	330	(39.5%)	▲ 57	
放課後児童支援員数3名	51	(6.8%)	46	(5.5%)	▲ 5	
放課後児童支援員数4名	7	(0.9%)	13	(1.6%)	▲ 6	
放課後児童支援員数5名以上	4	(0.5%)	9	(1.1%)	▲ 5	
小計	750	(100.0%)	835	(100.0%)	▲ 85	
登録児童数11人～20人						
放課後児童支援員数0名	9	(0.3%)	88	(3.2%)	▲ 79	
放課後児童支援員数1名	999	(37.1%)	1,068	(38.5%)	▲ 69	
放課後児童支援員数2名	1,287	(47.8%)	1,233	(44.5%)	▲ 54	
放課後児童支援員数3名	303	(11.3%)	298	(10.8%)	▲ 5	
放課後児童支援員数4名	62	(2.3%)	62	(2.2%)	0	
放課後児童支援員数5名以上	32	(1.2%)	23	(0.8%)	▲ 9	
小計	2,692	(100.0%)	2,772	(100.0%)	▲ 80	
登録児童数21人～30人						
放課後児童支援員数0名	17	(0.2%)	178	(2.5%)	▲ 161	
放課後児童支援員数1名	2,184	(29.7%)	2,384	(33.0%)	▲ 200	
放課後児童支援員数2名	3,466	(47.1%)	3,088	(42.8%)	▲ 378	
放課後児童支援員数3名	1,262	(17.1%)	1,150	(15.9%)	▲ 112	
放課後児童支援員数4名	354	(4.8%)	305	(4.2%)	▲ 49	
放課後児童支援員数5名以上	82	(1.1%)	115	(1.6%)	▲ 33	
小計	7,365	(100.0%)	7,220	(100.0%)	▲ 145	
登録児童数31人～40人						
放課後児童支援員数0名	23	(0.2%)	231	(2.1%)	▲ 208	
放課後児童支援員数1名	2,905	(25.8%)	3,115	(28.2%)	▲ 210	
放課後児童支援員数2名	4,984	(44.3%)	4,720	(42.7%)	▲ 264	
放課後児童支援員数3名	2,304	(20.5%)	2,152	(19.5%)	▲ 152	
放課後児童支援員数4名	786	(7.0%)	623	(5.6%)	▲ 163	
放課後児童支援員数5名以上	253	(2.2%)	207	(1.9%)	▲ 46	
小計	11,255	(100.0%)	11,048	(100.0%)	▲ 207	
登録児童数41人～50人						
放課後児童支援員数0名	6	(0.1%)	115	(1.6%)	▲ 109	
放課後児童支援員数1名	1,487	(19.5%)	1,612	(22.9%)	▲ 125	
放課後児童支援員数2名	3,278	(43.0%)	2,852	(40.4%)	▲ 426	
放課後児童支援員数3名	1,809	(23.7%)	1,543	(21.9%)	▲ 266	
放課後児童支援員数4名	756	(9.9%)	663	(9.4%)	▲ 93	
放課後児童支援員数5名以上	283	(3.7%)	266	(3.8%)	▲ 17	
小計	7,619	(100.0%)	7,051	(100.0%)	▲ 568	
登録児童数51人～60人						
放課後児童支援員数0名	4	(0.1%)	27	(0.9%)	▲ 23	
放課後児童支援員数1名	501	(16.5%)	563	(19.2%)	▲ 62	
放課後児童支援員数2名	1,144	(37.6%)	1,115	(38.1%)	▲ 29	
放課後児童支援員数3名	792	(26.0%)	672	(23.0%)	▲ 120	
放課後児童支援員数4名	371	(12.2%)	347	(11.9%)	▲ 24	
放課後児童支援員数5名以上	231	(7.6%)	204	(7.0%)	▲ 27	
小計	3,043	(100.0%)	2,928	(100.0%)	▲ 115	
登録児童数61人～70人						
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	16	(1.3%)	▲ 16	
放課後児童支援員数1名	171	(13.0%)	227	(17.8%)	▲ 56	
放課後児童支援員数2名	471	(35.8%)	417	(32.7%)	▲ 54	
放課後児童支援員数3名	318	(24.2%)	296	(23.2%)	▲ 22	
放課後児童支援員数4名	223	(16.9%)	198	(15.5%)	▲ 25	
放課後児童支援員数5名以上	133	(10.1%)	121	(9.5%)	▲ 12	
小計	1,316	(100.0%)	1,275	(100.0%)	▲ 41	
登録児童数71人以上						
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	33	(2.7%)	▲ 33	
放課後児童支援員数1名	101	(9.1%)	129	(10.5%)	▲ 28	
放課後児童支援員数2名	297	(26.7%)	353	(28.8%)	▲ 56	
放課後児童支援員数3名	263	(23.6%)	284	(23.2%)	▲ 21	
放課後児童支援員数4名	171	(15.4%)	187	(15.3%)	▲ 16	
放課後児童支援員数5名以上	282	(25.3%)	239	(19.5%)	▲ 43	
小計	1,114	(100.0%)	1,225	(100.0%)	▲ 111	
合計	35,154		34,354		▲ 800	

注1:( )内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。  
 注2:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

## (2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員

(支援の単位)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
登録児童数10人以下					
放課後児童支援員数0名	46	(6.1%)	78	(9.3%)	▲ 32
放課後児童支援員数1名	333	(44.4%)	439	(52.6%)	▲ 106
放課後児童支援員数2名	324	(43.2%)	265	(31.7%)	▲ 59
放課後児童支援員数3名	40	(5.3%)	34	(4.1%)	▲ 6
放課後児童支援員数4名	5	(0.7%)	12	(1.4%)	▲ 7
放課後児童支援員数5名以上	2	(0.3%)	7	(0.8%)	▲ 5
小計	750	(100.0%)	835	(100.0%)	▲ 85
登録児童数11人～20人					
放課後児童支援員数0名	89	(3.3%)	161	(5.8%)	▲ 72
放課後児童支援員数1名	1,151	(42.8%)	1,217	(43.9%)	▲ 66
放課後児童支援員数2名	1,148	(42.6%)	1,109	(40.0%)	▲ 39
放課後児童支援員数3名	239	(8.9%)	227	(8.2%)	▲ 12
放課後児童支援員数4名	45	(1.7%)	48	(1.7%)	▲ 3
放課後児童支援員数5名以上	20	(0.7%)	10	(0.4%)	▲ 10
小計	2,692	(100.0%)	2,772	(100.0%)	▲ 80
登録児童数21人～30人					
放課後児童支援員数0名	204	(2.8%)	321	(4.4%)	▲ 117
放課後児童支援員数1名	2,590	(35.2%)	2,757	(38.2%)	▲ 167
放課後児童支援員数2名	3,244	(44.0%)	2,935	(40.7%)	▲ 309
放課後児童支援員数3名	1,024	(13.9%)	926	(12.8%)	▲ 98
放課後児童支援員数4名	249	(3.4%)	211	(2.9%)	▲ 38
放課後児童支援員数5名以上	54	(0.7%)	70	(1.0%)	▲ 16
小計	7,365	(100.0%)	7,220	(100.0%)	▲ 145
登録児童数31人～40人					
放課後児童支援員数0名	215	(1.9%)	384	(3.5%)	▲ 169
放課後児童支援員数1名	3,388	(30.1%)	3,688	(33.4%)	▲ 300
放課後児童支援員数2名	4,954	(44.0%)	4,677	(42.3%)	▲ 277
放課後児童支援員数3名	1,976	(17.6%)	1,742	(15.8%)	▲ 234
放課後児童支援員数4名	561	(5.0%)	424	(3.8%)	▲ 137
放課後児童支援員数5名以上	161	(1.4%)	133	(1.2%)	▲ 28
小計	11,255	(100.0%)	11,048	(100.0%)	▲ 207
登録児童数41人～50人					
放課後児童支援員数0名	99	(1.3%)	212	(3.0%)	▲ 113
放課後児童支援員数1名	1,847	(24.2%)	1,953	(27.7%)	▲ 106
放課後児童支援員数2名	3,252	(42.7%)	2,905	(41.2%)	▲ 347
放課後児童支援員数3名	1,643	(21.6%)	1,364	(19.3%)	▲ 279
放課後児童支援員数4名	588	(7.7%)	449	(6.4%)	▲ 139
放課後児童支援員数5名以上	190	(2.5%)	168	(2.4%)	▲ 22
小計	7,619	(100.0%)	7,051	(100.0%)	▲ 568
登録児童数51人～60人					
放課後児童支援員数0名	33	(1.1%)	85	(2.9%)	▲ 52
放課後児童支援員数1名	591	(19.4%)	678	(23.2%)	▲ 87
放課後児童支援員数2名	1,201	(39.5%)	1,160	(39.6%)	▲ 41
放課後児童支援員数3名	744	(24.4%)	610	(20.8%)	▲ 134
放課後児童支援員数4名	305	(10.0%)	274	(9.4%)	▲ 31
放課後児童支援員数5名以上	169	(5.6%)	121	(4.1%)	▲ 48
小計	3,043	(100.0%)	2,928	(100.0%)	▲ 115
登録児童数61人～70人					
放課後児童支援員数0名	7	(0.5%)	38	(3.0%)	▲ 31
放課後児童支援員数1名	224	(17.0%)	294	(23.1%)	▲ 70
放課後児童支援員数2名	485	(36.9%)	432	(33.9%)	▲ 53
放課後児童支援員数3名	300	(22.8%)	283	(22.2%)	▲ 17
放課後児童支援員数4名	204	(15.5%)	151	(11.8%)	▲ 53
放課後児童支援員数5名以上	96	(7.3%)	77	(6.0%)	▲ 19
小計	1,316	(100.0%)	1,275	(100.0%)	▲ 41
登録児童数71人以上					
放課後児童支援員数0名	7	(0.6%)	20	(1.6%)	▲ 13
放課後児童支援員数1名	134	(12.0%)	217	(17.7%)	▲ 83
放課後児童支援員数2名	344	(30.9%)	402	(32.8%)	▲ 58
放課後児童支援員数3名	260	(23.3%)	278	(22.7%)	▲ 18
放課後児童支援員数4名	162	(14.5%)	143	(11.7%)	▲ 19
放課後児童支援員数5名以上	207	(18.6%)	165	(13.5%)	▲ 42
小計	1,114	(100.0%)	1,225	(100.0%)	▲ 111
合計	35,154		34,354		▲ 800

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:( )内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3日(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

24 支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員等の配置状況

(1)平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
配置職員数1名	436	(1.2%)	2,994	(8.7%)	▲ 2,558
配置職員数2名	12,281	(34.7%)	11,843	(34.3%)	438
配置職員数3名	5,823	(16.5%)	5,636	(16.3%)	187
配置職員数4名	2,414	(6.8%)	2,326	(6.7%)	88
配置職員数5名以上	1,624	(4.6%)	1,626	(4.7%)	▲ 2
14:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
配置職員数1名	41	(0.1%)	256	(0.7%)	▲ 215
配置職員数2名	11,075	(31.3%)	11,347	(32.8%)	▲ 272
配置職員数3名	12,155	(34.3%)	11,636	(33.7%)	519
配置職員数4名	6,870	(19.4%)	6,452	(18.7%)	418
配置職員数5名以上	4,968	(14.0%)	4,624	(13.4%)	344
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
配置職員数1名	661	(1.9%)	2,266	(6.6%)	▲ 1,605
配置職員数2名	12,561	(35.5%)	11,818	(34.2%)	743
配置職員数3名	2,947	(8.3%)	2,601	(7.5%)	346
配置職員数4名	936	(2.6%)	830	(2.4%)	106
配置職員数5名以上	541	(1.5%)	547	(1.6%)	▲ 6

注1:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
配置職員数1名	344	(1.0%)	1,208	(3.5%)	▲ 864
配置職員数2名	4,579	(12.9%)	4,615	(13.3%)	▲ 36
配置職員数3名	637	(1.8%)	733	(2.1%)	▲ 96
配置職員数4名	182	(0.5%)	227	(0.7%)	▲ 45
配置職員数5名以上	69	(0.2%)	88	(0.3%)	▲ 19
8:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
配置職員数1名	572	(1.6%)	1,615	(4.7%)	▲ 1,043
配置職員数2名	12,788	(36.1%)	12,813	(37.1%)	▲ 25
配置職員数3名	4,452	(12.6%)	4,280	(12.4%)	172
配置職員数4名	2,647	(7.5%)	2,425	(7.0%)	222
配置職員数5名以上	1,343	(3.8%)	1,216	(3.5%)	127
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
配置職員数1名	344	(1.0%)	1,149	(3.3%)	▲ 805
配置職員数2名	6,202	(17.5%)	5,650	(16.3%)	552
配置職員数3名	480	(1.4%)	523	(1.5%)	▲ 43
配置職員数4名	116	(0.3%)	153	(0.4%)	▲ 37
配置職員数5名以上	98	(0.3%)	182	(0.5%)	▲ 84

注1:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

## (3)日曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,357	(99.9%)	34,498	(99.8%)	859
配置職員数1名	2	(0.0%)	11	(0.0%)	▲ 9
配置職員数2名	30	(0.1%)	53	(0.2%)	▲ 23
配置職員数3名	3	(0.0%)	7	(0.0%)	▲ 4
配置職員数4名	5	(0.0%)	6	(0.0%)	▲ 1
配置職員数5名以上	1	(0.0%)	2	(0.0%)	▲ 1
8:00~18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,299	(99.7%)	34,441	(99.6%)	858
配置職員数1名	2	(0.0%)	11	(0.0%)	▲ 9
配置職員数2名	70	(0.2%)	68	(0.2%)	2
配置職員数3名	12	(0.0%)	31	(0.1%)	▲ 19
配置職員数4名	11	(0.0%)	12	(0.0%)	▲ 1
配置職員数5名以上	4	(0.0%)	14	(0.0%)	▲ 10
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,365	(99.9%)	34,513	(99.8%)	852
配置職員数1名	1	(0.0%)	6	(0.0%)	▲ 5
配置職員数2名	27	(0.1%)	49	(0.1%)	▲ 22
配置職員数3名	3	(0.0%)	4	(0.0%)	▲ 1
配置職員数4名	2	(0.0%)	3	(0.0%)	▲ 1
配置職員数5名以上	0	(0.0%)	2	(0.0%)	▲ 2

注1:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

## 【参考】支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員の配置状況

## (1)放課後児童支援員

## ①平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
開所時間外	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
放課後児童支援員数0名	57	(0.2%)	756	(2.2%)	▲ 699
放課後児童支援員数1名	7,758	(21.9%)	9,836	(28.4%)	▲ 2,078
放課後児童支援員数2名	10,289	(29.1%)	9,811	(28.4%)	478
放課後児童支援員数3名	3,122	(8.8%)	2,803	(8.1%)	319
放課後児童支援員数4名	865	(2.4%)	819	(2.4%)	46
放課後児童支援員数5名以上	487	(1.4%)	400	(1.2%)	87
14:00~18:30					
開所時間外	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
放課後児童支援員数0名	72	(0.2%)	817	(2.4%)	▲ 745
放課後児童支援員数1名	9,983	(28.2%)	10,659	(30.8%)	▲ 676
放課後児童支援員数2名	15,085	(42.6%)	13,797	(39.9%)	1,288
放課後児童支援員数3名	6,530	(18.4%)	5,911	(17.1%)	619
放課後児童支援員数4名	2,311	(6.5%)	2,074	(6.0%)	237
放課後児童支援員数5名以上	1,128	(3.2%)	1,057	(3.1%)	71
18:31以降					
開所時間外	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
放課後児童支援員数0名	84	(0.2%)	670	(1.9%)	▲ 586
放課後児童支援員数1名	7,800	(22.0%)	8,782	(25.4%)	▲ 982
放課後児童支援員数2名	7,930	(22.4%)	7,110	(20.6%)	820
放課後児童支援員数3名	1,352	(3.8%)	1,071	(3.1%)	281
放課後児童支援員数4名	302	(0.9%)	286	(0.8%)	16
放課後児童支援員数5名以上	178	(0.5%)	143	(0.4%)	35

注1:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

## ②土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
放課後児童支援員数0名	75	(0.2%)	385	(1.1%)	▲310
放課後児童支援員数1名	2,910	(8.2%)	3,866	(11.2%)	▲956
放課後児童支援員数2名	2,481	(7.0%)	2,268	(6.6%)	213
放課後児童支援員数3名	270	(0.8%)	270	(0.8%)	0
放課後児童支援員数4名	58	(0.2%)	64	(0.2%)	▲6
放課後児童支援員数5名以上	17	(0.0%)	18	(0.1%)	▲1
8:00～18:30					
開所時間外	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
放課後児童支援員数0名	229	(0.6%)	785	(2.3%)	▲556
放課後児童支援員数1名	8,527	(24.1%)	9,549	(27.6%)	▲1,022
放課後児童支援員数2名	9,688	(27.4%)	8,939	(25.9%)	749
放課後児童支援員数3名	2,189	(6.2%)	2,057	(5.9%)	132
放課後児童支援員数4名	795	(2.2%)	691	(2.0%)	104
放課後児童支援員数5名以上	374	(1.1%)	328	(0.9%)	46
18:31以降					
開所時間外	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
放課後児童支援員数0名	72	(0.2%)	325	(0.9%)	▲253
放課後児童支援員数1名	4,306	(12.2%)	5,021	(14.5%)	▲715
放課後児童支援員数2名	2,596	(7.3%)	2,044	(5.9%)	552
放課後児童支援員数3名	177	(0.5%)	175	(0.5%)	2
放課後児童支援員数4名	36	(0.1%)	41	(0.1%)	▲5
放課後児童支援員数5名以上	53	(0.1%)	51	(0.1%)	2

注1:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。  
 注2:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

## ③日曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	35,357	(99.9%)	34,498	(99.8%)	859
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	4	(0.0%)	▲4
放課後児童支援員数1名	17	(0.0%)	51	(0.1%)	▲34
放課後児童支援員数2名	19	(0.1%)	17	(0.0%)	2
放課後児童支援員数3名	3	(0.0%)	5	(0.0%)	▲2
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	2	(0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
8:00～18:30					
開所時間外	35,299	(99.7%)	34,441	(99.6%)	858
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	4	(0.0%)	▲4
放課後児童支援員数1名	45	(0.1%)	74	(0.2%)	▲29
放課後児童支援員数2名	42	(0.1%)	37	(0.1%)	5
放課後児童支援員数3名	7	(0.0%)	10	(0.0%)	▲3
放課後児童支援員数4名	5	(0.0%)	8	(0.0%)	▲3
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	3	(0.0%)	▲3
18:31以降					
開所時間外	35,365	(99.9%)	34,513	(99.8%)	852
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	7	(0.0%)	▲7
放課後児童支援員数1名	18	(0.1%)	37	(0.1%)	▲19
放課後児童支援員数2名	12	(0.0%)	18	(0.1%)	▲6
放課後児童支援員数3名	1	(0.0%)	2	(0.0%)	▲1
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	0	(0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0

注1:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。  
 注2:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

## (2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員

## ①平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
開所時間外	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
放課後児童支援員数0名	587	(1.7%)	1,481	(4.3%)	▲ 894
放課後児童支援員数1名	8,629	(24.4%)	10,713	(31.0%)	▲ 2,084
放課後児童支援員数2名	9,634	(27.2%)	9,012	(26.1%)	622
放課後児童支援員数3名	2,646	(7.5%)	2,330	(6.7%)	316
放課後児童支援員数4名	701	(2.0%)	605	(1.7%)	96
放課後児童支援員数5名以上	381	(1.1%)	284	(0.8%)	97
14:00～18:30					
開所時間外	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
放課後児童支援員数0名	821	(2.3%)	1,571	(4.5%)	▲ 750
放課後児童支援員数1名	11,664	(33.0%)	12,434	(36.0%)	▲ 770
放課後児童支援員数2名	14,508	(41.0%)	13,269	(38.4%)	1,239
放課後児童支援員数3名	5,590	(15.8%)	4,940	(14.3%)	650
放課後児童支援員数4名	1,753	(5.0%)	1,455	(4.2%)	298
放課後児童支援員数5名以上	773	(2.2%)	646	(1.9%)	127
18:31以降					
開所時間外	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
放課後児童支援員数0名	646	(1.8%)	1,355	(3.9%)	▲ 709
放課後児童支援員数1名	8,464	(23.9%)	9,438	(27.3%)	▲ 974
放課後児童支援員数2名	7,123	(20.1%)	6,147	(17.8%)	976
放課後児童支援員数3名	1,121	(3.2%)	874	(2.5%)	247
放課後児童支援員数4名	215	(0.6%)	193	(0.6%)	22
放課後児童支援員数5名以上	77	(0.2%)	55	(0.2%)	22

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

## ②土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
放課後児童支援員数0名	293	(0.8%)	705	(2.0%)	▲ 412
放課後児童支援員数1名	3,081	(8.7%)	4,065	(11.8%)	▲ 984
放課後児童支援員数2名	2,163	(6.1%)	1,836	(5.3%)	327
放課後児童支援員数3名	223	(0.6%)	206	(0.6%)	17
放課後児童支援員数4名	42	(0.1%)	49	(0.1%)	▲ 7
放課後児童支援員数5名以上	9	(0.0%)	10	(0.0%)	▲ 1
8:00～18:30					
開所時間外	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
放課後児童支援員数0名	825	(2.3%)	1,569	(4.5%)	▲ 744
放課後児童支援員数1名	9,808	(27.7%)	10,488	(30.3%)	▲ 680
放課後児童支援員数2名	8,434	(23.8%)	7,941	(23.0%)	493
放課後児童支援員数3名	1,880	(5.3%)	1,667	(4.8%)	213
放課後児童支援員数4名	628	(1.8%)	486	(1.4%)	142
放課後児童支援員数5名以上	227	(0.6%)	198	(0.6%)	29
18:31以降					
開所時間外	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
放課後児童支援員数0名	200	(0.6%)	572	(1.7%)	▲ 372
放課後児童支援員数1名	4,918	(13.9%)	5,149	(14.9%)	▲ 231
放課後児童支援員数2名	1,926	(5.4%)	1,730	(5.0%)	196
放課後児童支援員数3名	161	(0.5%)	165	(0.5%)	▲ 4
放課後児童支援員数4名	22	(0.1%)	32	(0.1%)	▲ 10
放課後児童支援員数5名以上	13	(0.0%)	9	(0.0%)	4

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

③日曜日

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
7:59以前			
開所時間外	35,357 (99.9%)	34,498 (99.8%)	859
放課後児童支援員数0名	3 (0.0%)	22 (0.1%)	▲19
放課後児童支援員数1名	21 (0.1%)	39 (0.1%)	▲18
放課後児童支援員数2名	12 (0.0%)	16 (0.0%)	▲4
放課後児童支援員数3名	3 (0.0%)	2 (0.0%)	1
放課後児童支援員数4名	2 (0.0%)	0 (0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
8:00～18:30			
開所時間外	35,299 (99.7%)	34,441 (99.6%)	858
放課後児童支援員数0名	9 (0.0%)	29 (0.1%)	▲20
放課後児童支援員数1名	53 (0.1%)	68 (0.2%)	▲15
放課後児童支援員数2名	29 (0.1%)	28 (0.1%)	1
放課後児童支援員数3名	5 (0.0%)	4 (0.0%)	1
放課後児童支援員数4名	3 (0.0%)	4 (0.0%)	▲1
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	3 (0.0%)	▲3
18:31以降			
開所時間外	35,365 (99.9%)	34,513 (99.8%)	852
放課後児童支援員数0名	3 (0.0%)	20 (0.1%)	▲17
放課後児童支援員数1名	17 (0.0%)	30 (0.1%)	▲13
放課後児童支援員数2名	10 (0.0%)	13 (0.0%)	▲3
放課後児童支援員数3名	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0
放課後児童支援員数4名	2 (0.0%)	0 (0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。  
 注2:( )内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。  
 注3:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	272 (11.4%)	242 (10.4%)	30

注:( )内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和3年:2,377、令和2年:2,324)に対する割合である。放課後児童支援員等は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
設備運営基準第10条第3項一号	24,304 (24.5%)	23,917 (24.9%)	387
設備運営基準第10条第3項二号	742 (0.7%)	684 (0.7%)	58
設備運営基準第10条第3項三号	32,979 (33.3%)	31,727 (33.1%)	1,252
設備運営基準第10条第3項四号	24,455 (24.7%)	24,461 (25.5%)	▲6
設備運営基準第10条第3項五号	1,817 (1.8%)	1,794 (1.9%)	23
設備運営基準第10条第3項六号	204 (0.2%)	130 (0.1%)	74
設備運営基準第10条第3項七号	82 (0.1%)	93 (0.1%)	▲11
設備運営基準第10条第3項八号	60 (0.1%)	59 (0.1%)	1
設備運営基準第10条第3項九号	11,509 (11.6%)	10,158 (10.6%)	1,351
設備運営基準第10条第3項十号	2,961 (3.0%)	2,774 (2.9%)	187
その他	49 (0.0%)	74 (0.1%)	▲25
計	99,162 (100.0%)	95,871 (100.0%)	3,291

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤以外を区別しない。  
 注2:設備運営基準第10条第3項  
 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者  
 二 社会福祉士の資格を有する者  
 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。))であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの  
 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条に規定する免許状を有する者  
 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)(において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。))  
 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者  
 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの  
 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの  
 注3:「その他」は、市町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

27 放課後児童支援員の配置状況

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	35,092 (99.8%)	33,643 (97.9%)	1,449
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	34,454 (98.0%)	33,055 (96.2%)	1,399

注:( )内は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)~16日(日)、令和2年:7月3日(金)~5日(日))の間に開所した全支援の単位数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)に対する割合である。放課後児童支援員はボランティアを含めない。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和3年	令和2年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,994 (52.0%)	13,578 (51.0%)	416
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	9,491 (35.2%)	8,991 (33.8%)	500
うち同一小学校内で実施	5,885 (40.9%)	5,557 (38.9%)	328
学校の余裕教室	3,255 (22.6%)	2,984 (20.9%)	271
学校敷地内専用施設	2,630 (18.3%)	2,573 (18.0%)	57

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。  
 注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。  
 注3:「うち同一小学校内で実施」における( )内は、学校内で実施するクラブ数(令和3年:14,391、令和2年:14,275)に対する割合である。

29 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
点検・確認有り	1,533 (94.4%)	1,530 (94.3%)	3

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

30 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	48 (3.0%)	52 (3.2%)	▲4
小学校4年生まで	39 (2.4%)	40 (2.5%)	▲1
小学校5年生まで	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0
小学校6年生まで	1,536 (94.6%)	1,530 (94.3%)	6
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注1:( )内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。  
 注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

31 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
放課後子供教室により対応している	26 (29.5%)	29 (31.2%)	▲3
自治体独自の放課後児童対策により対応している	2 (2.3%)	3 (3.2%)	▲1
児童館により対応している	15 (17.0%)	15 (16.1%)	0
その他	18 (20.5%)	18 (19.4%)	0
特に対応していない	27 (30.7%)	28 (30.1%)	▲1
計	88 (100.0%)	93 (100.0%)	▲5

注:( )内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和3年:88、令和2年:93)に対する割合である。

32 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,521 (93.7%)	1,518 (93.5%)	3

注1:( )内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。  
 注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

33 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	891 (54.9%)	905 (55.8%)	▲ 14

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

34 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和3年	令和2年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	16 (1.0%)	16 (1.0%)	0
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	289 (17.8%)	292 (18.0%)	▲ 3
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,319 (81.2%)	1,315 (81.0%)	4
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

利用決定	令和3年	令和2年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	18 (1.1%)	18 (1.1%)	0
クラブのみで利用決定を行っている	286 (17.6%)	279 (17.2%)	7
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,320 (81.3%)	1,326 (81.7%)	▲ 6
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

35 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	816 (50.2%)	805 (49.6%)	11

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

利用に係る優先的な取扱いの対象(複数回答)	令和3年		令和2年		増減
ひとり親家庭	650 (40.0%)	[79.7%]	628 (38.7%)	[78.0%]	22
生活保護世帯	350 (21.6%)	[42.9%]	329 (20.3%)	[40.9%]	21
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	161 (9.9%)	[19.7%]	155 (9.6%)	[19.3%]	6
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	435 (26.8%)	[53.3%]	430 (26.5%)	[53.4%]	5
児童が障害を有する場合	378 (23.3%)	[46.3%]	370 (22.8%)	[46.0%]	8
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	653 (40.2%)	[80.0%]	658 (40.5%)	[81.7%]	▲ 5
保護者が育児休業を終了した場合	129 (7.9%)	[15.8%]	128 (7.9%)	[15.9%]	1
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	253 (15.6%)	[31.0%]	237 (14.6%)	[29.4%]	16
その他市町村が定める事由	223 (13.7%)	[27.3%]	230 (14.2%)	[28.6%]	▲ 7

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合、[ ]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和3年:816、令和2年:805)に対する割合である。

36 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
利用料の徴収を行っている	25,985 (96.5%)	25,610 (96.2%)	375
利用料の減免を行っている	22,426 [86.3%]	21,752 [84.9%]	674

注1:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:[ ]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和3年:25,985、令和2年:25,610)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

37 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和3年		令和2年		増減
2,000円未満	387	(1.5%)	419	(1.6%)	▲32
2,000～4,000円未満	4,447	(17.1%)	4,410	(17.2%)	▲37
4,000～6,000円未満	7,129	(27.4%)	7,176	(28.0%)	▲47
6,000～8,000円未満	5,504	(21.2%)	5,059	(19.8%)	▲445
8,000～10,000円未満	3,978	(15.3%)	3,620	(14.1%)	▲358
10,000～12,000円未満	1,970	(7.6%)	2,014	(7.9%)	▲44
12,000～14,000円未満	773	(3.0%)	827	(3.2%)	▲54
14,000～16,000円未満	440	(1.7%)	452	(1.8%)	▲12
16,000～18,000円未満	315	(1.2%)	312	(1.2%)	▲3
18,000～20,000円未満	91	(0.4%)	98	(0.4%)	▲7
20,000円以上	270	(1.0%)	251	(1.0%)	▲19
おやつ代等のみ徴収	681	(2.6%)	972	(3.8%)	▲291
計	25,985	(100.0%)	25,610	(100.0%)	375

注:( )内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和3年:25,985、令和2年:25,610)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和3年		令和2年		増減
実費徴収なし	9,792	(36.4%)	9,550	(35.9%)	242
500円未満	478	(1.8%)	511	(1.9%)	▲33
500～1,000円未満	1,434	(5.3%)	1,453	(5.5%)	▲19
1,000～1,500円未満	3,175	(11.8%)	3,311	(12.4%)	▲136
1,500～2,000円未満	4,496	(16.7%)	4,241	(15.9%)	▲255
2,000～2,500円未満	5,399	(20.1%)	5,695	(21.4%)	▲296
2,500～3,000円未満	1,105	(4.1%)	1,031	(3.9%)	▲74
3,000～3,500円未満	538	(2.0%)	489	(1.8%)	▲49
3,500円以上	508	(1.9%)	344	(1.3%)	▲164
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

38 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(1)利用料減免の対象

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和3年		令和2年		増減		
生活保護受給世帯	16,973	(63.0%)	[75.7%]	16,696	(62.7%)	[76.8%]	277
市町村民税非課税世帯	10,369	(38.5%)	[46.2%]	10,055	(37.8%)	[46.2%]	314
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,920	(10.8%)	[13.0%]	2,877	(10.8%)	[13.2%]	43
就学援助受給世帯	6,511	(24.2%)	[29.0%]	6,024	(22.6%)	[27.7%]	487
ひとり親世帯	7,141	(26.5%)	[31.8%]	6,617	(24.9%)	[30.4%]	524
兄弟姉妹利用世帯	14,281	(53.0%)	[63.7%]	13,747	(51.6%)	[63.2%]	534
その他市町村が定める場合	9,726	(36.1%)	[43.4%]	9,674	(36.3%)	[44.5%]	52
その他クラブが定める場合	1,207	(4.5%)	[5.4%]	1,101	(4.1%)	[5.1%]	106

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、  
[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和3年:22,426、令和2年:21,752)に対する割合である。

## (2) 利用料減免の方法

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和 3 年			令和 2 年			増減
生活保護受給世帯	17,404	(64.6%)	[77.6%]	16,777	(63.0%)	[77.1%]	627
利用料の免除	14,315	(53.2%)	[63.8%]	13,386	(50.3%)	[61.5%]	929
利用料の半額のみ徴収	838	(3.1%)	[3.7%]	839	(3.2%)	[3.9%]	▲ 1
所得に応じて複数段階で減額	37	(0.1%)	[0.2%]	31	(0.1%)	[0.1%]	6
その他	2,214	(8.2%)	[9.9%]	2,521	(9.5%)	[11.6%]	▲ 307
市町村民税非課税世帯	10,789	(40.1%)	[48.1%]	10,130	(38.0%)	[46.6%]	659
利用料の免除	5,974	(22.2%)	[26.6%]	5,477	(20.6%)	[25.2%]	497
利用料の半額のみ徴収	2,196	(8.2%)	[9.8%]	2,034	(7.6%)	[9.4%]	162
所得に応じて複数段階で減額	275	(1.0%)	[1.2%]	359	(1.3%)	[1.7%]	▲ 84
その他	2,344	(8.7%)	[10.5%]	2,260	(8.5%)	[10.4%]	84
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,948	(10.9%)	[13.1%]	2,910	(10.9%)	[13.4%]	38
利用料の免除	713	(2.6%)	[3.2%]	695	(2.6%)	[3.2%]	18
利用料の半額のみ徴収	882	(3.3%)	[3.9%]	868	(3.3%)	[4.0%]	14
所得に応じて複数段階で減額	621	(2.3%)	[2.8%]	555	(2.1%)	[2.6%]	66
その他	732	(2.7%)	[3.3%]	792	(3.0%)	[3.6%]	▲ 60
就学援助受給世帯	6,883	(25.6%)	[30.7%]	6,080	(22.8%)	[28.0%]	803
利用料の免除	2,940	(10.9%)	[13.1%]	2,379	(8.9%)	[10.9%]	561
利用料の半額のみ徴収	2,055	(7.6%)	[9.2%]	1,717	(6.4%)	[7.9%]	338
所得に応じて複数段階で減額	32	(0.1%)	[0.1%]	10	(0.0%)	[0.0%]	22
その他	1,856	(6.9%)	[8.3%]	1,974	(7.4%)	[9.1%]	▲ 118
ひとり親世帯	7,270	(27.0%)	[32.4%]	6,733	(25.3%)	[31.0%]	537
利用料の免除	400	(1.5%)	[1.8%]	388	(1.5%)	[1.8%]	12
利用料の半額のみ徴収	1,961	(7.3%)	[8.7%]	1,808	(6.8%)	[8.3%]	153
所得に応じて複数段階で減額	186	(0.7%)	[0.8%]	175	(0.7%)	[0.8%]	11
その他	4,723	(17.5%)	[21.1%]	4,362	(16.4%)	[20.1%]	361
兄弟姉妹利用世帯	15,014	(55.8%)	[66.9%]	14,500	(54.5%)	[66.7%]	514
利用料の免除	588	(2.2%)	[2.6%]	610	(2.3%)	[2.8%]	▲ 22
利用料の半額のみ徴収	5,777	(21.5%)	[25.8%]	5,497	(20.6%)	[25.3%]	280
所得に応じて複数段階で減額	35	(0.1%)	[0.2%]	60	(0.2%)	[0.3%]	▲ 25
その他	8,614	(32.0%)	[38.4%]	8,333	(31.3%)	[38.3%]	281
その他市町村が定める場合	10,647	(39.5%)	[47.5%]	10,612	(39.9%)	[48.8%]	35
利用料の免除	3,796	(14.1%)	[16.9%]	3,718	(14.0%)	[17.1%]	78
利用料の半額のみ徴収	2,164	(8.0%)	[9.6%]	2,147	(8.1%)	[9.9%]	17
所得に応じて複数段階で減額	698	(2.6%)	[3.1%]	666	(2.5%)	[3.1%]	32
その他	3,989	(14.8%)	[17.8%]	4,081	(15.3%)	[18.8%]	▲ 92
その他クラブが定める場合	1,423	(5.3%)	[6.3%]	1,309	(4.9%)	[6.0%]	114
利用料の免除	46	(0.2%)	[0.2%]	45	(0.2%)	[0.2%]	1
利用料の半額のみ徴収	133	(0.5%)	[0.6%]	131	(0.5%)	[0.6%]	2
所得に応じて複数段階で減額	203	(0.8%)	[0.9%]	205	(0.8%)	[0.9%]	▲ 2
その他	1,041	(3.9%)	[4.6%]	928	(3.5%)	[4.3%]	113

注：( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和3年:22,426、令和2年:21,752)に対する割合である。

## 39 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	令和 3 年	令和 2 年	増減
実施している	3,793 (28.8%)	3,596 (28.2%)	197
実施していない	9,390 (71.2%)	9,151 (71.8%)	239

注：( )内は公立民営クラブ数(令和3年:13,183、令和2年:12,747)に対する割合である。

## 40 おやつ提供の状況

(か所)

	令和 3 年	令和 2 年	増減
おやつ提供有り	24,326 (90.3%)	24,250 (91.1%)	76
おやつ提供無し	2,599 (9.7%)	2,375 (8.9%)	224
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注：( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	令和 3 年	令和 2 年	増減
13:00以前	0 (0.0%)	1 (0.0%)	▲ 1
13:01～14:00	43 (0.2%)	51 (0.2%)	▲ 8
14:01～15:00	1,771 (7.3%)	1,949 (8.0%)	▲ 178
15:01～16:00	17,981 (73.9%)	16,926 (69.8%)	1,055
16:01～17:00	4,090 (16.8%)	4,885 (20.1%)	▲ 795
17:01以降	441 (1.8%)	438 (1.8%)	3
計	24,326 (100.0%)	24,250 (100.0%)	76

注：( )内はおやつ提供有りのクラブ数(令和3年:24,326、令和2年:24,250)に対する割合である。

## 41 保護者との連携の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
子どもの出欠席等の把握	26,830 (99.6%)	26,539 (99.7%)	291
保護者からの相談への対応	26,883 (99.8%)	26,573 (99.8%)	310
保護者との連絡	26,887 (99.9%)	26,577 (99.8%)	310

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 42 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
育成支援の内容を記録している	23,718 (88.1%)	23,191 (87.1%)	527

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 43 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	26,650 (99.0%)	26,330 (98.9%)	320
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	25,568 (95.0%)	25,172 (94.5%)	396

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 44 運営規程の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
運営規程を定めている	26,004 (96.6%)	25,644 (96.3%)	360
運営規程を定めていない	921 (3.4%)	981 (3.7%)	▲60
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

運営規程に定めている事項	令和3年	令和2年	増減
事業の目的及び運営の方針	25,938 (96.3%) [99.7%]	25,585 (96.1%) [99.8%]	353
職員の職種、員数及び職務の内容	25,381 (94.3%) [97.6%]	24,995 (93.9%) [97.5%]	386
開所している日及び時間	25,915 (96.2%) [99.7%]	25,572 (96.0%) [99.7%]	343
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	25,592 (95.0%) [98.4%]	25,201 (94.7%) [98.3%]	391
利用定員	24,564 (91.2%) [94.5%]	23,806 (89.4%) [92.8%]	758
通常の事業の実施地域	25,139 (93.4%) [96.7%]	24,783 (93.1%) [96.6%]	356
事業の利用に当たっての留意事項	25,388 (94.3%) [97.6%]	24,930 (93.6%) [97.2%]	458
緊急時等における対応方法	25,130 (93.3%) [96.6%]	24,763 (93.0%) [96.6%]	367
非常災害対策	24,919 (92.5%) [95.8%]	24,382 (91.6%) [95.1%]	537
虐待の防止のための措置に関する事項	23,393 (86.9%) [90.0%]	22,958 (86.2%) [89.5%]	435
その他事業の運営に関する重要事項	10,875 (40.4%) [41.8%]	10,895 (40.9%) [42.5%]	▲20

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[ ]内は運営規程を定めているクラブ数(令和3年:26,004、令和2年:25,644)に対する割合である。

## 45 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

(件)

	令和3年	令和2年	増減
設備運営基準第12条に規定する虐待等の発生件数	2	0	2

注1:令和3年は令和2年4月1日～令和3年3月31日、令和2年は平成31年4月1日～令和2年3月31日の件数である。

注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

## 46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
帳簿を整備している	26,504 (98.4%)	26,113 (98.1%)	391

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 47 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	26,221 (97.4%)	25,898 (97.3%)	323
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	22,045 (81.9%)	21,726 (81.6%)	319

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 48 学校との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
学校との情報交換を行っている	26,684 (99.1%)	26,206 (98.4%)	478
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるよう学校との連携を図っている	21,493 (79.8%)	21,393 (80.3%)	100

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 49 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	16,796 (62.4%)	16,656 (62.6%)	140

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 50 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	20,316 (75.5%)	20,119 (75.6%)	197
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	16,268 (60.4%)	16,188 (60.8%)	80
医療・保健・福祉等機関と連携している	19,203 (71.3%)	18,514 (69.5%)	689

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 51 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減	
衛生管理・感染症対応を行っている	26,413 (98.1%)	25,614 (96.2%)	799	
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	26,604 (98.8%)	26,251 (98.6%)	353
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	25,097 (93.2%)	24,459 (91.9%)	638
	損害賠償保険に加入している	25,500 (94.7%)	25,211 (94.7%)	289
	傷害保険に加入している	26,508 (98.5%)	26,185 (98.3%)	323
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	24,973 (92.8%)	24,446 (91.8%)	527
	定期的な避難訓練を行っている	25,174 (93.5%)	24,676 (92.7%)	498
	緊急時の連絡体制を整備している	26,218 (97.4%)	25,808 (96.9%)	410
来所・帰宅時の安全確保を行っている	23,936 (88.9%)	23,620 (88.7%)	316	

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 52 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	26,159 (97.2%)	25,766 (96.8%)	393

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 53 要望・苦情への対応状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	25,133 (93.3%)	24,613 (92.4%)	520
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	24,446 (90.8%)	23,856 (89.6%)	590

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 54 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
資質向上のための研修を実施している	26,072 (96.8%)	25,856 (97.1%)	216
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,345 (79.3%)	21,136 (79.4%)	209
障害児受入のための研修を実施している	22,955 (85.3%)	22,932 (86.1%)	23

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和3年	令和2年	増減
1回未満	3,452 (12.8%)	1,960 (7.4%)	1,492
1回以上5回未満	15,619 (58.0%)	14,960 (56.2%)	659
5回以上10回未満	4,640 (17.2%)	5,429 (20.4%)	▲789
10回以上	3,214 (11.9%)	4,276 (16.1%)	▲1,062
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和3年	令和2年	増減
1日未満	3,441 (12.8%)	1,963 (7.4%)	1,478
1日以上5日未満	15,412 (57.2%)	14,420 (54.2%)	992
5日以上10日未満	4,525 (16.8%)	5,695 (21.4%)	▲1,170
10日以上	3,547 (13.2%)	4,547 (17.1%)	▲1,000
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

## 55 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
自己評価の実施有り	15,047 (55.9%)	14,462 (54.3%)	585
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	13,827 (51.4%)	13,090 (49.2%)	737

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

## 56 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
第三者評価の実施有り	5,520 (20.5%)	7,854 (29.5%)	▲2,334
第三者評価の結果を公表している	3,537 (13.1%) [64.1%]	—	—
実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	1,056 (3.9%) [19.1%]	—	—

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[ ]内は第三者評価を実施しているクラブ数(令和3年:5,520)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	624	27,526
2	青森県	170	9,838
3	岩手県	311	12,980
4	宮城県	295	16,090
5	秋田県	187	9,404
6	山形県	268	12,065
7	福島県	253	14,046
8	茨城県	601	37,761
9	栃木県	529	20,779
10	群馬県	357	15,608
11	埼玉県	1,146	49,392
12	千葉県	927	41,139
13	東京都	1,812	113,531
14	神奈川県	488	22,872
15	新潟県	339	16,295
16	富山県	172	6,611
17	石川県	235	9,915
18	福井県	168	6,798
19	山梨県	226	9,385
20	長野県	302	16,874
21	岐阜県	306	13,699
22	静岡県	493	21,523
23	愛知県	701	37,954
24	三重県	438	17,663
25	滋賀県	270	15,300
26	京都府	249	14,286
27	大阪府	535	28,139
28	兵庫県	528	23,686
29	奈良県	215	12,350
30	和歌山県	148	6,211
31	鳥取県	120	5,286
32	島根県	176	6,333
33	岡山県	235	9,062
34	広島県	294	12,442
35	山口県	305	13,594
36	徳島県	189	8,079
37	香川県	169	6,810
38	愛媛県	224	8,785
39	高知県	94	3,222
40	福岡県	455	29,098
41	佐賀県	278	11,804
42	長崎県	242	9,810
43	熊本県	332	12,729
44	大分県	246	9,553
45	宮崎県	219	8,426
46	鹿児島県	411	16,198
47	沖縄県	450	18,131
都道府県合計		17,732	849,082

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	249	22,517
49	仙台市	229	14,126
50	さいたま市	288	11,614
51	千葉市	182	9,935
52	横浜市	583	34,758
53	川崎市	136	13,454
54	相模原市	119	7,173
55	新潟市	181	11,296
56	静岡市	94	6,031
57	浜松市	152	6,662
58	名古屋市	237	8,592
59	京都市	215	15,163
60	大阪市	189	6,079
61	堺市	92	8,260
62	神戸市	232	15,970
63	岡山市	215	8,685
64	広島市	208	11,856
65	北九州市	133	11,685
66	福岡市	139	17,084
67	熊本市	176	6,917
指定都市合計		4,049	247,857

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	64	2,513
69	旭川市	97	3,191
70	青森市	51	3,127
71	八戸市	47	1,987
72	盛岡市	67	3,215
73	秋田市	53	2,011
74	山形市	77	3,674
75	福島市	91	3,398
76	郡山市	94	4,011
77	いわき市	77	3,260
78	水戸市	97	4,853
79	宇都宮市	190	5,595
80	前橋市	83	4,393
81	高崎市	100	4,208
82	川崎市	83	3,227
83	川口市	129	5,206
84	越谷市	52	3,008
85	船橋市	104	5,538
86	柏市	83	3,768
87	八王子市	138	6,109
88	横須賀市	74	2,192
89	富山市	121	6,171
90	金沢市	103	5,131
91	福井市	82	3,373
92	甲府市	53	1,697
93	長野市	89	8,223
94	松本市	41	3,521
95	岐阜市	46	3,441
96	豊橋市	96	3,532
97	岡崎市	52	3,104
98	一宮市	59	3,562
99	豊田市	71	3,916
100	大津市	63	3,735
101	豊中市	41	4,261
102	吹田市	36	4,418
103	高槻市	77	3,228
104	枚方市	101	4,703
105	八尾市	84	3,501
106	寝屋川市	41	2,149
107	東大阪市	57	4,288
108	姫路市	123	4,593
109	尼崎市	93	3,344
110	明石市	28	3,488
111	西宮市	90	4,041
112	奈良市	48	3,744
113	和歌山市	106	3,584
114	鳥取市	74	2,990
115	松江市	73	3,032
116	倉敷市	158	5,583
117	呉市	63	2,836
118	福山市	72	6,222
119	下関市	39	2,549
120	高松市	132	4,866
121	松山市	129	5,733
122	高知市	94	3,996
123	久留米市	47	4,402
124	長崎市	95	6,330
125	佐世保市	73	2,627
126	大分市	70	5,229
127	宮崎市	55	4,467
128	鹿児島市	210	8,293
129	那覇市	108	4,949
中核市合計		5,144	251,336
総合計		26,925	1,348,275

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	624	618	6
2	青森県	170	188	△ 18
3	岩手県	311	309	2
4	宮城県	295	291	4
5	秋田県	187	193	△ 6
6	山形県	268	262	6
7	福島県	253	248	5
8	茨城県	601	597	4
9	栃木県	529	523	6
10	群馬県	357	346	11
11	埼玉県	1,146	1,153	△ 7
12	千葉県	927	913	14
13	東京都	1,812	1,771	41
14	神奈川県	488	477	11
15	新潟県	339	337	2
16	富山県	172	169	3
17	石川県	235	234	1
18	福井県	168	172	△ 4
19	山梨県	226	223	3
20	長野県	302	303	△ 1
21	岐阜県	306	307	△ 1
22	静岡県	493	482	11
23	愛知県	701	688	13
24	三重県	438	427	11
25	滋賀県	270	312	△ 42
26	京都府	249	245	4
27	大阪府	535	517	18
28	兵庫県	528	526	2
29	奈良県	215	208	7
30	和歌山県	148	143	5
31	鳥取県	120	118	2
32	島根県	176	171	5
33	岡山県	235	230	5
34	広島県	294	287	7
35	山口県	305	305	0
36	徳島県	189	188	1
37	香川県	169	167	2
38	愛媛県	224	218	6
39	高知県	94	88	6
40	福岡県	455	453	2
41	佐賀県	278	273	5
42	長崎県	242	235	7
43	熊本県	332	323	9
44	大分県	246	247	△ 1
45	宮崎県	219	213	6
46	鹿児島県	411	399	12
47	沖縄県	450	434	16
都道府県合計		17,732	17,531	201

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	249	250	△ 1
49	仙台市	229	231	△ 2
50	さいたま市	288	281	7
51	千葉市	182	177	5
52	横浜市	583	587	△ 4
53	川崎市	136	134	2
54	相模原市	119	118	1
55	新潟市	181	175	6
56	静岡市	94	89	5
57	浜松市	152	142	10
58	名古屋市	237	234	3
59	京都市	215	212	3
60	大阪市	189	190	△ 1
61	堺市	92	92	0
62	神戸市	232	229	3
63	岡山市	215	208	7
64	広島市	208	338	△ 130
65	北九州市	133	133	0
66	福岡市	139	139	0
67	熊本市	176	168	8
指定都市合計		4,049	4,127	△ 78

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	64	60	4
69	旭川市	97	95	2
70	青森市	51	50	1
71	八戸市	47	47	0
72	盛岡市	67	61	6
73	秋田市	53	49	4
74	山形市	77	72	5
75	福島市	91	84	7
76	郡山市	94	61	33
77	いわき市	77	72	5
78	水戸市	97	92	5
79	宇都宮市	190	184	6
80	前橋市	83	78	5
81	高崎市	100	99	1
82	川越市	83	77	6
83	川口市	129	130	△ 1
84	越谷市	52	51	1
85	船橋市	104	101	3
86	柏市	83	82	1
87	八王子市	138	136	2
88	横須賀市	74	72	2
89	富山市	121	117	4
90	金沢市	103	100	3
91	福井市	82	82	0
92	甲府市	53	52	1
93	長野市	89	90	△ 1
94	松本市	41	41	0
95	岐阜市	46	46	0
96	豊橋市	96	97	△ 1
97	岡崎市	52	48	4
98	一宮市	59	58	1
99	豊田市	71	70	1
100	大津市	63	61	2
101	豊中市	41	41	0
102	吹田市	36	36	0
103	高槻市	77	70	7
104	枚方市	101	100	1
105	八尾市	84	82	2
106	寝屋川市	41	41	0
107	東大阪市	57	57	0
108	姫路市	123	121	2
109	尼崎市	93	84	9
110	明石市	28	28	0
111	西宮市	90	86	4
112	奈良市	48	48	0
113	和歌山市	106	104	2
114	鳥取市	74	71	3
115	松江市	73	72	1
116	倉敷市	158	153	5
117	呉市	63	60	3
118	福山市	72	72	0
119	下関市	39	39	0
120	高松市	132	126	6
121	松山市	129	124	5
122	高知市	94	95	△ 1
123	久留米市	47	48	△ 1
124	長崎市	95	96	△ 1
125	佐世保市	73	73	0
126	大分市	70	68	2
127	宮崎市	55	54	1
128	鹿児島市	210	205	5
129	那覇市	108	98	10
中核市合計		5,144	4,967	177
総合計		26,925	26,625	300

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市のクラブ数（松本市41、一宮市58）を減算している。

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	27,526	27,589	△ 63
2	青森県	9,838	9,928	△ 90
3	岩手県	12,980	12,780	200
4	宮城県	16,090	15,545	545
5	秋田県	9,404	9,605	△ 201
6	山形県	12,065	11,823	242
7	福島県	14,046	13,307	739
8	茨城県	37,761	36,790	971
9	栃木県	20,779	19,952	827
10	群馬県	15,608	15,458	150
11	埼玉県	49,392	48,009	1,383
12	千葉県	41,139	39,961	1,178
13	東京都	113,531	109,110	4,421
14	神奈川県	22,872	22,384	488
15	新潟県	16,295	15,895	400
16	富山県	6,611	6,508	103
17	石川県	9,915	9,940	△ 25
18	福井県	6,798	6,948	△ 150
19	山梨県	9,385	10,108	△ 723
20	長野県	16,874	17,657	△ 783
21	岐阜県	13,699	13,794	△ 95
22	静岡県	21,523	20,843	680
23	愛知県	37,954	37,679	275
24	三重県	17,663	17,184	479
25	滋賀県	15,300	15,048	252
26	京都府	14,286	14,210	76
27	大阪府	28,139	27,260	879
28	兵庫県	23,686	23,304	382
29	奈良県	12,350	12,327	23
30	和歌山県	6,211	6,017	194
31	鳥取県	5,286	5,272	14
32	島根県	6,333	6,167	166
33	岡山県	9,062	9,120	△ 58
34	広島県	12,442	12,360	82
35	山口県	13,594	13,494	100
36	徳島県	8,079	8,162	△ 83
37	香川県	6,810	6,746	64
38	愛媛県	8,785	8,793	△ 8
39	高知県	3,222	3,075	147
40	福岡県	29,098	28,251	847
41	佐賀県	11,804	11,097	707
42	長崎県	9,810	9,615	195
43	熊本県	12,729	12,812	△ 83
44	大分県	9,553	9,364	189
45	宮崎県	8,426	8,185	241
46	鹿児島県	16,198	15,553	645
47	沖縄県	18,131	17,076	1,055
都道府県合計		849,082	832,105	16,977

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	22,517	23,256	△ 739
49	仙台市	14,126	13,780	346
50	さいたま市	11,614	11,323	291
51	千葉市	9,935	10,490	△ 555
52	横浜市	34,758	24,350	10,408
53	川崎市	13,454	12,876	578
54	相模原市	7,173	7,123	50
55	新潟市	11,296	10,975	321
56	静岡市	6,031	5,629	402
57	浜松市	6,662	6,261	401
58	名古屋市	8,592	8,550	42
59	京都市	15,163	14,829	334
60	大阪市	6,079	6,201	△ 122
61	堺市	8,260	8,653	△ 393
62	神戸市	15,970	15,320	650
63	岡山市	8,685	8,243	442
64	広島市	11,856	11,541	315
65	北九州市	11,685	12,932	△ 1,247
66	福岡市	17,084	15,080	2,004
67	熊本市	6,917	6,413	504
指定都市合計		247,857	233,825	14,032

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	2,513	2,480	33
69	旭川市	3,191	3,206	△ 15
70	青森市	3,127	3,063	64
71	八戸市	1,987	2,021	△ 34
72	盛岡市	3,215	2,844	371
73	秋田市	2,011	1,854	157
74	山形市	3,674	3,413	261
75	福島市	3,398	3,006	392
76	郡山市	4,011	2,847	1,164
77	いわき市	3,260	3,021	239
78	水戸市	4,853	4,901	△ 48
79	宇都宮市	5,595	6,014	△ 419
80	前橋市	4,393	4,131	262
81	高崎市	4,208	4,236	△ 28
82	川越市	3,227	2,966	261
83	川口市	5,206	4,972	234
84	越谷市	3,008	2,892	116
85	船橋市	5,538	5,445	93
86	柏市	3,768	3,470	298
87	八王子市	6,109	6,160	△ 51
88	横須賀市	2,192	2,152	40
89	富山市	6,171	6,626	△ 455
90	金沢市	5,131	5,029	102
91	福井市	3,373	3,230	143
92	甲府市	1,697	1,754	△ 57
93	長野市	8,223	8,585	△ 362
94	松本市	3,521	3,521	0
95	岐阜市	3,441	3,390	51
96	豊橋市	3,532	3,429	103
97	岡崎市	3,104	3,056	48
98	一宮市	3,562	3,796	△ 234
99	豊田市	3,916	3,839	77
100	大津市	3,735	3,567	168
101	豊中市	4,261	4,120	141
102	吹田市	4,418	4,013	405
103	高槻市	3,228	3,089	139
104	枚方市	4,703	4,663	40
105	八尾市	3,501	3,660	△ 159
106	寝屋川市	2,149	2,092	57
107	東大阪市	4,288	4,069	219
108	姫路市	4,593	4,601	△ 8
109	尼崎市	3,344	3,142	202
110	明石市	3,488	3,242	246
111	西宮市	4,041	3,955	86
112	奈良市	3,744	3,649	95
113	和歌山市	3,584	3,485	99
114	鳥取市	2,990	3,026	△ 36
115	松江市	3,032	2,968	64
116	倉敷市	5,583	5,532	51
117	呉市	2,836	2,833	3
118	福山市	6,222	5,972	250
119	下関市	2,549	2,473	76
120	高松市	4,866	4,622	244
121	松山市	5,733	5,514	219
122	高知市	3,996	4,029	△ 33
123	久留米市	4,402	4,337	65
124	長崎市	6,330	6,097	233
125	佐世保市	2,627	2,645	△ 18
126	大分市	5,229	5,089	140
127	宮崎市	4,467	4,411	56
128	鹿児島市	8,293	7,942	351
129	那覇市	4,949	4,892	57
中核市合計		251,336	245,078	6,258
総合計		1,348,275	1,311,008	37,267

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の登録児童数（松本市3,521、一宮市3,796）を減算している。

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

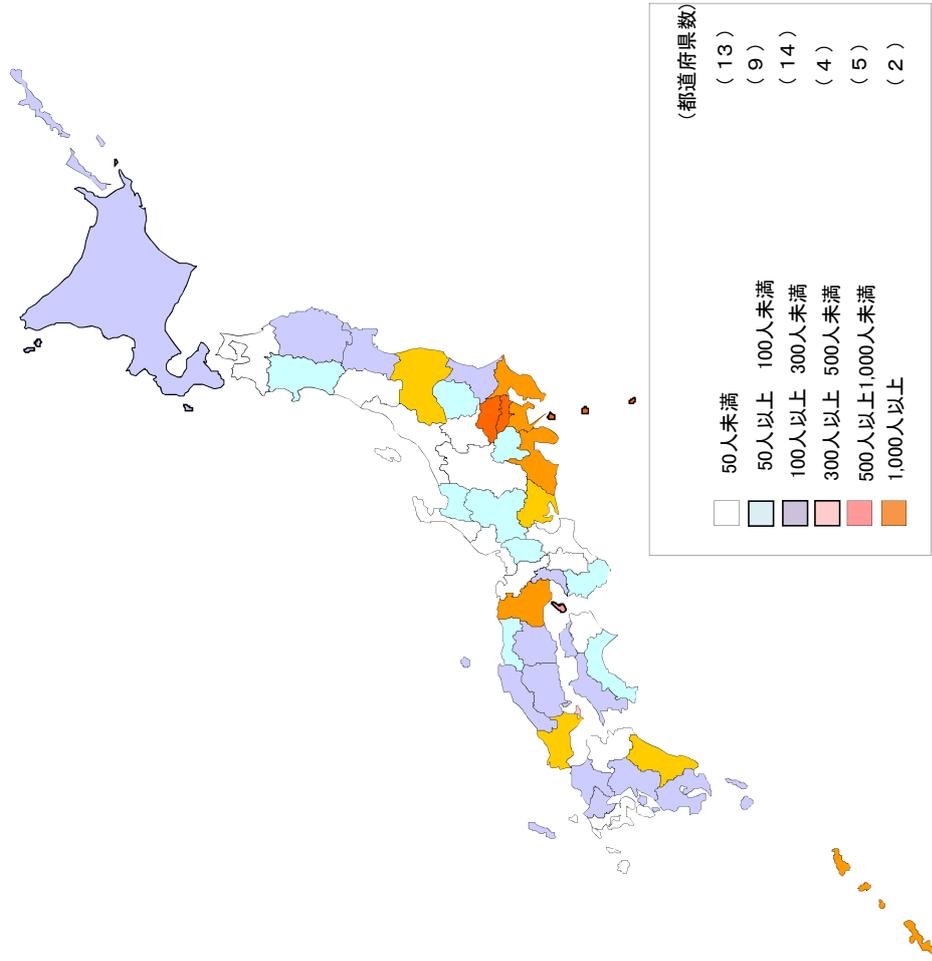
No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	145	117	28
2	青森県	11	10	1
3	岩手県	110	232	△ 122
4	宮城県	267	540	△ 273
5	秋田県	44	40	4
6	山形県	20	63	△ 43
7	福島県	222	545	△ 323
8	茨城県	150	337	△ 187
9	栃木県	68	52	16
10	群馬県	11	0	11
11	埼玉県	760	1,086	△ 326
12	千葉県	533	702	△ 169
13	東京都	3,277	3,139	138
14	神奈川県	426	497	△ 71
15	新潟県	0	7	△ 7
16	富山県	28	63	△ 35
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	57	33	24
20	長野県	1	10	△ 9
21	岐阜県	49	87	△ 38
22	静岡県	447	408	39
23	愛知県	252	287	△ 35
24	三重県	28	56	△ 28
25	滋賀県	61	261	△ 200
26	京都府	28	32	△ 4
27	大阪府	160	204	△ 44
28	兵庫県	345	410	△ 65
29	奈良県	16	74	△ 58
30	和歌山県	55	35	20
31	鳥取県	57	27	30
32	島根県	69	118	△ 49
33	岡山県	31	47	△ 16
34	広島県	64	84	△ 20
35	山口県	338	245	93
36	徳島県	43	125	△ 82
37	香川県	41	19	22
38	愛媛県	95	138	△ 43
39	高知県	36	122	△ 86
40	福岡県	264	298	△ 34
41	佐賀県	136	266	△ 130
42	長崎県	17	39	△ 22
43	熊本県	156	224	△ 68
44	大分県	21	40	△ 19
45	宮崎県	169	100	69
46	鹿児島県	108	141	△ 33
47	沖縄県	768	611	157
都道府県合計		9,984	11,971	△ 1,987

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	5	4	1
50	さいたま市	202	208	△ 6
51	千葉市	182	408	△ 226
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	96	86	10
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	13	43	△ 30
57	浜松市	343	271	72
58	名古屋市	36	21	15
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	147	86	61
64	広島市	40	32	8
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		1,064	1,159	△ 95

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	4	4	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	4	0	4
72	盛岡市	32	34	△ 2
73	秋田市	7	11	△ 4
74	山形市	0	0	0
75	福島市	13	19	△ 6
76	郡山市	167	245	△ 78
77	いわき市	3	9	△ 6
78	水戸市	0	6	△ 6
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	18	67	△ 49
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	268	371	△ 103
85	船橋市	204	311	△ 107
86	柏市	21	23	△ 2
87	八王子市	84	123	△ 39
88	横須賀市	60	28	32
89	富山市	45	51	△ 6
90	金沢市	19	18	1
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	20	3	17
96	豊橋市	2	2	0
97	岡崎市	123	114	9
98	一宮市	17	46	△ 29
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	7	26	△ 19
103	高槻市	29	38	△ 9
104	枚方市	43	0	43
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	45	21	24
108	姫路市	7	51	△ 44
109	尼崎市	481	414	67
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	90	36	54
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	23	168	△ 145
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	91	39	52
116	倉敷市	25	45	△ 20
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	40	45	△ 5
120	高松市	110	109	1
121	松山市	34	51	△ 17
122	高知市	23	17	6
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	3	△ 3
126	大分市	11	16	△ 5
127	宮崎市	138	145	△ 7
128	鹿児島市	42	106	△ 64
129	那覇市	18	50	△ 32
中核市合計		2,368	2,865	△ 497
総合計		13,416	15,995	△ 2,579

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の待機児童数（松本市0、一宮市46）を減算している。

令和3年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できな かった児童数
北海道	149
青森県	15
岩手県	142
宮城県	272
秋田県	51
山形県	20
福島県	405
茨城県	150
栃木県	68
群馬県	29
埼玉県	1,230
千葉県	940
東京都	3,361
神奈川県	582
新潟県	0
富山県	73
石川県	19
福井県	0
山梨県	57
長野県	1
岐阜県	69
静岡県	803
愛知県	430
三重県	28
滋賀県	61
京都府	28
大阪府	284
兵庫県	923
奈良県	16
和歌山県	78
鳥取県	57
島根県	160
岡山県	203
広島県	104
山口県	378
徳島県	43
香川県	151
愛媛県	129
高知県	59
福岡県	264
佐賀県	136
長崎県	17
熊本県	156
大分県	32
宮崎県	307
鹿児島県	150
沖縄県	786
計	13,416

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：市町村）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	7	9	△ 2
2	青森県	1	1	0
3	岩手県	6	8	△ 2
4	宮城県	11	12	△ 1
5	秋田県	3	3	0
6	山形県	4	5	△ 1
7	福島県	10	9	1
8	茨城県	8	11	△ 3
9	栃木県	5	4	1
10	群馬県	2	0	2
11	埼玉県	19	21	△ 2
12	千葉県	19	19	0
13	東京都	34	35	△ 1
14	神奈川県	10	9	1
15	新潟県	0	1	△ 1
16	富山県	1	4	△ 3
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	3	5	△ 2
20	長野県	1	2	△ 1
21	岐阜県	5	5	0
22	静岡県	16	14	2
23	愛知県	11	9	2
24	三重県	5	5	0
25	滋賀県	3	8	△ 5
26	京都府	1	1	0
27	大阪府	9	9	0
28	兵庫県	10	11	△ 1
29	奈良県	2	5	△ 3
30	和歌山県	5	6	△ 1
31	鳥取県	3	2	1
32	島根県	5	5	0
33	岡山県	4	5	△ 1
34	広島県	3	5	△ 2
35	山口県	6	5	1
36	徳島県	4	5	△ 1
37	香川県	2	2	0
38	愛媛県	7	6	1
39	高知県	9	7	2
40	福岡県	17	19	△ 2
41	佐賀県	7	7	0
42	長崎県	2	5	△ 3
43	熊本県	12	11	1
44	大分県	4	3	1
45	宮崎県	10	11	△ 1
46	鹿児島県	5	6	△ 1
47	沖縄県	18	16	2
都道府県合計		329	351	△ 22

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	1	1	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		9	9	0

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	1	0	1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	1	0
77	いわき市	1	1	0
78	水戸市	0	1	△ 1
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	1	1	0
81	高崎市	0	0	0
82	川崎市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	1	1	0
85	船橋市	1	1	0
86	柏市	1	1	0
87	八王子市	1	1	0
88	横須賀市	1	1	0
89	富山市	1	1	0
90	金沢市	1	1	0
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	1	1	0
96	豊橋市	1	1	0
97	岡崎市	1	1	0
98	一宮市	1	1	0
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	1	1	0
103	高槻市	1	1	0
104	枚方市	1	0	1
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	1	1	0
108	姫路市	1	1	0
109	尼崎市	1	1	0
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	1	1	0
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	1	1	0
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	1	1	0
116	倉敷市	1	1	0
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	1	1	0
120	高松市	1	1	0
121	松山市	1	1	0
122	高知市	1	1	0
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	1	△ 1
126	大分市	1	1	0
127	宮崎市	1	1	0
128	鹿児島市	1	1	0
129	那覇市	1	1	0
中核市合計		37	37	0
総合計		375	397	△ 22

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の数（松本市0、一宮市1）を減算している。

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

(単位：人)

No.	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	兵庫県	尼崎市	481
2	静岡県	浜松市	343
3	東京都	江東区	312
4	東京都	調布市	272
5	埼玉県	越谷市	268
6	東京都	練馬区	263
7	東京都	墨田区	249
8	東京都	葛飾区	225
9	東京都	杉並区	223
10	東京都	中央区	209
11	千葉県	船橋市	204
12	埼玉県	さいたま市	202
13	千葉県	千葉市	182
14	東京都	中野区	174
15	福島県	郡山市	167
16	東京都	立川市	155
17	東京都	足立区	154
18	埼玉県	所沢市	147
19	岡山県	岡山市	147
20	山口県	山口市	141
21	埼玉県	熊谷市	140
22	宮崎県	宮崎市	138
23	千葉県	成田市	123
24	愛知県	岡崎市	123
25	東京都	大田区	112
26	兵庫県	宝塚市	110
27	香川県	高松市	110
28	東京都	台東区	104
29	東京都	稲城市	102
30	静岡県	島田市	100
31	神奈川県	伊勢原市	98
32	神奈川県	相模原市	96
33	東京都	あきる野市	93
34	島根県	松江市	91
35	兵庫県	西宮市	90
36	沖縄県	読谷村	90
37	静岡県	磐田市	88
38	鹿児島県	出水市	86
39	東京都	八王子市	84
40	神奈川県	厚木市	80
41	沖縄県	沖縄市	79
42	沖縄県	うるま市	79
43	福岡県	粕屋町	77
44	山口県	防府市	76
45	沖縄県	八重瀬町	74
46	埼玉県	白岡市	72
47	岩手県	奥州市	70
48	東京都	清瀬市	70
49	神奈川県	茅ヶ崎市	70
50	静岡県	藤枝市	68
51	宮城県	登米市	64
52	沖縄県	糸満市	64
53	沖縄県	豊見城市	64
54	沖縄県	西原町	63
55	茨城県	土浦市	62
56	東京都	港区	62

No.	都道府県名	市区町村名	待機児童数
57	東京都	青梅市	62
58	千葉県	習志野市	61
59	埼玉県	朝霞市	60
60	千葉県	八千代市	60
61	神奈川県	横須賀市	60
62	山口県	岩国市	60
63	東京都	新宿区	56
64	東京都	目黒区	56
65	神奈川県	愛川町	56
66	埼玉県	狭山市	55
67	埼玉県	東松山市	54
68	沖縄県	宮古島市	53
69	愛知県	長久手市	51
70	千葉県	市川市	50
71	千葉県	旭市	50
72	兵庫県	太子町	50

- (※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
  - ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
  - ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
- ※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
- (1) 開所時間が保護者の希望に合っている。(例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
  - (2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能)
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
  - ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
  - ・保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。
  - ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自自治体が定めている。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別 うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	3,068	1,356	44.2%
2	青森県	795	494	62.1%
3	岩手県	1,601	762	47.6%
4	宮城県	1,660	945	56.9%
5	秋田県	1,064	446	41.9%
6	山形県	1,335	784	58.7%
7	福島県	1,310	678	51.8%
8	茨城県	4,393	1,096	24.9%
9	栃木県	2,713	1,180	43.5%
10	群馬県	2,041	802	39.3%
11	埼玉県	6,728	2,672	39.7%
12	千葉県	5,550	1,848	33.3%
13	東京都	16,281	6,016	37.0%
14	神奈川県	3,315	582	17.6%
15	新潟県	1,885	956	50.7%
16	富山県	1,160	150	12.9%
17	石川県	1,092	498	45.6%
18	福井県	759	441	58.1%
19	山梨県	732	457	62.4%
20	長野県	1,532	579	37.8%
21	岐阜県	2,000	834	41.7%
22	静岡県	2,560	987	38.6%
23	愛知県	4,801	1,046	21.8%
24	三重県	2,847	779	27.4%
25	滋賀県	2,234	874	39.1%
26	京都府	1,489	662	44.5%
27	大阪府	2,893	882	30.5%
28	兵庫県	2,883	1,222	42.4%
29	奈良県	1,423	455	32.0%
30	和歌山県	769	265	34.5%
31	鳥取県	804	222	27.6%
32	島根県	1,148	399	34.8%
33	岡山県	1,631	602	36.9%
34	広島県	1,581	588	37.2%
35	山口県	1,947	372	19.1%
36	徳島県	1,061	524	49.4%
37	香川県	751	363	48.3%
38	愛媛県	1,179	410	34.8%
39	高知県	561	277	49.4%
40	福岡県	3,179	1,364	42.9%
41	佐賀県	1,449	619	42.7%
42	長崎県	1,309	600	45.8%
43	熊本県	1,731	750	43.3%
44	大分県	1,455	517	35.5%
45	宮崎県	1,073	538	50.1%
46	鹿児島県	2,110	896	42.5%
47	沖縄県	2,492	1,425	57.2%
都道府県合計		108,374	41,214	38.0%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	2,087	651	31.2%
49	仙台市	1,253	948	75.7%
50	さいたま市	1,794	664	37.0%
51	千葉市	1,044	562	53.8%
52	横浜市	6,906	1,143	16.6%
53	川崎市	1,723	382	22.2%
54	相模原市	1,549	139	9.0%
55	新潟市	1,328	783	59.0%
56	静岡市	564	22	3.9%
57	浜松市	1,252	108	8.6%
58	名古屋	2,444	498	20.4%
59	京都市	997	573	57.5%
60	大阪市	925	313	33.8%
61	堺市	1,353	110	8.1%
62	神戸市	2,205	400	18.1%
63	岡山市	1,339	478	35.7%
64	広島市	2,427	117	4.8%
65	北九州市	1,758	333	18.9%
66	福岡市	810	685	84.6%
67	熊本市	629	36	5.7%
指定都市合計		34,387	8,945	26.0%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	395	164	41.5%
69	旭川市	488	229	46.9%
70	青森市	218	216	99.1%
71	八戸市	234	121	51.7%
72	盛岡市	464	142	30.6%
73	秋田市	318	206	64.8%
74	山形市	340	234	68.8%
75	福島市	486	249	51.2%
76	郡山市	474	48	10.1%
77	いわき市	404	229	56.7%
78	水戸市	638	101	15.8%
79	宇都宮市	627	313	49.9%
80	前橋市	603	238	39.5%
81	高崎市	570	192	33.7%
82	川越市	258	192	74.4%
83	川口市	465	82	17.6%
84	越谷市	240	240	100.0%
85	船橋市	545	392	71.9%
86	柏市	319	159	49.8%
87	八王子市	723	164	22.7%
88	横須賀市	555	101	18.2%
89	富山市	785	197	25.1%
90	金沢市	607	210	34.6%
91	福井市	637	208	32.7%
92	甲府市	146	125	85.6%
93	長野市	957	372	38.9%
94	松本市	328	117	35.7%
95	岐阜市	321	321	100.0%
96	豊橋市	499	72	14.4%
97	岡崎市	561	170	30.3%
98	一宮市	609	6	1.0%
99	豊田市	737	42	5.7%
100	大津市	548	194	35.4%
101	豊中市	299	231	77.3%
102	吹田市	409	0	0.0%
103	高槻市	303	133	43.9%
104	枚方市	321	142	44.2%
105	八尾市	271	271	100.0%
106	寝屋川市	151	89	58.9%
107	東大阪市	543	203	37.4%
108	姫路市	520	52	10.0%
109	尼崎市	402	59	14.7%
110	明石市	295	120	40.7%
111	西宮市	494	214	43.3%
112	奈良市	582	193	33.2%
113	和歌山市	498	419	84.1%
114	鳥取市	409	180	44.0%
115	松江市	536	197	36.8%
116	倉敷市	882	456	51.7%
117	呉市	255	75	29.4%
118	福山市	378	378	100.0%
119	下関市	201	130	64.7%
120	高松市	927	197	21.3%
121	松山市	881	272	30.9%
122	高知市	316	262	82.9%
123	久留米市	352	108	30.7%
124	長崎市	931	331	35.6%
125	佐世保市	417	178	42.7%
126	大分市	523	152	29.1%
127	宮崎市	363	240	66.1%
128	鹿児島市	1,279	59	4.6%
129	那覇市	677	308	45.5%
中核市合計		30,514	11,695	38.3%
総合計		173,275	61,854	35.7%

※放課後児童支援員等は、育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

令和3年5月1日 厚生労働省調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	152	54	206	33.0%
2	青森県	53	16	69	40.6%
3	岩手県	42	72	114	36.7%
4	宮城県	70	70	140	47.5%
5	秋田県	66	22	88	47.1%
6	山形県	38	39	77	28.7%
7	福島県	79	39	118	46.6%
8	茨城県	206	127	333	55.4%
9	栃木県	122	106	228	43.1%
10	群馬県	48	65	113	31.7%
11	埼玉県	283	385	668	58.3%
12	千葉県	417	289	706	76.2%
13	東京都	556	428	984	54.3%
14	神奈川県	156	51	207	42.4%
15	新潟県	129	52	181	53.4%
16	富山県	60	35	95	55.2%
17	石川県	46	50	96	40.9%
18	福井県	36	3	39	23.2%
19	山梨県	47	18	65	28.8%
20	長野県	84	41	125	41.4%
21	岐阜県	169	58	227	74.2%
22	静岡県	160	152	312	63.3%
23	愛知県	218	168	386	55.1%
24	三重県	39	101	140	32.0%
25	滋賀県	50	66	116	43.0%
26	京都府	84	88	172	69.1%
27	大阪府	315	177	492	92.0%
28	兵庫県	186	172	358	67.8%
29	奈良県	68	71	139	64.7%
30	和歌山県	60	35	95	64.2%
31	鳥取県	27	15	42	35.0%
32	島根県	41	33	74	42.0%
33	岡山県	64	57	121	51.5%
34	広島県	78	85	163	55.4%
35	山口県	100	97	197	64.6%
36	徳島県	30	45	75	39.7%
37	香川県	46	49	95	56.2%
38	愛媛県	87	56	143	63.8%
39	高知県	23	43	66	70.2%
40	福岡県	90	233	323	71.0%
41	佐賀県	115	111	226	81.3%
42	長崎県	5	21	26	10.7%
43	熊本県	29	94	123	37.0%
44	大分県	54	59	113	45.9%
45	宮崎県	62	15	77	35.2%
46	鹿児島県	45	29	74	18.0%
47	沖縄県	13	45	58	12.9%
都道府県合計		4,948	4,137	9,085	51.2%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	36.9%
49	仙台市	58	2	60	26.2%
50	さいたま市	40	34	74	25.7%
51	千葉市	68	62	130	71.4%
52	横浜市	315	23	338	58.0%
53	川崎市	0	114	114	83.8%
54	相模原市	16	24	40	33.6%
55	新潟市	30	80	110	60.8%
56	静岡市	40	29	69	73.4%
57	浜松市	40	86	126	82.9%
58	名古屋市	51	2	53	22.4%
59	京都市	47	9	56	26.0%
60	大阪市	81	0	81	42.9%
61	堺市	69	21	90	97.8%
62	神戸市	50	10	60	25.9%
63	岡山市	47	134	181	84.2%
64	広島市	4	13	17	8.2%
65	北九州市	14	78	92	69.2%
66	福岡市	25	112	137	98.6%
67	熊本市	57	92	149	84.7%
指定都市合計		1,144	925	2,069	51.1%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	16	1	17	26.6%
69	旭川市	30	24	54	55.7%
70	青森市	31	3	34	66.7%
71	八戸市	9	5	14	29.8%
72	盛岡市	2	3	5	7.5%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	31	5	36	46.8%
75	福島市	5	12	17	18.7%
76	郡山市	47	19	66	70.2%
77	いわき市	21	30	51	66.2%
78	水戸市	40	31	71	73.2%
79	宇都宮市	58	120	178	93.7%
80	前橋市	7	23	30	36.1%
81	高崎市	10	59	69	69.0%
82	川越市	62	17	79	95.2%
83	川口市	87	38	125	96.9%
84	越谷市	10	36	46	88.5%
85	船橋市	40	52	92	88.5%
86	柏市	32	47	79	95.2%
87	八王子市	38	51	89	64.5%
88	横須賀市	28	0	28	37.8%
89	富山市	21	31	52	43.0%
90	金沢市	13	4	17	16.5%
91	福井市	34	0	34	41.5%
92	甲府市	8	13	21	39.6%
93	長野市	50	0	50	56.2%
94	松本市	3	9	12	29.3%
95	岐阜市	41	0	41	89.1%
96	豊橋市	18	16	34	35.4%
97	岡崎市	3	3	6	11.5%
98	一宮市	2	3	5	8.5%
99	豊田市	33	37	70	98.6%
100	大津市	8	14	22	34.9%
101	豊中市	41	0	41	100.0%
102	吹田市	0	36	36	100.0%
103	高槻市	29	33	62	80.5%
104	枚方市	20	72	92	91.1%
105	八尾市	44	23	67	79.8%
106	寝屋川市	33	8	41	100.0%
107	東大阪市	25	25	50	87.7%
108	姫路市	12	71	83	67.5%
109	尼崎市	11	45	56	60.2%
110	明石市	10	18	28	100.0%
111	西宮市	9	74	83	92.2%
112	奈良市	11	33	44	91.7%
113	和歌山市	77	17	94	88.7%
114	鳥取市	32	14	46	62.2%
115	松江市	17	9	26	35.6%
116	倉敷市	37	75	112	70.9%
117	呉市	40	16	56	88.9%
118	福山市	32	25	57	79.2%
119	下関市	26	8	34	87.2%
120	高松市	34	59	93	70.5%
121	松山市	21	76	97	75.2%
122	高知市	36	47	83	88.3%
123	久留米市	0	43	43	91.5%
124	長崎市	19	21	40	42.1%
125	佐世保市	1	11	12	16.4%
126	大分市	17	35	52	74.3%
127	宮崎市	20	21	41	74.5%
128	鹿児島市	52	48	100	47.6%
129	那覇市	10	14	24	22.2%
中核市合計		1,554	1,683	3,237	62.9%
総合計		7,646	6,745	14,391	53.4%

令和3年5月1日 厚生労働省調査

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	33	9	42	20.4%
2	青森県	5	3	8	11.6%
3	岩手県	7	5	12	10.5%
4	宮城県	12	10	22	15.7%
5	秋田県	26	8	34	38.6%
6	山形県	6	6	12	15.6%
7	福島県	19	6	25	21.2%
8	茨城県	88	59	147	44.1%
9	栃木県	35	17	52	22.8%
10	群馬県	21	11	32	28.3%
11	埼玉県	159	187	346	51.8%
12	千葉県	114	81	195	27.6%
13	東京都	449	328	777	79.0%
14	神奈川県	87	21	108	52.2%
15	新潟県	7	5	12	6.6%
16	富山県	25	11	36	37.9%
17	石川県	1	3	4	4.2%
18	福井県	5	0	5	12.8%
19	山梨県	16	6	22	33.8%
20	長野県	10	6	16	12.8%
21	岐阜県	13	5	18	7.9%
22	静岡県	35	43	78	25.0%
23	愛知県	51	41	92	23.8%
24	三重県	5	15	20	14.3%
25	滋賀県	0	2	2	1.7%
26	京都府	5	48	53	30.8%
27	大阪府	239	118	357	72.6%
28	兵庫県	78	88	166	46.4%
29	奈良県	11	10	21	15.1%
30	和歌山県	12	12	24	25.3%
31	鳥取県	1	1	2	4.8%
32	島根県	9	4	13	17.6%
33	岡山県	7	5	12	9.9%
34	広島県	14	24	38	23.3%
35	山口県	44	33	77	39.1%
36	徳島県	7	1	8	10.7%
37	香川県	0	0	0	0.0%
38	愛媛県	26	13	39	27.3%
39	高知県	2	3	5	7.6%
40	福岡県	29	42	71	22.0%
41	佐賀県	15	20	35	15.5%
42	長崎県	1	0	1	3.8%
43	熊本県	9	8	17	13.8%
44	大分県	8	11	19	16.8%
45	宮崎県	5	1	6	7.8%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	2	0	2	3.4%
都道府県合計		1,753	1,330	3,083	33.9%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	100.0%
49	仙台市	5	2	7	11.7%
50	さいたま市	24	20	44	59.5%
51	千葉市	65	58	123	94.6%
52	横浜市	315	23	338	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	14	50	64	58.2%
56	静岡市	38	28	66	95.7%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	51	0	51	96.2%
59	京都市	26	6	32	57.1%
60	大阪市	81	0	81	100.0%
61	堺市	16	5	21	23.3%
62	神戸市	21	4	25	41.7%
63	岡山市	6	26	32	17.7%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	25	112	137	100.0%
67	熊本市	57	92	149	100.0%
指定都市合計		839	541	1,380	66.7%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.8%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	17	3	20	58.8%
71	八戸市	3	4	7	50.0%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	3	0	3	8.3%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	16	4	20	30.3%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	水戸市	39	31	70	98.6%
79	宇都宮市	48	105	153	86.0%
80	前橋市	6	20	26	86.7%
81	高崎市	0	0	0	0.0%
82	川越市	0	0	0	0.0%
83	川口市	45	20	65	52.0%
84	越谷市	0	0	0	0.0%
85	船橋市	40	52	92	100.0%
86	柏市	0	0	0	0.0%
87	八王子市	36	51	87	97.8%
88	横須賀市	1	0	1	3.6%
89	富山市	7	6	13	25.0%
90	金沢市	0	0	0	0.0%
91	福井市	2	0	2	5.9%
92	甲府市	2	1	3	14.3%
93	長野市	50	0	50	100.0%
94	松本市	0	0	0	0.0%
95	岐阜市	5	0	5	12.2%
96	豊橋市	10	3	13	38.2%
97	岡崎市	0	1	1	16.7%
98	一宮市	0	1	1	20.0%
99	豊田市	2	0	2	2.9%
100	大津市	0	0	0	0.0%
101	豊中市	38	0	38	92.7%
102	吹田市	0	36	36	100.0%
103	高槻市	18	26	44	71.0%
104	枚方市	20	72	92	100.0%
105	八尾市	41	21	62	92.5%
106	寝屋川市	33	8	41	100.0%
107	東大阪市	0	0	0	0.0%
108	姫路市	0	0	0	0.0%
109	尼崎市	11	45	56	100.0%
110	明石市	4	4	8	28.6%
111	西宮市	2	0	2	2.4%
112	奈良市	10	33	43	97.7%
113	和歌山市	0	0	0	0.0%
114	鳥取市	2	0	2	4.3%
115	松江市	10	8	18	69.2%
116	倉敷市	37	75	112	100.0%
117	呉市	0	0	0	0.0%
118	福山市	5	5	10	17.5%
119	下関市	10	1	11	32.4%
120	高松市	6	11	17	18.3%
121	松山市	11	29	40	41.2%
122	高知市	0	0	0	0.0%
123	久留米市	0	0	0	0.0%
124	長崎市	6	7	13	32.5%
125	佐世保市	0	3	3	25.0%
126	大分市	8	15	23	44.2%
127	宮崎市	1	2	3	7.3%
128	鹿児島市	51	48	99	99.0%
129	那覇市	5	8	13	54.2%
中核市合計		663	759	1,422	43.9%
総合計		3,255	2,630	5,885	40.9%

## 〔調査概要〕

(参考資料)

### 1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

### 2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)

### 3 調査の期日

令和3年5月1日現在

### 4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

### 5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

### 6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

#### (参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

## 新・放課後子ども総合プラン

(2018 (平成30) 年9月14日公表)

## 背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

## 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

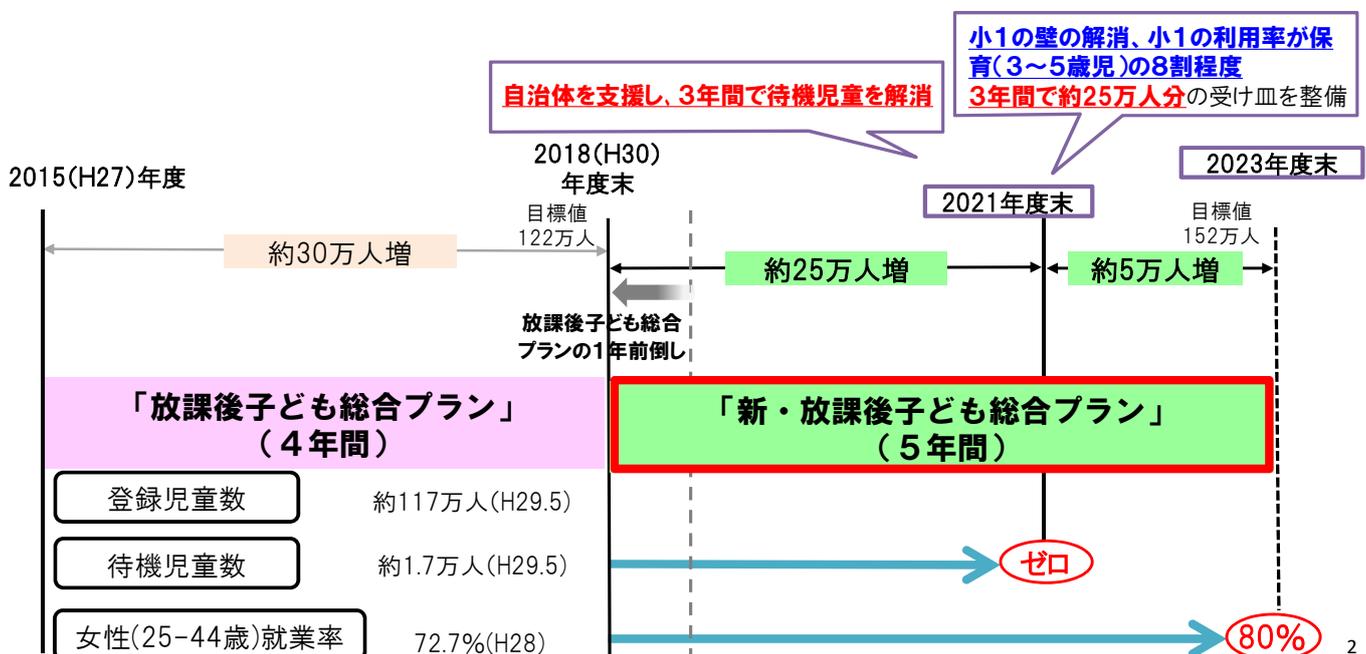
1

## 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

(2018 (平成30) 年9月14日公表)

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。  
122万人⇒152万人



2

元教地推第 1 2 号  
子子発 0704 第 1 号  
令和元年 7 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県教育委員会教育長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市教育委員会教育長  
各 中 核 市 市 長  
各中核市教育委員会教育長  
殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

中 野 理 美

(印影印刷)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

田 村 悟

(印影印刷)

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決め  
について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」を平成 30 年 9 月に策定し、今年度から実施しています。

本プランにおいて、特に学校は、放課後も児童が移動せずに安全に過ごせる場所であることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしており、その場合の学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化についても示しているところです。

これらを踏まえ、学校施設の管理運営上の責任の所在について、関係部局間での

取決めが行われやすくするよう、既に独自の取組を行っている自治体等の例を参考に、別添のとおり協定書のひな形を作成いたしました。

つきましては、管内・域内市町村に対して、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市・中核市教育委員会にあっては所管の学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は関係部局間での取組の一助となるよう参考として示すものであり、協定書の策定を必須化したり、既存の取決めを変更したりするよう促すものではありません。また、協定書の項目や取り交わし先についてもあくまでも参考であり、自治体・教育委員会・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で御活用いただくようお願いいたします。

○別添 首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形

<本件連絡先>

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
電話:03(5253)1111 内線:4845, 4966

【放課後子供教室, 小学校の学校開放に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
地域学校協働活動推進室  
電話:03(5253)4111 内線:3260

注：この協定書（案）は、あくまで各自治体等で内容を検討する際の一助となるよう作成したものであり、この項目や記述に厳格に則ることを必ずしも想定したものではない。

（首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形）

## 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書（案）

〇〇市▲▲（以下「甲」という。）と〇〇市教育委員会■ ■（以下「乙」という。）とは、乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の整備、開設及び運営（以下「整備等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 児童クラブの整備等にあたっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。

（施設の区分・管理）

第2条 施設の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
  - （2）児童クラブ専用エリア（主として児童クラブを利用する児童・放課後児童支援員等（以下「児童クラブ利用児童等」という。）が使用するエリア）
  - （3）共用エリア（学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア）
- 2 施設・設備の維持管理等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。
- 3 警備・防災等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童クラブだけが開設している場合には、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

第3条 児童クラブの整備等にあたっては、児童クラブ利用児童等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校の既存設備を使用するものとする。

- 2 児童クラブ利用児童等が使用する出入口については、児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第4条 児童クラブ専用エリア、共用エリアに関わらず、児童クラブの使用開始時刻から使用終了時刻までに児童クラブ利用児童等に事故があった場合、又は児童クラブ利用児童等に起因する事故があった場合には、甲が責任を負うものとする。

(光熱水費の負担)

第5条 児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。ただし、明確に区分できない場合には、甲乙協議により決定するものとする。

(学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応)

第6条 学校施設の不足により、甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは、乙は甲に速やかに通知し、甲乙協議の上、施設を学校施設へ再転用することを基本とする。  
2 前項の協議の結果、甲、乙、双方が合意した場合には、甲は速やかに移転先を確保するものとする。

(個別協議)

第7条 各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第8条 この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協議書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲、乙各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○市 ▲▲

乙 ○○市教育委員会 ■■

# 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について（令和3年7月1日時点）＜調査結果のポイント＞

251

厚生労働省 子ども家庭局子育て支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 調査結果の概要
2. 放課後児童支援員の配置及び数
3. 放課後児童支援員の資格
4. 職員の考え方
5. 参酌化による影響

# 1. 調査結果の概要

○ 第9次地方分権一括法により、放課後児童クラブの職員に関する基準（人員配置・資格要件）が、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正（令和2年4月1日施行）された。

## <職員に関する基準の概要>

- ・ 放課後児童支援員を2人以上配置（うち1人を除き補助員の代替可）
- ・ 放課後児童支援員の資格要件は『保育士等の基礎資格 + 認定資格研修修了（令和2年3月末までは修了予定者含む）』
- ・ 放課後児童支援員及び補助員は、原則、専任であること

○ 各市町村における放課後児童クラブの職員に関する基準について、今般の参酌化に伴う条例の改正状況について調査（令和3年7月1日時点※）を実施。

※ 令和2年は9月30日時点

○ 放課後児童クラブを実施している自治体1,624か所のうち、622か所（38.3%）※において、放課後児童クラブの職員に関する基準の改正が行われた。

※ 令和2年は1,623か所のうち、575か所（35.4%）において改正が行われた。

○ 改正が行われた622か所※における具体的な改正内容は、以下のとおりとなっている。

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①-②)
放課後児童支援員の配置及び数に関する改正	44か所 (7.1%)	32か所 (5.6%)	+ 12か所
放課後児童支援員の資格要件に関する改正	11か所 (1.8%)	10か所 (1.7%)	+ 1か所
認定資格研修修了要件の経過措置延長	605か所 (97.3%)	560か所 (97.4%)	+ 45か所
職員の専任規定に関する改正	3か所 (0.5%)	3か所 (0.5%)	± 0か所

○ なお、改正が行われた622か所の91.2%（567か所）※は、認定資格研修修了要件の経過措置期間の延長のみの改正が行われている。

※ 令和2年は575か所の92.7%（533か所）

## 2. 放課後児童支援員の配置及び数

➤ 国の基準※と異なる規定を設けている自治体数は**44か所 (7.1%)**となっている。

### ① 規定の内容

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①→②)
放課後児童支援員の1人配置可能	32か所 (72.7%)	27か所 (84.4%)	+ 5か所
補助員の2人配置可能	4か所 (9.1%)	2か所 (6.3%)	+ 2か所
補助員の1人配置可能	5か所 (11.4%)	1か所 (3.1%)	+ 4か所
その他	3か所 (6.8%)	2か所 (6.3%)	+ 1か所

### ② ①を認める場合の要件 (複数回答)

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①→②)
利用児童が20人未満の事業所	15か所 (34.1%)	10か所 (31.3%)	+ 5か所
夕方等の特定の時間帯	11か所 (25.0%)	8か所 (25.0%)	+ 3か所
土曜日等の特定の曜日	8か所 (18.2%)	5か所 (15.6%)	+ 3か所
その他	16か所 (36.4%)	14か所 (43.8%)	+ 2か所
特段の制限は設けていない	4か所 (9.1%)	2か所 (6.3%)	+ 2か所

### ③ 安全確保策の規定状況

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①→②)
条例で規定	8か所 (18.2%)	7か所 (21.9%)	+ 1か所
施行規則、要綱、通知等で規定	30か所 (68.2%)	12か所 (37.5%)	+ 18か所
その他	6か所 (13.6%)	13か所 (40.6%)	▲ 7か所

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

### 3. 放課後児童支援員の資格（基準第10条第3項関係（基礎資格の規定状況等））

➤ 国の基準※と異なる規定を設けている自治体数は**11か所（1.8%）**となっている。

#### ① 基礎資格の規定状況

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①-②)
国の基準と異なる基礎資格を規定	6か所 (54.5%)	5か所 (50.0%)	+ 1か所

#### ② 放課後児童支援員認定資格研修修了義務の有無

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①-②)
修了義務なし	6か所 (54.5%)	5か所 (50.0%)	+ 1か所

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
(職員)

第十条

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。
  - 一 保育士の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 高等学校卒業業者等であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 四 教育職員の免許状を有する者
  - 五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 六 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者
  - 七 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
  - 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

### 3. 放課後児童支援員の資格

(基準附則第2条関係 (認定資格研修了に係る経過措置延長))

➤ 国の基準※と異なる規定を設けてしている自治体数は**605か所 (97.3%)**となっている。

#### ○放課後児童支援員認定資格研修了に係る経過措置延長の状況

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①-②)
1年未満	15か所 (2.5%)	-	-
1年以上2年未満	49か所 (8.1%)	53か所 (9.5%)	▲4か所
2年以上3年未満	72か所 (11.9%)	64か所 (11.4%)	+8か所
3年以上4年未満	175か所 (28.9%)	158か所 (28.2%)	+17か所
4年以上	138か所 (22.8%)	126か所 (22.5%)	+12か所
その他	156か所 (25.8%)	159か所 (28.4%)	▲3か所

#### ○経過措置を延長した主な理由 (複数回答)

	令和3年7月1日時点
急な退職等の人員不足に対応するため	144か所 (23.8%)
基礎資格を持った新規採用者をみなし支援員として取扱い、人員不足に対応するため	206か所 (34.0%)
年度途中に採用された者等について、年度内に研修が受けられない可能性があるため	42か所 (6.9%)
研修回数や定員が不足しており、年度内に全ての研修対象者が受講できないため	56か所 (9.3%)
その他	157か所 (26.0%)

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

附則

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、「修了したものとあるもの」とあるのは、平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。」とする。

## 4. 職員の考え方

➤ 国の基準※と異なる規定を設けている自治体数は 3か所 (0.5%) となっている。

### ○ 職員の考え方（設備運営基準第10条第5項）

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①-②)
原則専任だが、兼務規定を国の基準より幅広くしている	3か所 (100.0%)	3か所 (100.0%)	±0か所

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
(職員)

#### 第十条

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

## 5. 参酌化による影響

- 条例改正実施済みの自治体（622か所）において、参酌化による影響があったと回答した自治体数は **363か所（58.4%）** となっている。

### ○影響ありの場合の具体的な内容（複数回答）

	令和3年7月1日時点 (①)	令和2年9月30日時点 (②)	増減 (①-②)
事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった	283か所 (78.0%)	273か所 (85.8%)	+ 10か所
これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した (する予定)	21か所 ( 5.8%)	17か所 ( 5.3%)	+ 4か所
利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった	16か所 ( 4.4%)	15か所 ( 4.7%)	+ 1か所
急な退職があった場合でも、設備運営基準の参酌化により運営に支障を来さなくなった	94か所 (25.9%)	—	—
その他	30か所 ( 8.3%)	34か所 (10.7%)	▲ 4か所

## 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について

\* 令和3年7月1日現在(令和2年は9月30日現在) 厚生労働省調査

### 1 放課後児童クラブの実施の有無

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
実施市町村数(割合)	1,624 (93.3%)	1,623 (93.2%)	1
[全市町村数]	[1,741]	[1,741]	[0]

注1:( )内は、全市町村数に対する割合である。

注2:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

### 2 設備運営基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の参酌化に伴う条例改正の状況

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
条例改正を実施済み	622 (38.3%)	575 (35.4%)	47
条例改正を実施予定	14 (0.9%)	50 (3.1%)	▲ 36
条例改正の予定無し	840 (51.7%)	847 (52.2%)	▲ 7
検討中	148 (9.1%)	151 (9.3%)	▲ 3

注1:本項目は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正の状況について集計したものである。

注2:( )内は放課後児童クラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

注3:「設備運営基準」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のことをいう。以下同じ。

### 3 設備運営基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の参酌化に伴う条例の規定状況(複数回答)

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員の配置及び数 [第10条第1項及び第2項]	44 (7.1%)	32 (5.6%)	12
放課後児童支援員の資格 [第10条第3項]	11 (1.8%)	10 (1.7%)	1
職員の考え方 [第10条第5項]	3 (0.5%)	3 (0.5%)	0
認定資格研修修了に係る経過措置 [附則第2条]	605 (97.3%)	560 (97.4%)	45

注1:本項目は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例の規定状況について集計したものである。

注2:( )内は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正を実施していると回答した市町村(令和3年:622、令和2年:575)に対する割合である。

4 設備運営基準と異なる規定を設けている場合の状況

(1)放課後児童支援員の配置及び数(設備運営基準第10条第1項及び第2項)

① 規定の内容

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員の1人配置を可とする	32 (72.7%)	27 (84.4%)	5
放課後児童支援員を置かず、補助員の2人以上配置を可とする	4 (9.1%)	2 (6.3%)	2
補助員の1人配置を可とする	5 (11.4%)	1 (3.1%)	4
その他	3 (6.8%)	2 (6.3%)	1

注:( )内は設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和3年:44、令和2年:32)に対する割合である。

② ①の規定を認める条件(複数回答)

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
利用児童が20人未満の事業所	15 (34.1%)	10 (31.3%)	5
夕方等の特定の時間帯	11 (25.0%)	8 (25.0%)	3
土曜日等の特定の曜日	8 (18.2%)	5 (15.6%)	3
その他	16 (36.4%)	14 (43.8%)	2
特段の制限は設けていない	4 (9.1%)	2 (6.3%)	2

注:( )内は設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和3年:44、令和2年:32)に対する割合である。

③ 安全確保策の規定状況

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
条例で規定	8 (18.2%)	7 (21.9%)	1
施行規則、要綱、通知等で規定	30 (68.2%)	12 (37.5%)	18
その他	6 (13.6%)	13 (40.6%)	▲ 7

注:( )内は設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和3年:44、令和2年:32)に対する割合である。

(2)放課後児童支援員の資格(設備運営基準第10条第3項)

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
設備運営基準と異なる基礎資格を規定	6 (54.5%)	5 (50.0%)	1
放課後児童支援員認定資格研修の受講義務無し	6 (54.5%)	5 (50.0%)	1

注:( )内は設備運営基準第10条第3項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和3年:11、令和2年:10)に対する割合である。

## (3)職員の考え方(設備運営基準第10条第5項)

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員及び補助員が原則専任でなくても可とする	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
原則専任だが、兼務規定を設備運営基準より幅広くしている	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0

注:( )内は設備運営基準第10条第5項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和3年:3、令和2年:3)に対する割合である。

## (4)認定資格研修修了に係る経過措置(設備運営基準附則第2条)

## ① 経過措置の延長期間

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
1年未満	15 (2.5%)	—	—
1年以上2年未満	49 (8.1%)	53 (9.5%)	▲ 4
2年以上3年未満	72 (11.9%)	64 (11.4%)	8
3年以上4年未満	175 (28.9%)	158 (28.2%)	17
4年以上	138 (22.8%)	126 (22.5%)	12
その他	156 (25.8%)	159 (28.4%)	▲ 3

注:( )内は設備運営基準附則第2条と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和3年:605、令和2年:560)に対する割合である。

## ② 経過措置を延長した主な理由

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
急な退職等の人員不足に対応するため	144 (23.8%)	—	—
基礎資格を持った新規採用者をみなし支援員として取扱い、人員不足に対応するため	206 (34.0%)	—	—
年度途中で採用された者等について、年度内に研修が受けられない可能性があるため	42 (6.9%)	—	—
研修回数や定員が不足しており、年度内に全ての研修対象者が受講できないため	56 (9.3%)	—	—
その他	157 (26.0%)	—	—

注:( )内は設備運営基準附則第2条と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和3年:605)に対する割合である。

5 事業者や利用者に対する説明の状況

① 放課後児童クラブの事業者や利用者に対する説明

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した(予定を含む)	88 (14.1%)	38 (6.6%)	50
事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した(予定を含む)	439 (70.6%)	388 (67.5%)	51
利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した(予定を含む)	16 (2.6%)	8 (1.4%)	8
実施していない	79 (12.7%)	141 (24.5%)	▲ 62

注1:本項目は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正を実施している場合、条例の内容や運営方法の変更等について、事業者や利用者に対する説明の実施状況を集計したものである。

注2:( )内は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正を実施していると回答した市町村(令和3年:622、令和2年:575)に対する割合である。

② 住民への情報公開

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
情報公開を実施した	372 (59.8%)	199 (34.6%)	173
情報公開を実施していない	250 (40.2%)	376 (65.4%)	▲ 126

注1:本項目は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正を実施している場合、条例の内容や運営方法の変更等について、住民に向けた情報公開(ホームページや広報誌による公表等)の実施状況を集計したものである。

注2:( )内は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正を実施していると回答した市町村(令和3年:622、令和2年:575)に対する割合である。

6 設備運営基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の参酌化による影響(複数回答)

(市町村数)

区分	令和3年	令和2年	増減
事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった	283 (45.5%)	273 (47.5%)	10
これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した(する予定)	21 (3.4%)	17 (3.0%)	4
利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった	16 (2.6%)	15 (2.6%)	1
急な退職があった場合でも、設備運営基準の参酌化により運営に支障を来さなくなった	94 (15.1%)	—	—
その他	30 (4.8%)	34 (5.9%)	▲ 4
特に影響はない	259 (41.6%)	257 (44.7%)	2

注1:本項目は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正を実施している場合、参酌化によりどのような影響があったかを集計したものである。

注2:( )内は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正を実施していると回答した市町村(令和3年:622、令和2年:575)に対する割合である。

# 放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：1,065億円（1,092億円）

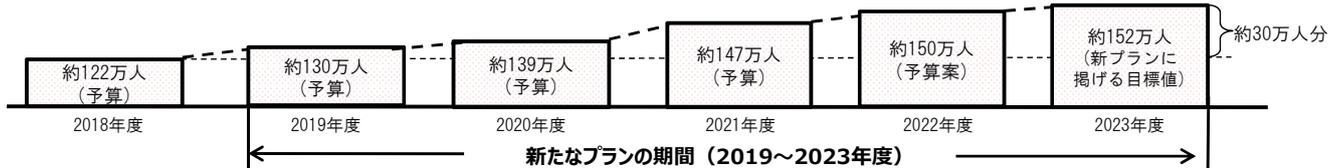
子ども・子育て支援交付金 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：981億円（922億円）  
子ども・子育て支援整備交付金 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：84億円（170億円）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができる



## 新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



## 1. 運営費等（主な内容）

### (1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

### (2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

### (3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅時の送迎支援に必要な経費に対する補助

### (4) 障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### (5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

### (6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に進める環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

1

## 2. 施設整備費（主な内容）

### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
→（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合：（嵩上げ前）国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3  
→（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/2

## 3. 研修関係（主な内容）

### (1) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

### (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

### I 子どもの居場所の確保

#### (1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

#### (2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

### II 育成支援の内容の質の向上

#### (1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

#### (2) 放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 5. 令和4年度予算案における運営費の主な拡充内容

### ① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

### ② 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

### 【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

#### ① 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年2月から実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

#### ② 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

#### ③ 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

## 放課後児童支援員等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

令和3年度補正予算：109億円 ※いずれも内閣府予算計上  
令和4年度予算案：1,748億円の内数

### 1. 事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

- ※ 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、子ども・子育て支援交付金とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）。

### 2. 対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）。

- ※ 経営に携わる法人の役員である職員を除く。
- ※ 補助額は【補助基準額（月額）×賃金改善対象者数（非常勤は常勤換算）×実施月数】により算出する。
- ※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※ 「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

### 3. 実施要件

- 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※により、補助額以上の賃金改善を実施すること。
  - ※ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。
  - ※ 4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

### 4. 資金の流れ（イメージ）



## コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）

### 第3章 取り組む施策

#### Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

#### 2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

##### （2）公的部門における分配機能の強化等

##### ① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置<sup>48</sup>を、来年2月から前倒して実施する。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

## 令和3年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村												
1	北海道	7	札幌市①②	帯広市①	函館市①	江別市①	鷹栖町①	更別村①	名寄市②						
2	青森県	4	藤崎町①②	三戸町①	田子町①	新郷村①									
3	岩手県	9	盛岡市①②	滝沢市①②	奥州市①②	陸前高田市①	一関市①	花巻市①②	大船渡市①	久慈市①	北上市①②				
4	宮城県	3	仙台市①	登米市①②	石巻市①										
5	秋田県	3	能代市①	鹿角市①	湯上市②										
6	山形県	16	山形市①②	山辺町①	天童市①②	大石田町①②	庄内町①	遊佐町①②	長井市①	村山市①	米沢市①②	鶴岡市①②			
7	福島県	3	福島市①②	いわき市①②	会津若松市①②										
8	茨城県	11	つくば市①	ひたちなか市①②	小美玉市①	常陸大宮市①②	かすみがうら市①②	東海村①	古河市①	石岡市①	北茨城市①	水戸市①			
9	栃木県	8	佐野市①	足利市①	栃木市①②	那須塩原市①	日光市①②	大田原市①	矢板市②	野木町②					
10	群馬県	16	太田市①	伊勢崎市①	富岡市①	渋川市①	館林市①②	沼田市①	高崎市①	邑楽町①	明和町①	安中市①			
			榛東村①	下仁田町①	みなかみ町①	前橋市①	桐生市②	玉村町②							
11	埼玉県	43	熊谷市①②	加須市①②	本庄市①②	飯能市①	秩父市①	さいたま市①②	寄居町①	宮代町①	上里町①	ときがわ町①②			
			吉見町①	小川町①	伊奈町①	滑川町①②	川島町①	杉戸町①	入間市①	戸田市①②	越谷市①	新座市①			
			朝霞市①	和光市①②	鴻巣市①	東松山市①	深谷市①②	吉川市①	ふじみ野市①	日高市①②	富士見市①	幸手市①			
			三郷市①②	鶴ヶ島市①②	白岡市①	久喜市①	桶川市①	北本市①②	行田市②	草加市②	上尾市②	鳩山町②			
			嵐山町②	坂戸市②	蓮田市②										
12	千葉県	13	千葉市①	野田市①	船橋市①	松戸市①②	四街道市①	鎌ヶ谷市①	習志野市①	鴨川市①②	八千代市①	印西市①②			
			酒々井町①	成田市①	市川市②										
13	東京都	10	板橋区①②	渋谷区①	新宿区①	多摩市①	調布市①②	清瀬市①	葛飾区①②	武蔵野市①②	青梅市①②	町田市②			
14	神奈川県	13	綾瀬市①	葉山町①	横須賀市①	相模原市①	平塚市①	茅ヶ崎市①②	藤沢市①	伊勢原市①	座間市①	逗子市①			
			三浦市①	鎌倉市①	横浜町②										
15	新潟県	3	南魚沼市①	燕市①	上越市①										
16	富山県	5	富山市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①	高岡市①								
17	石川県	8	金沢市①	小松市①	七尾市①	加賀市①②	白山市①②	野々市市①	羽咋市①	津幡町①					
18	福井県	0													
19	山梨県	1	北杜市①												
20	長野県	4	佐久市①②	須坂市①	松本市②	上田市②									
21	岐阜県	4	恵那市①②	瑞浪市①	中津川市①	大垣市②									
22	静岡県	6	伊東市①②	焼津市①②	掛川市①	藤枝市①	三島市②	島田市②							
23	愛知県	17	瀬戸市①	一宮市①	春日井市①	豊橋市①②	岡崎市①	名古屋①②	大府市①②	知立市①	東海市①	小牧市①			
			長久手市①	尾張旭市①②	豊明市①	日進市①	豊川市①	大山市①	津島市①②						
24	三重県	12	津市①②	志摩市①	亀山市①②	熊野市①	鈴鹿市①	朝日町①	川越町①	多気町①	四日市市①	松阪市①②			
			御浜町②	紀北町②											

※①…非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村  
 ※②…常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

1

## 令和3年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村												
25	滋賀県	10	大津市①	日野町①②	竜王町①	東近江市①②	高島市①	近江八幡市①	栗東市①	長浜市①	湖南市①②	野洲市②			
26	京都府	1	向日市①												
27	大阪府	11	富田林市①	茨木市①	寝屋川市①	堺市①	枚方市①	守口市①	池田市①	熊取町①	大阪狭山市①	泉南市①			
			豊中市②												
28	兵庫県	7	明石市①	神戸市①②	西宮市①②	播磨町①	宝塚市①	川西市①	三木市①						
29	奈良県	9	奈良市①	天理市①	生駒市①	桜井市①	橿原市①②	田原本町①②	三宅町①	御所市②	王寺町②				
30	和歌山県	8	串本町①②	橋本市①	新宮市①	湯浅町①	御坊市②	海南市②	広川町②	有田川町②					
31	鳥取県	1	鳥取市①												
32	島根県	2	大田市①②	雲南市②											
33	岡山県	7	赤磐市①	瀬戸内市①	勝央町①	吉備中央町①	総社市①	倉敷市①②	岡山市①						
34	広島県	0													
35	山口県	0													
36	徳島県	6	徳島市①	小松島市①②	吉野川市①	美馬市①	神山町①	石井町②							
37	香川県	1	高松市①②												
38	愛媛県	0													
39	高知県	2	香美市①	南国市②											
40	福岡県	5	志免町①②	大木町①	粕屋町①	大刀洗町①	鞍手町②								
41	佐賀県	3	嬉野市①	有田町①	鳥栖市①										
42	長崎県	10	長崎市①②	大村市①	長与町①	諫早市①	西海市①②	五島市①	佐世保市①	時津町①	川棚町①	波佐見町①			
43	熊本県	15	益城町①	山都町①	菊陽町①	御船町①	嘉島町①	玉東町①	天草市①	合志市①②	湯前町①	あさぎり町①			
			八代市①②	玉名市①	宇土市①	菊池市①	阿蘇市①								
44	大分県	2	中津市①②	宇佐市②											
45	宮崎県	3	都城市①	串間市①	延岡市①										
46	鹿児島県	13	霧島市①	錦江町①	南さつま市①②	東牟婁町①	南大隅町①	肝付町①	長島町①②	鹿屋市①②	薩摩川内市①②	曾於市①			
			阿久根市①	出水市①	垂水市②										
47	沖縄県	24	那覇市①	宜野湾市①	浦添市①	石垣市①②	沖縄市①②	豊見城市①	うるま市①②	名護市①	糸満市①	中城村①			
			西原町①②	北谷町①②	南城市①	金武町①②	国頭村①	大宜味村①	本部町①②	恩納村①	嘉手納町①	八重瀬町①			
			南風原町①②	久米島町①	与那原町①	宮古島市①									
合計		359(22.1%)	※( )内はクラブ実施市区町村数(1,624市区町村)に対する割合である。												

※①の合計:317市区町村 ※②の合計:132市区町村 ①、②の合計:90市区町村

令和3年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
			札幌市	帯広市	旭川市	石狩市	当別町	八雲町	厚真町	士幌町	音更町	安平町
1	北海道	26	札幌市	帯広市	旭川市	石狩市	当別町	八雲町	厚真町	士幌町	音更町	安平町
2	青森県	3	函館市	小樽市	池田町	白糠町	弟子屈町	大樹町				
3	岩手県	10	奥州市	滝沢市	久慈市	住田町	一関市	陸前高田市	盛岡市	北上市	大船渡市	花巻市
4	宮城県	6	塩竈市	大郷町	大和町	利府町	富谷市	登米市				
5	秋田県	12	大館市	大仙市	湯上市	北秋田市	湯沢市	鹿角市	由利本荘市	三種町	八峰町	にかほ市
6	山形県	20	鶴岡市	米沢市	酒田市	山形市	天童市	東根市	新庄市	寒河江市	村山市	三川町
7	福島県	10	須賀川市	いわき市	南相馬市	会津美里町	湯川村	川俣町	伊達市	飯館村	福島市	会津若松市
8	茨城県	15	結城市	常総市	石岡市	つくば市	北茨城市	日立市	水戸市	ひたちなか市	境町	八千代町
9	栃木県	12	小山市	真岡市	足利市	さくら市	那須塩原市	栃木市	那須町	壬生町	那須烏山市	益子町
10	群馬県	17	邑楽町	大泉町	前橋市	伊勢崎市	桐生市	沼田市	安中市	中之条町	下仁田町	榛東村
11	埼玉県	30	川越市	さいたま市	飯能市	加須市	本庄市	熊谷市	秩父市	蓮田市	志木市	蕨市
12	千葉県	15	習志野市	勝浦市	浦安市	鴨川市	富津市	市川市	銚子市	船橋市	流山市	松戸市
13	東京都	11	武蔵野市	町田市	青梅市	日野市	板橋区	足立区	中野区	豊島区	文京区	多摩市
14	神奈川県	9	横浜市	平塚市	茅ヶ崎市	川崎市	横須賀市	座間市	葉山町	開成町	相模原市	
15	新潟県	3	新潟市	南魚沼市	魚沼市							
16	富山県	0										
17	石川県	11	小松市	野々市市	津幡町	宝達志水町	輪島市	羽咋市	白山市	加賀市	穴水町	金沢市
18	福井県	5	坂井市	越前町	勝山市	鯖江市	福井市					
19	山梨県	2	中央市	昭和町								
20	長野県	6	松本市	上田市	伊那市	須坂市	木曾町	佐久市				
21	岐阜県	11	大垣市	本巣市	岐南町	可児市	高山市	多治見市	関市	美濃加茂市	恵那市	中津川市
22	静岡県	8	掛川市	島田市	藤枝市	伊東市	三島市	袋井市	小山町	御殿場市		
23	愛知県	15	一宮市	名古屋市長久手市	瀬戸市	半田市	津島市	豊川市	春日井市	扶桑町	北名古屋市長久手市	
24	三重県	8	紀北町	御浜町	志摩市	津市	松阪市	四日市市	熊野市	尾鷲市		

3

令和3年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
			近江八幡市	守山市	大津市	長浜市	甲賀市	湖南市	高島市	栗東市	日野町	竜王町
25	滋賀県	12	近江八幡市	守山市	大津市	長浜市	甲賀市	湖南市	高島市	栗東市	日野町	竜王町
26	京都府	3	京都市	大山崎町	木津川市							
27	大阪府	5	大阪市	河内長野市	泉南市	島本町	忠岡町					
28	兵庫県	9	西宮市	三木市	明石市	三田市	播磨町	川西市	上郡町	神戸市	尼崎市	
29	奈良県	6	王寺町	田原本町	橿原市	生駒市	天理市	三宅町				
30	和歌山県	11	上富田町	白浜町	印南町	有田川町	田辺市	美浜町	かつらぎ町	広川町	湯浅町	九度山町
31	鳥取県	1	鳥取市									
32	島根県	5	松江市	浜田市	大田市	安来市	邑南町					
33	岡山県	11	岡山市	倉敷市	津山市	笠岡市	井原市	矢掛町	里庄町	瀬戸内市	赤磐市	和気町
34	広島県	3	広島市	安芸高田市	東広島市							
35	山口県	6	山口市	宇部市	下松市	美祿市	周防大島町	和木町				
36	徳島県	2	小松島市	石井町								
37	香川県	5	多度津町	小豆島町	土庄町	三豊市	高松市					
38	愛媛県	1	松山市									
39	高知県	10	高知市	佐川町	奈半利町	南国市	いの町	土佐市	安芸市	香美市	土佐清水市	須崎市
40	福岡県	11	北九州市	久留米市	大牟田市	行橋市	志免町	みやま市	みやこ町	朝倉市	うきは市	宮若市
41	佐賀県	8	佐賀市	唐津市	武雄市	嬉野市	太良町	有田町	多久市	鳥栖市		
42	長崎県	8	長崎市	大村市	諫早市	西海市	長与町	時津町	東彼杵町	佐世保市		
43	熊本県	14	熊本市	菊陽町	嘉島町	山都町	あさぎり町	湯前町	多良木町	氷川町	合志市	大津町
44	大分県	9	豊後高田市	豊後大野市	由布市	宇佐市	杵築市	別府市	中津市	日田市	臼杵市	
45	宮崎県	8	都城市	日向市	延岡市	宮崎市	串間市	綾町	高鍋町	都農町		
46	鹿児島県	21	西之表市	薩摩川内市	垂水市	指宿市	曾於市	枕崎市	出水市	阿久根市	始良市	南九州市
47	沖縄県	15	さつま町	肝付町	長島町	奄美市	南さつま市	志布志市	龍郷町	大和村	徳之島町	和泊町
合計		449(27.6%)	※( )内はクラブ実施市区町村数(1,624市区町村)に対する割合である。									

## 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算額：65億円の内数

### 【概要】

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

【実施主体】 市区町村、市区町村が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

③感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）（簡易なものを対象：補助基準額100万円）**【新規】**

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額】 ①～②の合計は以下のとおり。③は1か所等当たり1,000千円以内

(1) 1支援の単位当たり

利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内

利用定員60人以上 500千円以内

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円以内、利用定員20人以上59人以下 200千円以内、利用定員60人以上 250千円以内

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

## 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

(子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算額：65億円の内数)

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る。

### 1. 事業の趣旨・内容

#### ①ICT化の推進

連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

#### ②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

### 2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

### 3. 補助基準額

1か所等当たり 500千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は1か所当たり、その他事業は1市区町村当たり。

### 4. 実施主体

市区町村、市区町村が認めた者

### 5. 補助率

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

## 放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

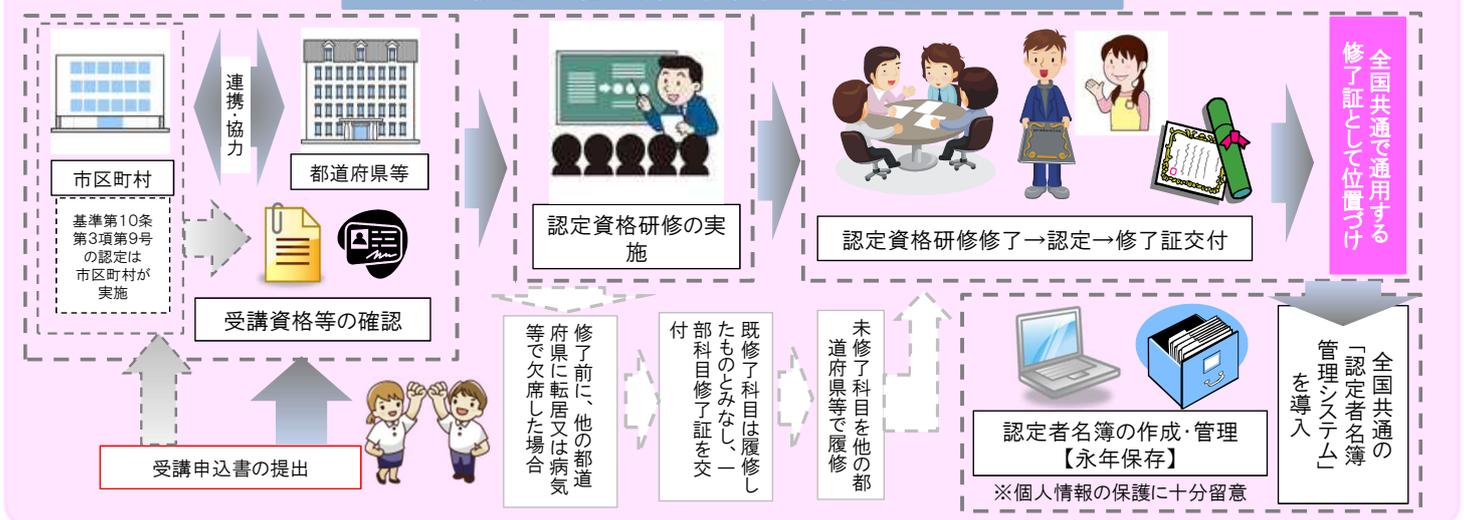
## 基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

## 研修内容等

事項	主 な 内 容
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（以下、「都道府県等」と表記） （都道府県等が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕を都道府県知事名、指定都市市長名、中核市市長名で交付（委託は不可）。
認定の取消	都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

## 認定の仕組み（都道府県等の事務の主な流れ）



## 放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4. 5時間（90分×3）】
  - 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
  - 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
  - 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間（90分×4）】
  - 子どもの発達理解
  - 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
  - 障害のある子どもの理解
  - 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間（90分×3）】
  - 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
  - 子どもの遊びの理解と支援
  - 障害のある子どもの育成支援
- 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間（90分×2）】
  - 保護者との連携・協力和相談支援
  - 学校・地域との連携
- 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間（90分×2）】
  - 子どもの生活面における対応
  - 安全対策・緊急時対応
- 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間（90分×2）】
  - 放課後児童支援員の仕事内容
  - 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間（16科目）

総行経第38号  
平成22年12月28日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県議会議長  
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長

### 指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

### 記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

総行公第95号  
令和元年12月20日

各都道府県総務部長  
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
（公 印 省 略）

会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について（通知）

来年4月1日の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に向け、各地方公共団体におかれては、平成30年10月18日付総行公第135号・総行給第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安第48号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」等に基づき準備を進めていただいているところですが、本日公表された「令和2年度地方財政対策のポイント及び概要」で示されたとおり、会計年度任用職員制度の導入に伴い必要となる財源が確保される見込みとなったことを踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめましたので、適切に対応していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び改正法附則第2条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

記

1 最適な職員構成の実現

各地方公共団体においては、住民のニーズに応える効果的かつ効率的な行政サービスを今後も安定的に提供していくための最適な職員構成を実現することが重要であり、個々の職の設定に当たっては、就けようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員等のいずれが適当かを考慮すべきものであること。

2 適切な勤務時間の設定

会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。

また、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するものであること。

### 3 適切な給与決定

会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきものであること。

また、単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであること。

### 4 不適切な「空白期間」の是正

臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任期の設定については、基本的には、各地方公共団体において適切に判断されるべきものであるが、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。

### 5 適切な休暇等の設定

会計年度任用職員の休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべきものであること。

また、労働基準法の規定によって年次有給休暇の消滅時効は2年とされているところであり、現に任用されている臨時・非常勤職員を含め、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時において前年度に付与された年次有給休暇が繰り越されるべきものであること。

なお、国の非常勤職員には、令和2年1月1日から夏季休暇が措置されるものであること。

### 6 適切な募集・任用の実施

会計年度任用職員の募集・任用に当たっては、任用期間や勤務時間、給与・報酬、各種社会保険等の勤務条件を明示するとともに、地方公務員法上の服務規定の適用や懲戒処分、人事委員会又は公平委員会への苦情相談等の対象となる旨を説明すべきものであること。

また、会計年度任用職員の円滑な導入が図られるよう、募集期間や制度の周知期間を十分確保すべきものであること。

## 利用者支援事業

令和3年度予算 1,691億円の内数 → 令和4年度予算案 1,800億円の内数  
(子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

## 3つの事業類型

## 基本型

## 特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

## 【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所での、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

## 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

## 《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○負担割合 国(2/3)、都道府県(1/6)、市町村(1/6)

○主な補助単価(令和4年度予算案) ※母子保健型は、職員が専任の場合

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
	7,604千円	3,078千円	14,209千円

## 【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	一体的相談機関連携等加算(新規)
1,408千円	758千円	1,082千円	1,877千円	805千円	751千円	3,231千円	300千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

## 《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

## 母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移

(単位:か所数)

	基本型	特定型	母子保健型	合計
R1年度	805	389	1,330	2,524
R2年度	888	394	1,582	2,864

## 【令和4年度新規】

基本型を実施する自治体が、一体的相談機関との連携やかかりつけ機関としての新たな機能に対応するために必要な経費を支援

## ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例①～

### 神奈川県横浜市「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」の取組

## 多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人びーのびーのが運営する地域子育て支援拠点事業「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」は、専用施設で実施しており、そこでファミリー・サポート・センター事業(以下「ファミサポ事業」という。)と利用者支援事業を併せて実施している。平成13年度から社会福祉協議会に委託されていたファミサポ事業が平成22年度に拠点に移管され、また、利用者支援事業は拠点事業の地域機能強化型を引き継ぎ、平成28年1月から実施している。

## 多機能型支援のポイント

～親子の居場所となる「場」での多機能化支援は、高い効果が見込まれる～

- 「ひろば=場」を持っていることは、かけがえのない財産である。  
(常設の場があるという強みが多様な人との出会いや交流を生み出し、必然的に子育て家庭に必要な資源、多機能化をもたらす。)
- 敷居が低い「安心できる場所」で、ファミサポ事業など他の支援活動を見て知ることができる。  
(知っている顔がいつでもいる「安心できる居場所」で他の子育て支援活動の様子を実際に自分の目で見て、どんな雰囲気や活動しているかを理解することができる。)
- 子育て親子の不便を解消できる。  
(複数の子育て支援事業がワンストップで行われることで、様々な子育て支援事業を利用するために、親子連れで拠点以外の場所に向いて登録等をする手間が省ける。)
- 妊娠期からの切れ目ない支援が効果を上げている。  
(産前からのアプローチにより、地域で子育てを体現できる場となっている。)

## 多機能型支援による効果

- 利用者支援事業が拠点にあることで、親が他の親に支えられることや、親子を他者との関わりの中で見ることで、利用者支援担当者が支援の手立てや方向性の検討が多方面からできるようになり、子育て支援の幅が広がった。
- 拠点でファミサポ事業を実施していることから、拠点利用者がファミサポ事業の様子などを自分の目で見ることで、子どもを他者に預けても安心であることを理解してもらう機会となり、また、拠点利用の際にファミサポの登録ができるなど「ワンストップの効果などにより、拠点でファミサポ事業を実施してから登録数が20倍以上になった。
- 拠点でファミサポ事業を利用した親子が別の日に拠点に遊びに来た際に、ファミサポ事業の感想や意見を聞き取り、ファミサポ事業が更に利用しやすくなるよう、利用方法などを見直し改善することができた。
- ファミサポ事業は小学校6年生まで利用が可能なため、拠点自体は未就学児対応施設ではあるが、下の子が拠点を利用した際に、上の子の相談に関わるケースに対応する他、学童・思春期まで見通せる場となった。



【活動の様子】

## 基礎データ

横浜市	人口:3,745,796人(平成31年1月1日) 出生数:27,891人(平成30年)
拠点開始年度	平成17年度から
運営主体	NPO法人びーのびーの
多機能型支援の実施事業	ファミサポ事業(平成22年度から) 利用者支援事業(平成28年1月から)
職員数	常勤職員6名、非常勤職員6名 その他ボランティア等
当該施設の利用件数(平成30年度)	拠点事業 約50組～70組(1日平均) ファミサポ事業 約900～1,000件(1か月)
	利用者支援事業 約40件(相談件数) (1か月平均)

## 今後の展望・課題

- 柔軟な一時預かりの必要性、閉館後の夜間のフォロー体制
- 情報共有や支援のあり方を検討する時間の確保
- 支援に関する協働視点、エンパワメントの視点、支援に関する意識の共有
- 包括的な調整役の配置

## ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例②～ 石川県白山市「親子よろこびの広場あさがお」の取組

### 多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人おやこの広場あさがおが運営する地域子育て支援拠点事業「親子よろこびの広場あさがお」は、公共施設で実施（平成30年4月より近隣の公的施設を改修して単独施設となる）、そこで一時預かり事業と利用者支援事業を併せて実施。子育て世代包括支援センター機能も併せ持つ。一時預かり事業については、別室の保育ルームはなく拠点のひろばで実施している。さらに、平成27年9月より訪問型支援事業（ホームスタート）、平成30年4月より子ども食堂、平成30年10月より産前産後安心ヘルパー派遣事業を併せて実施し、子どもの年齢で区切らない家族まるごとの支援やアウトリーチによる支援の強化に取り組んでいる。



### 多機能型支援のポイント

～つながりを持ちながら長期的、継続的に支援ができる数居の低い相談場所～

- **多職種や職員間の相互連携が図りやすく、支援のコーディネートがしやすい。**  
(拠点内で複数の事業を併せて実施していることで、多職種と日常的につながっており、また、職員間においても利用者の情報共有が的確に行われ、迅速かつ柔軟な対応ができる。)
- **常日頃から関わりがある拠点で複数の支援メニューが上げられることで、利用者の心理的負担の軽減が図られる。**  
(それぞれ別の窓口に行かなくても、利用者との信頼関係が築ける身近な拠点で、必要な支援が得られ、利用者の心理的負担の軽減が図られる。)
- **発見の窓が多様。子育て支援事業の層が厚くなる。**  
(拠点において各事業を実施することで、個別支援から拠点事業、拠点事業から個別支援と双方の機能が活かされることとなり、子育て支援事業の層が厚くなる。また、各事業のリポーターの存在が地域で活かされている。)
- **気軽に集える場に専門的な相談窓口をプラスすることで、一連の支援が可能となる。**  
(拠点で利用者支援事業を併せて実施することにより、特別な相談窓口に行かなくても身近な場所に専門的な相談窓口がプラスされ、利用者に関して一連のマネジメントが行える。)

### 基礎データ

白山市	人口:113,700人(平成31年1月1日) 出生数:851人(平成30年)
拠点開始年度	平成14年度から
運営主体	NPO法人おやこの広場あさがお
多機能型支援の実施事業	一時預かり事業(平成26年度から) 利用者支援事業(平成29年度から)
職員数	常勤職員4名、非常勤職員4名 利用者支援事業担当3名
当該施設の利用件数(平成30年度)	拠点事業 19,678人 一時預かり事業 338人 利用者支援事業 115件

### 多機能型支援による効果

- 利用者支援事業の実施により、利用者や地域に「相談窓口」として示せるようになった。拠点でうける相談で複合的支援が必要と思われるケースは、子育て世代包括支援センター会議で検討し、支援プランと各事業による支援の役割分担を決めるので、拠点や利用者支援事業の役割が明確になる。
- 拠点での相談の際には、拠点事業の職員と一緒に来た子どもをさりげなく見守ることで、子どもへの負担が少なくなり、相談者はじっくり相談することができ、子どもが気になって相談に集中できない時などは、拠点のひろばで実施している一時預かり事業を活用し、子どもを預けて相談に集中することもできる。
- 拠点の一時預かり事業は、他の保護者にも事業の様子を見ることができ、また、いつも遊んでいる場所で顔なじみの職員が対応するため、子どもにとっても保護者にとっても安心感を持って、事業を活用することができる。  
さらに、いつも来ている拠点事業だからこそ、拠点で知り合った他の保護者が預かり中の子に声をかけたり、拠点に来た仲の良い子どもたちが一緒に遊ぶなど、預かっている子どもがストレスや不安感を感じることなく事業の利用が図られる。
- 職員が兼任していることも多いので、お互いの内容や課題について共有している。さらに、各事業の専門的スキルを学ぶことが拠点事業の運営に活かされている。
- 妊娠期からプレマプレバ講座(両親学級)で利用者をつなげる機会をつくり、関係性や支援が継続されていくことで、利用者が利用する側から支える側へと循環して行われることも多くなっている。

### 今後の展望・課題

- 予防的支援の強化
- 相談援助スキルの向上及び人材確保
- 就労環境の整備
- 福祉、教育などの部署間の縦割りや、事業予算に区切られずに子ども世代まるごと支えるシステムの整備

## ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例③～ 愛知県名古屋市「NPO法人子育て支援のNPOまめっこ」の取組

● 運営団体名	NPO法人子育て支援のNPOまめっこ	● 代表者名	中井恵美	● 所在地	愛知県名古屋市北区柳原4-2-3
● スタッフ構成	20人	● 運営財源	会費、名古屋市地域子育て支援拠点事業受託、名古屋市子ども子育て支援センター運営(コンソーシアム受託)		
● 連絡先	TEL:090-3580-8021 Mail: info@mamekko.org	● ホームページ(参考情報)	https://mamekko.org/		

### 新型コロナウイルス感染症拡大前の事業概要

● 対象者層	主に0、1、2、3歳の子育て中の親子	● 活動頻度	週5日	● 活動場所	名古屋市北区内に3か所、中区に1か所
● 活動の形態	子育てサロンの運営・開設、コンソーシアム事業委託による名古屋市子ども子育て支援センターの運営	● 平均利用者数	拠点:24.3人(3か所平均)、いこい:8人、キッズ:110.6人/1日	● 利用料金	無料

### 【活動の特徴と新型コロナウイルス感染症対策】

● 新型コロナウイルス感染症拡大前	9時30分～14時30分の間、名古屋市北区の独自拠点(3か所)で、主に0～3歳の子どもとその親が集うサロンを開催。開催日は月・火・水・木・金・土のうち拠点によって違いはあるが、週5日の開催。活動内容は特に決めておらず、おしゃべりをしたり、ときにお昼を食べたり、それぞれが自由な時間を過ごす「ひろば」を運営。	● 活動経費 Zoomの有料アカウント取得費:2,000円/月(税抜き)、ウェブカメラ、追加Wi-Fi使用料(月5,000～10,000円程度)、工作に必要な画用紙等の購入など、必要経費、スタッフ人件費など運営経費については名古屋市からの許可を得て、名古屋市地域子育て支援拠点事業の受託費からまかなっている。	
	● 新型コロナウイルス感染症拡大後の取組と工夫 名古屋市の外出自粛要請の発令から、「ひろば」の開催は中止。ひろばの利用者を中心に声をかけ、オンライン会議システム「ZOOM」を活用した子育てサロンを週3回実施。最大13組。月曜日は手づくりおもちゃ、水曜日はテーマトーク、金曜日または土曜日は外部講師によるゲスト企画。14時30分からの30分間はおちに運営者が進行し、15時からの30分間はフリータイム。それぞれの自宅などからつなぐため、感染症対策は特に必要がないが、オンライン上で孤立しないように、フリータイムでは参加者が話せるように話を振る。いままでの子育てサロンで知り得た情報も会話のきっかけになっている。(例:「そろそろ離乳食は3回になるんじゃない?」など)		● その他、特記事項 ★市町村基本情報 愛知県名古屋市 人口 2,330,138人 高齢化率25.0% 14歳以下 人口279,583人 12.2%(2020.5.1)
● 取組の効果	オンラインで実施することにより、参加者が話せる機会をつくることができ、母親の孤立を防ぐことができている。また、本人の都合で参加ができるため、これまで途切れがかった、2人目を産したばかりの母親や、里帰り出産中の母親ともオンラインでつながり続けられている。	5/9(土) 第10回 Zoomで子育てサロン開催しました! トークテーマ:「お家時間を楽しむアイデア」 	つながる通信15号に詳細掲載 https://8e69b7d7-f3c1-477b-92ba-7ef4923fa05.filesusr.com/ugd/264f36_d5d543b95e3c4accbe708b3bb8405ff1.pdf

## 利用者支援事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース①）

都道府県	実施市町村数	市町村										
北海道 (179)	74 (41.3%)	札幌市：①20②9③11	函館市：②1③1	小樽市：①1②1③1	旭川市：①1③2	室蘭市：①1③1	釧路市：①3③1	帯広市：①1②1③1	網走市：③1			
		苫小牧市：②1③1	芦別市：③1	江別市：①2③1	紋別市：③1	士別市：①1③1	名寄市：②1③1	千歳市：①2③1	滝川市：①1③1			
		登別市：③1	恵庭市：①1③1	北広島市：①1③1	石狩市：①1③1	当別町：③1	七飯町：②1	八雲町：①1	奥平町：③1			
		今金町：③1	寿都町：③1	黒松内町：①1③1	岩内町：③1	岩内町：③1	南幌町：③1	由仁町：③1	長沼町：③1			
		栗山町：①1	浦臼町：③1	妹背牛町：③1	秩父別町：③1	北竜町：③1	鷹栖町：③1	東神楽町：③1	上富良野町：①1③1			
		中富良野町：①1③1	南富良野町：①1	和寒町：①1③1	増毛町：③1	天塩町：③1	猿払町：③1	中頓別町：③1	美幌町：③1			
		津別町：③1	湧別町：③1	雄武町：③1	白老町：①1	厚真町：①1③1	安平町：③1	むかわ町：①2	浦河町：③1			
		音更町：③1	士幌町：③1	鹿追町：③1	清水町：③1	芽室町：①1③1	中札内村：③1	更別村：①1③1	大樹町：③1			
		広尾町：③1	幕別町：①1③1	池田町：③1	豊頃町：③1	本別町：①1③1	足寄町：①1	釧路町：③2	厚岸町：③1			
		弟子屈町：①1③1	中標津町：①1③1									
青森県 (40)	24 (60.0%)	青森市：①1③1	弘前市：①1③1	八戸市：③1	黒石市：③1	五所川原市：①1③1	十和田市：③1	三沢市：②1③1	むつ市：②1③1			
		つがる市：③1	平川市：③1	今別町：③1	藤田村：③1	鯉ヶ沢町：③1	藤崎町：③1	野辺地町：③1	六戸町：③1			
岩手県 (33)	18 (54.5%)	盛岡市：②1③1	大船渡市：①1③1	花巻市：③1	北上市：①1	久慈市：①1③1	遠野市：③1	一関市：②1③1	釜石市：③1			
		二戸市：③1	奥州市：②1	滝沢市：③1	岩手町：③1	紫波町：③1	矢巾町：③1	金ヶ崎町：②1	山田町：③1			
宮城県 (35)	20 (57.1%)	仙台市：①5②6③7	石巻市：①3②1③7	気仙沼市：①1③1	白石市：①1	名取市：①1③1	角田市：②1③1	多賀城市：①1③1	岩沼市：③1			
		栗原市：①1	大崎市：①1③1	富谷市：③1	大河原町：②1③1	村田町：③1	柴田町：①1③1	川崎町：③1	亘理町：①1③1			
秋田県 (25)	19 (76.0%)	秋田市：①1③1	能代市：③1	横手市：①1	大館市：②1③1	男鹿市：③1	湯沢市：③1	鹿角市：①1③1	由利本荘市：③1			
		潟上市：③1	大仙市：③3	北秋田市：③1	にかほ市：③1	仙北市：③1	小坂町：③1	藤里町：③1	井川町：③1			
山形県 (35)	26 (74.3%)	山形市：②1③1	米沢市：②1③1	鶴岡市：①1③1	酒田市：③1	新庄市：③1	寒河江市：②1③1	上山市：③1	村山市：①1③1			
		長井市：②1③1	天童市：①1②1③1	東根市：③1	尾花沢市：③1	南陽市：③1	山辺町：③1	中山町：③1	河北町：③1			
福島県 (59)	43 (72.9%)	西川町：①1③1	朝日町：③1	大江町：③1	最上町：③1	舟形町：③1	高島町：①1③1	川西町：③1	白鷹町：③1			
		飯豊町：③1	庄内町：①1③1									
茨城県 (44)	35 (79.5%)	水戸市：②1③1	日立市：①1②1③1	土浦市：①1③1	古河市：③1	石岡市：①1②1③2	結城市：③1	龍ヶ崎市：②1③1	下妻市：②1③1			
		常総市：③1	高萩市：①1③1	取手市：①1②1③1	牛久市：③1	つくば市：②1③1	ひたちなか市：①2③1	鹿嶋市：③1	潮来市：③1			

※①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型 都道府県欄の 〇 内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

## 利用者支援事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース②）

都道府県	実施市町村数	市町村									
栃木県 (25)	21 (84.0%)	宇都宮市：①5③1	足利市：①1③1	栃木市：②1③1	佐野市：①1③1	鹿沼市：③1	日光市：③1	小山市：①1	真岡市：③1		
		大田原市：③1	矢板市：③1	那須塩原市：①2②1③2	さくら市：③2	那須烏山市：③1	下野市：②1③1	上三川町：③1	茂木町：③1		
群馬県 (35)	25 (71.4%)	市貝町：③1	芳賀町：③1	壬生町：①1③1	那須町：①1③1	那珂川町：③1					
		前橋市：②1③1	高崎市：③6	桐生市：①1③1	伊勢崎市：②1③1	沼田市：②1③1	館林市：③1	渋川市：①1③1			
埼玉県 (63)	56 (88.9%)	上尾市：①1②1③2	草加市：②2③1	越谷市：②1③2	蕨市：①1③1	戸田市：②1③1	人間市：①2③2	朝霞市：②1	志木市：①1③1		
		和光市：①4③4	新座市：①2②1③1	桶川市：①1③1	久喜市：②1③4	北本市：③1	八潮市：①1③1	富士見市：①1③1	三郷市：①1②1③1		
千葉県 (54)	46 (85.2%)	蓮田市：③1	坂戸市：①1③1	幸手市：②1③1	鶴ヶ島市：①1③1	日高市：①1③1	吉川市：①1②1③1	ふじみ野市：①1③2	白岡市：③1		
		伊奈町：②1③1	三芳町：③1	毛呂山町：①1③1	滑川町：①1③1	嵐山町：③1	吉見町：①1	鳩山町：③1	横瀬町：③1		
東京都 (62)	52 (83.9%)	小笠原市：①1②1③1	武蔵野市：①2②1③1	三鷹市：①6②1③1	昭島市：①1③1	府中市：①5②2③1	昭島市：①1②1③1	調布市：①1②1③1	町田市：①5②1③4		
		小金井市：②1③1	小平市：②1③1	日野市：②1③1	東村山市：①1③1	国分寺市：①3②1③1	国立市：③1	福生市：②1③1	狛江市：①1②1③1	あきる野市：①1③1	
神奈川県 (33)	29 (87.9%)	横浜市：①23②18③18	川崎市：②9③9	相模原市：②3③3	横浜質市：①1②1③1	平塚市：③1	鎌倉市：①1③1	藤沢市：②1③3	小田原市：②1③1		
		茅ヶ崎市：①1②1③1	逗子市：②1	三浦市：③1	秦野市：②1③1	厚木市：②1③1	大和市：②2③1	伊勢原市：①1③1	海老名市：②1③1		
新潟県 (30)	17 (56.7%)	新潟市：③8	長岡市：①12③1	柏崎市：③1	新発田市：②1③1	小千谷市：③1	見附市：③1	燕市：①1③1	糸魚川市：③1		
		妙高市：③1	五泉市：③1	上越市：①1	阿賀野市：③1	魚沼市：③1	胎内市：③1	出雲崎町：③1	湯沢町：①1		
富山県 (15)	12 (80.0%)	富山市：②3③8	高岡市：③1	魚津市：①1③1	水見市：①1③1	滑川市：③1	黒部市：③1	砺波市：①1	小矢部市：①1③1		
		南砺市：③1	射水市：①1③1	立山町：③1	入善町：③1						
石川県 (19)	16 (84.2%)	金沢市：①2②1③4	七尾市：③1	小松市：①1③1	輪島市：①1③1	珠洲市：①1③1	加賀市：①1③1	羽咋市：①1③1	かほく市：①1③1		
		白山市：①2③2	能美市：①1③1	野々市市：②1	津幡町：①1③1	内灘町：③1	宝達志水町：③1	中能登町：③1	能登町：①1③1		

※①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型 都道府県欄の 〇 内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

# 利用者支援事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース③）

都道府県	実施市町村数	市町村								
福井県 (17)	12 (70.6%)	福井市：①1③2 越前市：③1	敦賀市：①1③1 美浜町：③1	大野市：①1③1 高浜町：③1	勝山市：①1③1 おおい町：①1	鯖江市：①1③1	あわら市：③1	越前市：①1③1	坂井市：①1③1	
山梨県 (27)	16 (59.3%)	甲府市：①1②1③1 笛吹市：③1	富士吉田市：①1③1 甲州市：③1	都留市：③1 中央市：③1	山梨市：③1 市川三郷町：③1	山梨市：③1 岡谷市：③1	韮崎市：①1③1 富士川町：③1	南アルプス市：③1 昭和町：③1	北杜市：①1③1 道志村：③1	甲斐市：③1 山中湖村：③1
長野県 (77)	41 (53.2%)	長野市：①2③7 千曲市：①2③1 箕輪町：①1③1 山形村：③1 信濃町：①1	駒ヶ根市：③1 東御市：①1③1 飯島町：①1③1 朝日村：③1	中野市：③1 安曇野市：③1 南箕輪村：①1 筑北村：①1	大町市：①1③1 軽井沢町：①1③1 中川村：③1 池田町：①1	飯山市：③1 軽井沢町：①1③1 阿智村：③1 白馬村：①1③1	茅野市：③1 立科町：③1 泰阜村：①1③1 小布施町：①1	塩尻市：①1③2 富士見町：①1 木曾町：③1 高山村：③1	佐久市：①1③4 辰野町：③1 生坂村：①1 山ノ内町：③1	
岐阜県 (42)	28 (66.7%)	岐阜市：②1③3 惠那市：③1 岐阜町：③1 北方町：③1	大垣市：①1③1 美濃加茂市：③1 笠松町：③1 坂祝町：③1	高山市：①1 各務原市：③1 養老町：③1 川辺町：③1	多治見市：①1③1 可児市：①1③1 山県市：①1③1 輪之内町：③1	関市：③1 山県市：①1③1 御坂町：③1 御嵩町：①1③1	中津川市：①1③1 瑞穂市：③1 安八町：③1	瑞浪市：①1 郡上市：①1 大野町：①1③1	羽島市：③1 海津市：③1 池田町：①1	
静岡県 (35)	26 (74.3%)	静岡市：①12②3③3 磐田市：①1 御前崎市：③1 吉田町：③1	浜松市：②5③7 焼津市：①3③1 菊川市：③1 森町：②1③1	沼津市：①1③1 掛川市：①1③1 伊豆の国市：③1	三島市：①1③1 藤枝市：②1③1 牧之原市：①1③1	富士宮市：①1③1 御殿場市：③1 函南町：③1	伊東市：①1③1 袋井市：②1③1 清水町：②1③1	島田市：①1③1 裾野市：③1 長泉町：②1③1	富士市：①1②1③1 湖西市：②1 小山町：①1	
愛知県 (54)	50 (92.6%)	名古屋市：①35②12③16 津島市：①2③1 常滑市：①1③1 知立市：①1③1 清須市：①1③1 大口町：①1 幸田町：③1	豊橋市：①1②1③1 碧南市：③1 江南市：①1③1 尾張旭市：③1 北名古屋：①2③1 扶桑町：①1③1 東栄町：③1	岡崎市：①1③1 刈谷市：①3③1 小牧市：①1③1 高浜市：②1③1 大治町：①1③1	一宮市：③3 豊田市：③1 稲沢市：②1③1 豊明市：②1③1 みよし市：③1 蟹江町：③1	瀬戸市：①1③1 安城市：①1③1 豊田市：①1 豊明市：②1③1 あま市：①1③3 阿久比町：③1	半田市：①1③1 西尾市：③1 東海市：①1③1 日進市：①1③1 長久手市：②1③1 東浦町：①1③1	春日井市：③1 蒲郡市：①3③1 大府市：①1③1 日原市：①1③2 東郷町：③1 美浜町：③1	豊川市：①1②1③1 大山市：①1③1 知多市：①1③1 葵西市：①1③1 豊山町：①1③1 武豊町：①1③1	
三重県 (29)	27 (93.1%)	津市：①5③10 亀山市：③1 朝日町：①1③1 紀北町：③1	四日市市：①3②1③1 鳥羽市：①1 川越町：③1 御浜町：①1③1	伊勢市：①1③1 熊野市：③1 多気町：③1 紀宝町：③1	松阪市：③2 いなべ市：③1 明和町：③1	桑名市：①2②1③1 志摩市：③1 大台町：③1	鈴鹿市：③1 伊賀市：③1 玉城町：①1③1	名張市：③16 木曾岬町：③1 度会町：③1	尾鷲市：③1 菟野町：③1 大紀町：③1	
滋賀県 (19)	18 (94.7%)	大津市：①1②1③7 野洲市：①1③1 豊郷町：③1	彦根市：②1③1 湖南市：①4③1 甲良町：③1	長浜市：③1 高島市：①1③1	近江八幡市：①2③1 米原市：①1③1	草津市：①2②1③1 守山市：③1 日野町：①2②1③1	栗東市：③1 竜王町：①1③1	甲賀市：①5③5 栗田町：①1②1③1		
京都府 (26)	22 (84.6%)	京都市：②7③14 向日市：①1③1 久御山町：③1	福知山市：①2②1③1 長岡京市：③1 井手町：③1	舞鶴市：①1③1 綾部市：③1	宇治市：①1②1③1 宇治田原町：①1③1	宇治市：①1②1③1 宮津市：①2②1③1 米原市：①1③1	宮津市：①1 南丹市：①2③1 与謝野町：③1	亀岡市：①7②1③1 木津川市：②1③1	城陽市：①1③1 大山崎町：③1	

※①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型 都道府県欄の 〇 内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

# 利用者支援事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース④）

都道府県	実施市町村数	市町村							
大阪府 (43)	43 (100%)	大阪市：①14②10 貝塚市：③1 河内長野市：①1③1 摂津市：①1③1 阪南市：③1 太子町：③1	堺市：①7②4③8 守口市：③1 松原市：①1③1 高石市：①3③1 島本町：③1 河南町：①1	岸和田市：②1③1 枚方市：②1③2 大東市：①1③1 藤井寺市：③1 豊能町：①1③1 千早赤阪村：③1	豊中市：①1②1③3 茨木市：①6②1③1 和泉市：②1③2 東大阪市：①4②1③3 能勢町：③1	池田市：①1②1③1 八尾市：②2③1 真面目：②1③1 泉南市：①1③1 忠岡町：③1	吹田市：①1②1③2 泉佐野市：①1③6 柏原市：③1 四條畷市：①1③1 交野市：①1③1 田尻町：①1③1	泉大津市：①1②1③1 富田林市：②1③1 羽曳野市：①1③1 交野市：①1③1 田尻町：①1③1	高槻市：②1③2 寝屋川市：①3②1③2 門真市：①1②1③1 大阪狭山市：①2②① 岬町：③1
兵庫県 (41)	40 (97.6%)	神戸市：②8③12 相生市：③1 川西市：①1②1③1 朝来市：①2③1 播磨市：②1③1	姫路市：①5②1③4 豊岡市：③1 小野市：②1③1 淡路市：①1③1 市川町：③1	尼崎市：①2②1③2 加古川市：②1③2 三田市：②1③2 加西市：③1 丹波篠山市：①2③1 丹波市：①1③1 福崎町：③1	明石市：①2②1③1 赤穂市：③1 加西市：③1 加東市：①2③1 神戸市：③1	西宮市：①4②1③4 西脇市：①1②1③1 宝塚市：①1②1③1 丹波篠山市：①2③1 養父市：①2③1 大つの市：①1③1 猪名川町：①1③1 太子町：③1	洲本市：③1 芦屋市：②1③1 宝塚市：①1②1③1 丹波市：①1③1 多可町：①1③1 佐用町：③1	泉大津市：①1②1③1 富田林市：②1③1 羽曳野市：①1③1 交野市：①1③1 田尻町：①1③1	高槻市：②1③2 寝屋川市：①3②1③2 門真市：①1②1③1 大阪狭山市：①2②① 岬町：③1
奈良県 (39)	26 (66.7%)	奈良市：①2②1③2 生駒市：①1②1③1 安堵町：①1③1 広陵町：①1③1	大和高田市：③1 香芝市：①1③1 川西町：①1 河合町：①1	大和郡山市：③1 葛城市：①1③1 三宅町：③1	宇陀市：①1③1 山添村：③1 高取町：③1	橿原市：①1③1 橿原市：①1③1 平群町：①1 三郷町：①1③1 上牧町：③1	天理市：③1 橿原市：①1③1 平群町：①1 三郷町：①1③1 上牧町：③1	御所市：③1 御所市：③1 御所市：③1 御所市：③1	紀の川市：③1 みなべ町：③1
和歌山県 (30)	21 (70.0%)	和歌山市：①1③4 岩出市：①1③1 日高川町：③1	海南市：③1 かつらぎ町：③1 白浜町：③1	橋本市：③1 高野町：③1 上富田町：③1	有田市：①1③1 湯浅町：①1③1 ささみ町：③1	御坊市：③1 有田川町：③1 串本町：①1	田辺市：③1 美浜町：③1 串本町：①1	新宮市：①1 印南町：③1	紀の川市：③1 みなべ町：③1
鳥取県 (19)	13 (68.4%)	鳥取市：③1 北栄町：③1	米子市：①1③1 日吉津村：③1	倉吉市：②1③1 大山町：①1③1	境港市：③1 南部町：①1③1	三朝町：③1 岩美町：③1 江府町：③1	湯梨浜町：③1 琴浦町：③1		
島根県 (19)	15 (78.9%)	松江市：①1③1 飯南町：③1	浜田市：③1 美郷町：③1	出雲市：③1 邑南町：③1	益田市：③1 津和野町：③1	大田市：③1 吉賀町：①1③1	安来市：③1 知夫村：③1	江津市：①1 松江市：①1③1	雲南市：①1③1
岡山県 (27)	18 (66.7%)	岡山市：②4③6 新見市：③1 矢掛町：③1	倉敷市：②3③5 備前市：①5③1 勝央町：③1	津山市：③1 瀬戸内市：③1	赤磐市：③1	笠岡市：①1③1 笠岡市：①1③1 真庭市：①1③1	井原市：③1 美作市：③1	総社市：②1③1 浅口市：①1③1	高梁市：③1 早島町：②1③1
広島県 (23)	21 (91.3%)	広島市：③8 庄原市：①1③1 坂町：③1	呉市：①2③1 大竹市：①1③1 北広島市：③1	竹原市：③1 東広島市：①8②1③2 大崎上島町：③1	三原市：③1 廿日市市：①1③3 世羅町：①1	尾道市：①4③1 廿日市市：①1③3 神石高原町：③1	福山市：①8③13 廿日市市：①1③3 府中市：①1③2	府中市：①1③2 海田町：①1③2	三次市：①1③1 熊野町：③1
山口県 (19)	17 (89.5%)	下関市：①2②1③9 長門市：③1 阿武町：③1	宇部市：②1③1 柳井市：③1	山口市：②1③1 美祿市：③1	秋市：③1 周南市：①2③1	防府市：②1③1 山陽小野田市：①1③1	下松市：②1③1 周防大島町：③1	岩国市：①1③1 和木町：③1	光市：①1 平生町：③1
徳島県 (24)	13 (54.2%)	徳島市：②1③1 高島町：③1	鳴門市：③1 藍住町：③1	小松島市：②1 板野町：③1	阿波市：③1 上板町：③1	美馬市：③1 栗原町：③1	石井町：③1 栗原町：③1	海陽町：③1	松茂町：③1
香川県 (17)	13 (76.5%)	高松市：①4③7 三木町：①1③1	丸亀市：③1 宇多津町：③1	坂出市：①1③1 綾川町：①1	観音寺市：①1③1 多度津町：①1③1	観音寺市：①1③1 まんのう町：③1	さぬき市：①1③1 三豊市：①1③1	小豆島町：③1	
愛媛県 (20)	14 (70.0%)	松山市：①1②②③5 東温市：①1③1	今治市：①2③1 松前町：①1③1	宇和島市：①1③1 砥部町：①1	八幡浜市：③1 内子町：③1	新居浜市：①1②1③1 鬼北町：③1	西条市：②1③1 愛南町：③1	伊予市：③1	四国中央市：③1

※①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型 都道府県欄の 〇 内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

# 利用者支援事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース⑤）

都道府県	実施市町村数	市町村									
高知県 (34)	18 (52.9%)	高知市：②1③3	安芸市：③1	南国市：①1③1	土佐市：③1	須崎市：③1	宿毛市：③1	土佐清水市：③1	四万十市：③1		
		香南市：③1	香美市：③1	東洋町：③1	奈半利町：③1	田野町：③1	安田町：③1	北川村：③1	佐川町：③1		
		日高村：③1	四万十町：③1								
福岡県 (60)	52 (86.7%)	北九州市：②5③7	福岡市：①5②2③7	大牟田市：②1③1	久留米市：①1③1	直方市：③1	飯塚市：①1③1	田川市：①1③1	柳川市：②1③1		
		八女市：①1③1	筑後市：③1	大川市：①1③1	行橋市：②1③1	豊前市：③1	中間市：①1③1	小郡市：①1③1	筑紫野市：①1③1		
		春日市：①1②1③1	大野城市：③1	宗像市：②1③1	古賀市：①1③1	福津市：①1③1	うきは市：③1	宮若市：③1	嘉麻市：③1		
		朝倉市：③1	みやま市：②1③1	糸島市：①1②1③1	那珂川市：①1③1	宇美町：②1③1	篠栗町：③1	志免町：①1③1	須恵町：③1		
		新宮町：③1	久山町：③1	粕屋町：①1③1	芦屋町：③1	水巻町：③1	岡垣町：③1	小竹町：①1③1	桂川町：③1		
		筑前町：①1③1	東峰村：③1	大刀洗町：①1③1	大木町：①1③1	広川町：③1	添田町：③1	川崎町：③1	福智町：③1		
苅田町：③1	みやこ町：③1	吉富町：③1	築上町：③1								
佐賀県 (20)	16 (80.0%)	佐賀市：②1	唐津市：①1③1	鳥栖市：①1③1	多久市：①1	伊万里市：②1③1	武雄市：①1③2	鹿島市：②1③1	小城市：③1		
		嬉野市：①1③1	神埼市：③1	吉野ヶ里町：①1③1	基山町：①2③1	みやき町：③1	玄海町：①1③1	有田町：①1③1	白石町：③1		
長崎県 (21)	17 (81.0%)	長崎市：③1	佐世保市：②1③1	諫早市：①1③1	大村市：②1③1	平戸市：①1③1	松浦市：①1③1	杵岐市：③1	五島市：①1		
		西海市：③1	雲仙市：②1③1	長与町：①1③1	時津町：②1③1	東彼杵町：③1	川棚町：③1	波佐見町：②1③1	佐々町：③1		
		新上五島町：③1									
熊本県 (45)	23 (51.1%)	熊本市：②5③6	八代市：①1③1	人吉市：①1③1	荒尾市：②1③1	玉名市：①2③1	山鹿市：①1③1	菊池市：③1	宇土市：③1		
		宇城市：①1	阿蘇市：③1	天草市：②1	合志市：②1③1	玉東町：③1	南関町：③1	長洲町：③1	和水町：①1		
		大津町：②1	菊陽町：②1③1	高森町：③1	南阿蘇村：③1	御船町：①1	多良木町：①1	相良村：③1			
大分県 (18)	15 (83.3%)	大分市：①3②1③3	別府市：①3③1	中津市：①1③1	日田市：②1	佐伯市：③1	臼杵市：③1	津久見市：③1	竹田市：①1③1		
		豊後高田市：①1	杵築市：①1③1	宇佐市：①1③1	豊後大野市：②1③1	由布市：②1③1	国東市：③1	日出町：①1③1			
宮崎県 (26)	17 (65.4%)	宮崎市：①4②1③2	都城市：①1③1	延岡市：①1②1③1	小林市：②1③1	日向市：③1	串間市：③1	西都市：③1	三股町：③1		
		高原町：③1	綾町：③1	高鍋町：①1	新富町：③1	都農町：③1	諸塚村：③1	高千穂町：③1	日之影町：③1		
		五ヶ瀬町：③1									
鹿児島県 (43)	29 (67.4%)	鹿児島市：①4②4③5	鹿屋市：③1	枕崎市：③1	阿久根市：③1	出水市：①1③1	指宿市：③1	垂水市：①1③1	薩摩川内市：②1③1		
		日置市：①1③1	曾於市：③1	霧島市：③1	いちき串木野市：③1	南さつま市：①1②1③1	志布志市：③1	奄美市：③1	南九州市：①1③1		
		伊佐市：③1	始良市：③1	十島村：③1	さつま町：①1③1	大崎町：③1	錦江町：③1	肝付町：①1③1	屋久島町：③1		
		宇検村：③1	瀬戸内町：③1	龍郷町：①1③1	知名町：③1	与論町：③1					
沖縄県 (41)	23 (56.1%)	那覇市：①1③1	宜野湾市：②1③1	石垣市：②1	浦添市：②1③1	名護市：②1③1	糸満市：②1③1	沖縄市：②1③1	豊見城市：②1		
		うるま市：①1③1	宮古島市：②1③1	南城市：②1	今帰仁村：③1	本部町：③1	恩納村：②1③1	宜野座村：①1	金武町：③1		
		伊江村：③1	読谷村：③1	嘉手納町：①1③1	北谷町：②1③1	中城村：③1	南風原町：②1③1	八重瀬町：②1			

※①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

実施市町村数全国合計：1,237 【①基本型498 ②特定型264 ③母子保健型1,154（延べ数）】

## 利用者支援事業における加算事業の交付金対象経費について

### 実施要件に係る運用の変更

加算事業の実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、利用者支援事業の趣旨を踏まえ、年間を通して実施せずとも、加算事業を実施した月の対象経費について補助の対象とした。

#### 《月単位での実施の例》

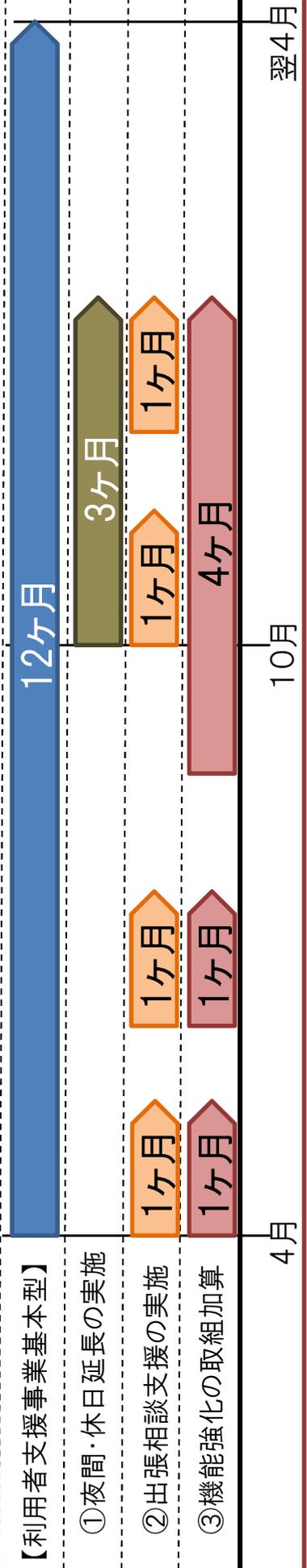
- ・ 次年度の保育所等入所申込期間に相談件数や相談時間の増に対応した夜間・休日延長相談支援の実施
- ・ 保育所等申込期間前に、地域子育て支援拠点や両親学級などにおいて出張相談支援の実施
- ・ 子育てに関する相談支援として、定期的に保育所や地域子育て支援拠点へ出張相談支援の実施
- ・ 乳幼児健診会場への定期的な出張相談支援の実施
- ・ 出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な出張相談支援の実施 など

### 実施事業例

以下の①～③の加算事業に係る経費が交付金の対象経費となる。

- ① 保育所入所申込期間(10月～12月)に夜間延長を実施
- ② 地域子育て支援拠点(4月、12月)、乳幼児健診(6月、10月)へ出張相談支援を実施
- ③ ①又は②の加算事業を実施した上で、職員配置等の「機能強化のための取組」加算の実施要件を満して実施(※延べ6ヶ月間のみ)

※年間を通して利用者支援事業(基本型)を実施  
 ※それぞれの加算事業に関する実施要件を満たして実施した場合



## 整備費等補助（新規開設分）

### 次世代育成支援対策施設整備交付金 （利用者支援事業所）

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
2. 補助基準額：8,817千円
3. 補助率：国 定額（1/2相当）
4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、  
公益財団法人、NPO法人等

※ 平成29年度から、利用者支援事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

### 子ども・子育て支援交付金 【開設準備経費】

○利用者支援事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：4,000千円（改修費等）
3. 補助率：2/3（国2/3、都道府県1/6、市町村1/6）

## 運営費補助

### 子ども・子育て支援交付金 【運営経費】

○利用者支援事業を実施するために必要な経費（人件費・需用費など）に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：7,604千円【基本型】 ※ 令和4年度より、基本型について、一体的相談機関との連携やかかりつけ機関としての新たな機能に対応するために必要な経費を支援（補助基準額：300千円）。
3. 補助率：2/3（国2/3、都道府県1/6、市町村1/6）

# 地域子育て支援拠点事業

令和3年度予算 1,691億円の内数 → 令和4年度予算案 1,800億円の内数  
 (子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

## 背景

- ・3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

## 課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・地域や必要な支援とつながらない

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



○実施主体 市町村(特別区を含む)

○実施か所数の推移(単位:か所数)

28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
7,063	7,259	7,431	7,578	7,735

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和4年度予算案)

【基本事業】一般型 8,398千円(5日型、常勤職員を配置の場合)  
 連携型 3,008千円(5～7日型の場合)  
 (注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)  
 3,306千円(一般型(5日型)で実施した場合)

地域支援加算 1,518千円

特別支援対応加算 1,062千円

育児参加促進講習休日実施加算 400千円

(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

## 地域子育て支援拠点

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

### 4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- 更なる展開として
- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
  - ・地域に出向き、出張ひろばを開設
  - ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

## 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース①）

都道府県	実施市町村数	市町村									
		札幌市：①40②65	函館市：①13	小樽市：①4	旭川市：①10	室蘭市：①2	釧路市：①6	帯広市：①7	北見市：①7②1		
北海道 (179)	148 (82.7%)	岩見沢市：①4	網走市：①2	留萌市：①1	苫小牧市：①4	稚内市：①3	美幌市：①1	芦別市：①1	江別市：①8		
		赤平市：①1	紋別市：①1	士別市：①3	名寄市：①2	三笠市：①1	根室市：①3	千歳市：①3②8	滝川市：①2		
		砂川市：①1	深川市：①2	富良野市：①1	登別市：①4	恵庭市：①6	伊達市：①3	北広島市：①3②3	石狩市：①5		
		北斗市：①6	当別町：①2	新篠津村：①1	松前町：①2	福島町：①1	七飯町：①3	八雲町：①1	長万部町：①1		
		江差町：①1	乙部町：①1	奥尻町：①1	今金町：①1	せたな町：①2	寿都町：①1	黒松内町：①1	蘭越町：①1		
		ニセコ町：①1	真狩村：①1	留寿都村：①1	京極町：①1	俱知安町：①1	共和町：①1	岩内町：①1	神恵内町：①1		
		横手町：①1	古平町：①1	仁木町：①1	余市町：①1	南幌町：①1	奈井江町：①1	由仁町：①1	長沼町：①1		
		栗山町：①1	月形町：①1	浦臼町：①1	新十津川町：①1	秩父別町：①1	北竜町：①1	沼田町：①2	鷹栖町：①2		
		東神楽町：①3	当麻町：①1	比布町：①1	栗別町：①1	上川町：①1	東川町：①1	美瑛町：①1	上富良野町：①1		
		中富良野町：①1	南富良野町：①1	和寒町：②1	剣淵町：②1	下川町：②1	中川町：②1	苫前町：①2	羽幌町：①1		
		遠別町：①1	天橋町：①1	猿払村：①2	浜頓別町：①1	中頓別町：①1	枝幸町：①2	豊富町：①1	幌延町：①1		
		美幌町：①1	津別町：①1	斜里町：①1	清里町：①1	小清水町：①1	訓子府町：①1	置戸町：①1	佐呂間町：①1		
		湧別町：①1	雄武町：①1	大空町：①1	豊浦町：①1	社警町：①1	白老町：①2	厚真町：①2	洞爺湖町：①1		
		安平町：①2	むかわ町：①2	日高町：①2	新冠町：①1	浦河町：①3	様似町：①1	新ひだか町：①4	音更町：①4		
		士幌町：①1	上士幌町：①1	鹿追町：①1	新得町：①1	清水町：①1	芽室町：①1	中札内村：①1	更別村：①2		
		大樹町：①1	広尾町：①1	幕別町：①1	池田町：①1	豊頃町：①1	本別町：①1	足寄町：①1	陸別町：①1		
		浦幌町：①1	釧路町：①2	厚岸町：①2	浜中町：①1	標茶町：①1	弟子屈町：①1	鶴居村：②1	白糠町：①1		
		別海町：①1	中標津町：①1	標津町：①2	羅臼町：①1						
		青森県 (40)	30 (75.0%)	青森市：①8	弘前市：①4	八戸市：①14	黒石市：①4	五所川原市：①8②1	十和田市：①7	三沢市：①4	むつ市：①3
				つがる市：①1	平川市：①8	平内町：①1	今別町：①1	鯉ヶ沢町：①1	深浦町：①1	藤崎町：①1	板柳町：①2
				鶴田町：①1	中泊町：①2	野辺地町：①2	七戸町：①5	六戸町：①4	東北町：①1	おいらせ町：①3	東通村：①1
				佐井村：②1	三戸町：①1	五戸町：①1	南部町：①3	階上町：①1	新郷村：①1		
		岩手県 (33)	30 (90.9%)	盛岡市：①11	宮古市：①4	大船渡市：①5	花巻市：①6	北上市：①4	久慈市：①2	遠野市：①1	一関市：①4
				滝前高田市：①2②2	釜石市：①5	二戸市：①3	八幡平市：①2	奥州市：①11	滝沢市：①4	聖石町：①1	葛巻町：①1
				岩手町：①1	紫波町：①2	矢巾町：①2②1	金ケ崎町：①1	平泉町：①2	大館町：①2	山田町：①1	岩泉町：①1
				田野畑村：①1	普代村：①1	軽米町：①1	野田村：①1	洋野町：①3	一戸町：①1		
宮城県 (35)	33 (94.3%)	仙台市：①34②35	石巻市：①12②1	塩竈市：①2	気仙沼市：①2	白石市：①1	名取市：①6	角田市：①2	多賀城市：①1②2		
		岩沼市：①3	登米市：①9	栗原市：①9	東松島市：①2	大崎市：①7	富谷市：①4	蔵王町：①1②5	大河原町：①1		
		村田町：①1	柴田町：①3	川崎町：①1	丸森町：①2	亘理町：①1	山元町：①2	松島町：①1	七ヶ浜町：①1		
		利府町：①5	大和町：①2	大郷町：①1	大衡村：①1	色麻町：①1	加美町：①3	涌谷町：①1	女川町：①1		
		南三陸町：①1									

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

## 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース②）

都道府県	実施市町村数	市町村							
		秋田市：①9	能代市：①3	横手市：①8	大館市：①3	男鹿市：①1	湯沢市：①3	鹿角市：①1	由利本荘市：①2②2
秋田県 (25)	21 (84.0%)	潟上市：①4	大仙市：①3	北秋田市：①2	にかほ市：①3	仙北市：①2	三種町：①1	八峰町：①1	五城目町：①1
		八郎潟町：①1	井川町：①1	大潟村：①1	美郷町：①3	羽後町：①1			
		山形市：①26	米沢市：①5	鶴岡市：①14②5	酒田市：①8	新庄市：①3	寒河江市：①1	上山市：①1	村山市：①3
山形県 (35)	32 (91.4%)	長井市：①2	天童市：①8	東根市：①2	尾花沢市：①1	南陽市：①3	山辺町：①1	中山町：①1	河北町：①4
		西川町：①1	朝日町：①1	大江町：①1	大石田町：①2	金山町：①1	舟形町：①1	真室川町：①1	戸沢村：②1
		高島町：①1	川西町：①1	小国町：①1	白鷹町：①1	飯豊町：①1	三川町：①2	庄内町：①2	遊佐町：①1
福島県 (59)	33 (55.9%)	福島市：①23	会津若松市：①26	郡山市：①5	いわき市：①4②2	白河市：①4	須賀川市：①7	喜多方市：①4	相馬市：①1
		二本松市：①5	田村市：①1	南相馬市：①2	伊達市：①6	本宮市：①3	桑折町：①1	国見町：①2	川俣町：①1
		鏡石町：①1	天栄村：①1	下郷町：①1	只見町：①1	南会津町：①3	猪苗代町：①2	会津坂下町：①1	会津美里町：①1
		西郷村：①2	矢吹町：①1	棚倉町：①1	矢祭町：①1	鮫川村：①1	浅川町：①1	三春町：①1	小野町：①2
茨城県 (44)	44 (100%)	新地町：①1							
		水戸市：①17	日立市：①22	土浦市：①6②3	古河市：①10	石岡市：①6	結城市：①2	龍ヶ崎市：①7	下妻市：①3
		常総市：①4	常陸太田市：①7	高萩市：①4	北茨城市：①4	笠間市：①2②1	取手市：①5	牛久市：①12	つくば市：①9
		ひたちなか市：①12	鹿嶋市：①6	潮来市：①2	守谷市：①5	常陸大宮市：①7	那珂市：①3	筑西市：①10	坂東市：①9
栃木県 (25)	25 (100%)	稲敷市：①5	かすみがうら市：①5	桜川市：①4	神栖市：①9	行方市：①7	鉾田市：①4	つくばみらい市：①9	小美玉市：①13
		茨城町：①9	大洗町：①1	城里町：①2	東海村：①9	大子町：①1	美浦村：①1	阿見町：①2	河内町：①1
		八千代町：①3	五霞町：①2	境町：①3	利根町：①1				
		宇都宮市：①12	足利市：①6②2	栃木市：①12②3	佐野市：①8②1	鹿沼市：①5	日光市：①3	小山市：①7	真岡市：①3
群馬県 (35)	26 (74.3%)	大田原市：①6	矢板市：①3	那須塩原市：①9	さくら市：①5	那須烏山市：①3	下野市：①3	上三川町：①2	益子町：①2
		茂木町：①1	市貝町：①1	芳賀町：①3	壬生町：①2	野木町：①2	塩谷町：①1	高根沢町：①4	那須町：①1
		那珂川町：①1							
		前橋市：①15②3	高崎市：①15	桐生市：①11	伊勢崎市：①6	太田市：①19②15	沼田市：①3	龍林市：①5	渋川市：①9
藤岡市：①10②5	富岡市：①4	安中市：①5②1	みどり市：①6	榛東村：①3	吉岡町：①1	甘楽町：①1	中之条町：①1		
嬬恋村：①1	草津町：①1	昭和村：①2	みなかみ町：①3	玉村町：①1②2	板倉町：①1	明和町：①3	千代田町：②2		
大泉町：①2	邑楽町：①2								

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

## 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令2元年度交付決定ベース③）

都道府県	実施市町村数	市町村									
埼玉県 (63)	63 (100%)	さいたま市：①66	川越市：①24	熊谷市：①18	川口市：①19②4	行田市：①7	秩父市：①4②1	所沢市：①15②11	飯能市：①6		
		加須市：①7	本庄市：①10	東松山市：①5	春日部市：①13	狭山市：①9	羽生市：①5	鴻巣市：①5②4	深谷市：①16		
		上尾市：①13	草加市：①7②1	越谷市：①21	蕨市：①5	戸田市：①12②2	入間市：①15②1	朝霞市：①8	志木市：①5		
		和光市：①5	新座市：①9	桶川市：①4②1	久喜市：①16②2	北本市：①5	八潮市：①7	富士見市：①9	三郷市：①8		
		蓮田市：①7②1	坂戸市：①5	幸手市：①2②1	鶴ヶ島市：①4②1	日高市：①4	吉川市：①3	ふじみ野市：①6②2	白岡市：①4		
		伊奈町：①4	三芳町：①4	毛呂山町：①3	越生町：①1	滑川町：①2②1	嵐山町：①1	小川町：①1②1	川島町：①1		
		吉見町：①1	鳩山町：①2	ときがわ町：①1	横瀬町：①2	皆野町：①1	長瀨町：①1	小鹿野町：①1	東秩父村：①1		
		美里町：①1	神川町：①1	上里町：①2	寄居町：①6	宮代町：①3	杉戸町：①3	松伏町：①2			
		千葉市：①21	銚子市：①4	市川市：①14②4	船橋市：①8②15	館山市：①3	木更津市：①5	松戸市：①30	野田市：①9		
		茂原市：①3	成田市：①6	佐倉市：①19	東金市：①2	旭市：①6	習志野市：①8	柏市：①19②1	勝浦市：①1②1		
市原市：①17②1	流山市：①14	八千代市：①5	我孫子市：①4	鴨川市：①4	鎌ヶ谷市：①7	君津市：①5	富津市：①2				
浦安市：①11	四街道市：①11	袖ヶ浦市：①6	八街市：①3	印西市：①24	白井市：①6	富里市：①2	南房総市：①2				
匝瑺市：①3	香取市：①5②1	山武市：①4	いすみ市：①3	大網白里市：①6	酒々井町：①2	栄町：①2	多古町：①1				
東庄町：①3	九十九里町：①2	芝山町：①1	横芝光町：①2	長柄町：①1	大多喜町：①1	御宿町：②2					
千代田区：①7	中央区：①4	港区：①15②3	新宿区：①10②4	文京区：①8	台東区：①4	墨田区：①3②10	江東区：①7				
品川区：①4	目黒区：①6②4	大田区：①8②45	世田谷区：①41②5	渋谷区：①19②1	中野区：①9②15	杉並区：①3②5	豊島区：①25				
北区：①1	荒川区：①13②6	板橋区：①1②10	練馬区：①27	足立区：①14	葛飾区：①21②22	江戸川区：①15	八王子市：①11②30				
立川市：①9②5	武蔵野市：①7	三鷹市：①14②1	青梅市：①6	府中市：①17	昭島市：①6	調布市：①2②11	町田市：①16				
小金井市：①3②2	小平市：①8	日野市：①8②3	東村山市：①4	国分寺市：①6②2	国立市：①3	福生市：①1②3	狛江市：①1②3				
東大和市：②6	清瀬市：①7	東久留米市：①2	武蔵村山市：①1	多摩市：①16②3	稲城市：①1	羽村市：①2②3	あきる野市：①3				
西東京市：①7											
横浜市：①130	川崎市：①27②26	相模原市：①14②12	横浜青木市：①6	平塚市：①6	鎌倉市：①5	藤沢市：①8	小田原市：①4				
茅ヶ崎市：①5	逗子市：①4	三浦市：①1	秦野市：①8	厚木市：①2	大和市：①4	伊勢原市：①4	海老名市：①4				
座間市：①3	南足柄市：①1	綾瀬市：①3	葉山町：①1	寒川町：①1	大磯町：①2	二宮町：①2	中井町：①1				
大井町：①1	松田町：①2	山北町：①1	開成町：①1	箱根町：①2②1	湯河原町：①1	愛川町：①1					
新潟市：①48②12	長岡市：①33	三条市：①9	柏崎市：①11	新発田市：①7	小千谷市：①2	加茂市：①2	十日町市：①5				
見附市：①3	村上市：①7	燕市：①10	糸魚川市：①2	妙高市：①1②5	五泉市：①5	上越市：①24	阿賀野市：①7				
佐渡市：①7②2	魚沼市：①2②1	南魚沼市：①9	胎内市：①8	聖籠町：①1	弥彦町：①1	田上町：①1	阿賀町：①2				
出雲崎町：①1	湯沢町：①1	津南町：①1									
富山市：①12②2	高岡市：①3	魚津市：①2②3	氷見市：①7②1	滑川市：①2	黒部市：①4	砺波市：①8	小矢部市：①7				
南砺市：①7	射水市：①8②1	舟橋村：①1	上市町：①3	立山町：①6	入善町：①1	朝日町：①2					

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

## 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース④）

都道府県	実施市町村数	市町村									
石川県 (19)	18 (94.7%)	金沢市：①13	七尾市：①7	小松市：①3②1	輪島市：①3②1	珠洲市：①1	加賀市：①4	羽咋市：①2	かほく市：①2		
		白山市：①12②3	能美市：①1	野々市市：①7	川北町：①1	津幡町：①7	内灘町：①6	志賀町：①1	宝達志水町：①1②1		
福井県 (17)	17 (100%)	中能登町：①2	能登町：②1								
		福井市：①12②1	敦賀市：①5	小浜市：①2②2	大野市：①2	勝山市：①1	鯖江市：①1	あわら市：①1	越前市：①4		
山梨県 (27)	20 (74.1%)	坂井市：①6	永平寺町：①3	池田町：①1	南越前町：①2②1	越前町：①3②2	美浜町：①1	高浜町：①2	おおい町：①4		
		若狭町：①3									
長野県 (77)	60 (77.9%)	甲府市：①19	富士吉田市：①1	都留市：①2	山梨市：①1②1	大月市：②1	韭崎市：①1	南アルプス市：①5	北杜市：①7		
		甲斐市：①2②2	笛吹市：①7	上野原市：①2	甲州市：①5	中央市：①1	市川三郷町：②3	身延町：①1	富士川町：①2		
岐阜県 (42)	40 (95.2%)	昭和町：①3	西柱町：①1	山中湖村：①1	富士河口湖町：①1						
		長野市：①18	松本市：①25	上田市：①7②5	岡谷市：①5	飯田市：①12	諏訪市：①4	須坂市：①1	小諸市：①1		
静岡県 (35)	33 (94.3%)	伊那市：①5	駒ヶ根市：①3	中野市：①4	大町市：①4	飯山市：①1②1	茅野市：①2	塩尻市：①3	佐久市：①6		
		千曲市：①2	東御市：①2	安曇野市：②9	小海町：①1	佐久穂町：②1	軽井沢町：①1	御代田町：②2	長和町：①1		
富山県 (15)	15 (100%)	下諏訪町：①1	富士見町：①1	辰野町：①1	箕輪町：①1②1	飯島町：①1	南箕輪村：①2	中川村：①1	宮田村：①1		
		松川町：①1	高森町：①1	阿南町：①1	阿智村：①1	喬木村：①1	豊丘村：①1	上松町：①1	南木曾町：①1		
新潟県 (30)	27 (90.0%)	木祖村：①1	大桑村：①1	木曾町：①1	麻績村：①1	生坂村：①1	山形村：①1	朝日村：①1	筑北村：①1		
		池田町：①1	松川村：①2	白馬村：①1	小谷村：①1	坂城町：①1	小布施町：①1	高山村：①1	山ノ内町：①1		
富山県 (15)	15 (100%)	野沢温泉村：①1	信濃町：①1	小川村：①1	飯綱町：①1						
		岐阜市：①6	大垣市：①7	高山市：①3	多治見市：①4	関市：①2	中津川市：①6②1	美濃市：①3	瑞浪市：①4		
静岡県 (35)	33 (94.3%)	羽島市：①4	恵那市：①2	美濃加茂市：①2	土岐市：②3	各務原市：①6	可児市：①5②3	山県市：①2	瑞穂市：①5		
		飛騨市：①4	本巣市：①3	郡上市：①9	下呂市：①4②3	海津市：①7	岐南町：①3	笠松町：①1	養老町：①2		
静岡県 (35)	33 (94.3%)	垂井町：①2	神戸町：①1	輪之内町：②3	安八町：①2	揖斐川町：①1	大野町：①4	池田町：①2	北方町：①3		
		坂祝町：①1	富加町：①1	川辺町：①1	七重町：①1	八百津町：①1	白川町：①1	東白川村：①1	御嵩町：①1		
静岡県 (35)	33 (94.3%)	静岡市：①19②2	浜松市：①51	沼津市：①10	熱海市：①3	三島市：①9②3	富士宮市：①7	伊東市：①7	島田市：①9		
		富士市：①15②1	磐田市：①10	焼津市：①8	掛川市：①14	藤枝市：①15	藤殿場市：①9	袋井市：①6	下田市：①1		
静岡県 (35)	33 (94.3%)	裾野市：①3	湖西市：①1	伊豆市：①5	御前崎市：①2	菊川市：①1②1	伊豆の国市：①3	牧之原市：①5	東伊豆町：①1		
		南伊豆町：①1	西伊豆町：①2	函南町：①2	清水町：①5	長泉町：①3	小山町：①3	吉田町：①1	川根本町：①2		
静岡県 (35)	33 (94.3%)	森町：②1									

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

## 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース⑤）

都道府県	実施市町村数	市町村																
愛知県 (54)	(98.1%)	名古屋市：①112②17	豊橋市：①10②1	岡崎市：①11	一宮市：①9	瀬戸市：①4	半田市：①6	春日井市：①8	豊川市：①1	津島市：①2	碧南市：①11	刈谷市：①9	豊田市：①12	安城市：①9	西尾市：①15	蒲郡市：①3	大山市：①3②5	
		常滑市：①6	江南市：①3	小牧市：①1②7	稲沢市：①4②1	新城市：①1②1	東海市：①3	大府市：①2	知多市：①5	知立市：①3	尾張旭市：①7	高浜市：①5	岩倉市：①1	豊明市：①2	日進市：①4	田原市：①2	愛西市：①6	
		清洲市：①5②8	北名古屋：①4②10	弥富市：①3	みよし市：①5	あま市：①4	長久手市：①1	東郷町：①3	豊山町：②2	大口町：②3	扶桑町：①2	大治町：①1	蟹江町：①3	飛鳥村：①1	阿久比町：①1	東浦町：①1	南知多町：①1	
		美浜町：①1	武豊町：①3	幸田町：①2	東栄町：①1	豊根村：①1												
		津市：①14	四日市市：①20	伊勢市：①6	松阪市：①12	桑名市：①7	鈴鹿市：①10	名張市：①5	尾鷲市：①1	龜山市：①5	鳥羽市：①1	熊野市：①1	いなべ市：①5	志摩市：①3	伊賀市：①8	木曾岬町：①1	東員町：①1	
		菟野町：①2	朝日町：①1	川越町：①2	多気町：①1	明和町：①3②1	大台町：①2	玉城町：①1	度会町：①1	大紀町：①2	南伊勢町：①1	紀北町：①3	御浜町：①1	紀宝町：①1				
		大津市：①7	彦根市：①3	長浜市：①6②2	近江八幡市：①8	草津市：①5	守山市：①2	栗東市：①3	甲賀市：①6	野洲市：①3	湖南市：①6	高島市：①9	東近江市：①13	米原市：①4	日野町：①2	竜王町：①1	愛荘町：①3	
		豊郷町：①1	甲良町：①1	多賀町：①1														
		京都市：①49②130	福知山市：①5	舞鶴市：①6	綾部市：①4	宇治市：①13	宮津市：①1	亀岡市：①7	城陽市：①1	向日市：①7	長岡京市：①4	八幡市：①3	京田辺市：①4	京丹後市：①8	南丹市：①5	木津川市：①7	大山崎町：①2	
		久御山町：①1	井手町：①1	宇治田原町：①1	和束町：①1	精華町：①3	与謝野町：①3			大阪市：①137	堺市：①45	岸和田市：①2	豊中市：①19	池田市：①4	吹田市：①15	泉大津市：①7	高槻市：①18	
貝塚市：①4	守口市：①7②1	枚方市：①13	茨木市：①25	八尾市：①21	泉佐野市：①2	富田林市：①9	寝屋川市：①12	河内長野市：①5	松原市：①10	大東市：①9	和泉市：①10	箕面市：①3	柏原市：①5	羽曳野市：①6②1	門真市：①2			
摂津市：①10	高石市：①5	藤井寺市：①6	東大阪市：①24	泉南市：①3	四條畷市：①4	交野市：①4	大阪狭山市：①4	阪南市：①2	島本町：①2	豊能町：①1	能勢町：①1	忠岡町：①2	熊取町：①3	田尻町：①1	岬町：①1			
太子町：①1	河南町：①1	千早赤阪村：①1						神戸市：①25②121	姫路市：①17②11	尼崎市：①10	明石市：①5	西宮市：①12②9	洲本市：①2	芦屋市：①5	伊丹市：①8			
相生市：①1	豊岡市：①6	加古川市：①2	赤穂市：①1	西脇市：①4	宝塚市：①17	三木市：①2	高砂市：①2	川西市：①11	小野市：①2	三田市：①4	加西市：①4	丹波篠山市：①3	養父市：①2	丹波市：①6	南あわじ市：①1			
朝来市：①8	淡路市：①5	宍粟市：①4	加東市：①4	加東市：①4	たつの市：①5②1	猪名川町：①3	多可町：①1	播磨町：①2	市川町：①1	福崎町：①3	神河町：①1	太子町：①1	上郡町：①1	佐用町：①1	香美町：①3			
新温泉町：①2																		

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

## 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース⑥）

都道府県	実施市町村数	市町村																
奈良県 (39)	(76.9%)	奈良市：①15②3	大和高田市：①3	大和郡山市：①3	天理市：①6	橿原市：①2	桜井市：①3	五條市：①1	御所市：①1	生駒市：①10	香芝市：①4	葛城市：①1②1	宇陀市：①1	平群町：①1②1	三郷町：①2	斑鳩町：①1	安堵町：①1	
		川西町：①1	三宅町：①1	田原本町：①3	御杖村：①2	高取町：①1	明日香村：①1	上牧町：①2	玉寺町：①2	広陵町：①1	河合町：①1	大淀町：①1	下市町：①1	北山村：①1	川上村：①1			
		和歌山市：①12	海南市：①4	橋本市：①7	有田市：①1②2	御坊市：①1	田辺市：①1	新宮市：①1	紀の川市：①3	岩出市：①2	紀美野町：①1	かつらぎ町：①1	高野町：①1	湯浅町：①1	広川町：①2	有田川町：①1	美浜町：①1	
		日高町：①1	由良町：①1	印南町：①1	みなべ町：①1	日高川町：①2	白浜町：①3	上富田町：①2	那智勝浦町：①1	古座川町：①1	串本町：①2							
鳥取県 (19)	(100%)	鳥取市：①13	米子市：①5	倉吉市：①2	境港市：①2	岩美町：①1	若桜町：①1	智頭町：①1	八頭町：①1	三朝町：①1	湯梨浜町：①1	琴浦町：①1	北栄町：①1	日吉津村：①1	大山町：①2②1	南部町：①2	伯耆町：①1	
		日南町：①1	日野町：①1	江府町：①1														
		島根県 (19)	(94.7%)	松江市：①8②1	浜田市：①4	出雲市：①7	益田市：①1	大田市：①1	安来市：①2	江津市：①3	雲南市：①4	奥出雲町：①2	川本町：①1	美郷町：①1	邑南町：①2	津和野町：①2	吉賀町：①1	海士町：①1
知夫村：①1	隠岐の島町：①2																	
岡山市：①22②5	倉敷市：①21②1	津山市：①8		玉野市：①3②1	笠岡市：①4②1	井原市：①7	総社市：①9	高梁市：①1	岡山市：①1	備前市：①7	瀬戸内市：①5	赤穂市：①4	真庭市：①5	美作市：①3	浅口市：①2	和気町：①2		
岡山県 (27)	(96.3%)	新見市：①1	備前市：①7	瀬戸内市：①5	赤穂市：①4	真庭市：①5	美作市：①3	浅口市：①2	和気町：①2	早島町：①1②1	里庄町：①1	矢掛町：①1	新庄村：①2	鏡野町：①1	勝央町：①1	奈義町：①1	西粟倉村：①2	
		美咲町：①5	吉備中央町：①2															
広島県 (23)	(100%)	広島市：①21	呉市：①12	竹原市：①2	三原市：①12	尾道市：①6	福山市：①34	府中市：①4	三次市：①6	庄原市：①7	大竹市：①3	東広島市：①23	廿日市市：①3	安芸高田市：①6	江田島市：①1	府中町：①2②2	海田町：①3	
		熊野町：①1	坂町：①2	安芸太田町：①2	北広島市：①4	大崎上島町：①1	世羅町：①3	神石高原町：①1										
		山口県 (19)	(89.5%)	下関市：①21	宇部市：①8	山口市：①24	萩市：①1②1	防府市：①8	下松市：①7	岩国市：①8②1	光市：①1	長門市：①5	柳井市：①7	美祿市：①2	周南市：①12	山陽小野田市：①5	周防大島町：①3	田布施町：①1
阿武町：①2																		
徳島県 (24)	(91.7%)	徳島市：①11		鳴門市：①6	小松島市：①4	阿南市：①10	吉野川市：①3	阿波市：①7	美馬市：①4	三好市：①1	勝浦町：①1	石井町：①2	神山村：①2	那賀町：①1	牟岐町：①1	美波町：①1	海陽町：①1	松茂町：①1
北島町：①2		藍住町：①2	板野町：①1	上板町：①1	つるぎ町：①3													
香川県 (17)		(100%)	高松市：①30	丸亀市：①11	坂出市：①4	善通寺市：①5	観音寺市：①12	さぬき市：①5	東かがわ市：①3	三豊市：①6	土庄町：①1	小豆島町：①2	三木町：①2	直島町：①1	宇多津町：①2②1	綾川町：①2	琴平町：①1	多度津町：①3
まんのう町：①2																		
愛媛県 (20)	(90.0%)		松山市：①23②8	今治市：①9	宇和島市：①6	八幡浜市：①1	新居浜市：①8	西条市：①8	大洲市：①1②3	伊予市：①1	四国中央市：①6	西予市：①2②1	東温市：①1	久万高原町：①2	松前町：①1	砥部町：①2	内子町：①1	松野町：①1
鬼北町：①1		愛南町：①3																

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

## 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース⑦）

都道府県	実施市町村数	市町村									
高知県 (34)	20 (58.8%)	高知市：①16	室戸市：①2	安芸市：①1	南国市：①5	土佐市：①2	須崎市：①2	宿毛市：①1	土佐清水市：①1		
		四万十市：①1②1	香南市：①1	香美市：①2	本山町：②1	土佐町：①1	いの町：②0	仁淀川町：①1	中土佐町：①1		
		佐川町：①1	日高村：①1	四万十町：①1							
福岡県 (60)	58 (96.7%)	北九州市：①9	福岡市：①14	大牟田市：①1	久留米市：①12	直方市：①3	飯塚市：①4	田川市：①1	柳川市：①4		
		八女市：①4	筑後市：①1	大川市：①1	行橋市：①6	豊前市：①1	中間市：①2	小郡市：①6	筑紫野市：①3		
		春日市：①1②3	大野城市：①3	宗像市：①1	太宰府市：①4	古賀市：①2②3	福津市：①1	うきは市：①2	宮若市：①3		
		嘉麻市：①3	朝倉市：①4	みやま市：①1	糸島市：①3	那珂川市：①3	宇美町：①1	篠栗町：①3	志免町：①1		
		須恵町：①2	新宮町：①2	久山町：①1	粕屋町：①6	芦屋町：①1	水巻町：①2	岡垣町：①1	遠賀町：①2		
		小竹町：①1	鞍手町：①1	桂川町：①1	筑前町：①2	大刀洗町：①1	大木町：①1	広川町：①1	青春町：①1		
		添田町：①2	糸田町：①1	川崎町：①1	大任町：①1	福智町：①1	苅田町：①3	みやこ町：①3	吉富町：①1		
上毛町：①1	築上町：①2										
佐賀県 (20)	14 (70.0%)	佐賀市：①13②3	唐津市：①17	鳥栖市：①9②1	多久市：①1	伊万里市：①1	武雄市：①1	鹿島市：①1	小城市：①4		
		嬉野市：①1	神埼市：①1	吉野ヶ里町：①2	基山町：①1	みやき町：①3	白石町：①1				
		長崎市：①11	佐世保市：①10	島原市：①7②1	諫早市：①6	大村市：①12	平戸市：①5	松浦市：②1	対馬市：①6		
長崎県 (21)	(100%)	壱岐市：①3	五島市：①3	西海市：①7②1	雲仙市：①7	南島原市：①15	長与町：①3②2	時津町：①1②4	東彼杵町：①1		
		川棚町：①2	波佐見町：①1	小値賀町：①1	佐々町：①1	新上五島町：①2					
熊本県 (45)	39 (86.7%)	熊本市：①22	八代市：①9	人吉市：①1	荒尾市：①3	水俣市：①1	玉名市：①5②1	山鹿市：①6	菊池市：①6		
		宇土市：①4	上天草市：①5	宇城市：①7	阿蘇市：①2	天草市：①9	合志市：①4	美里町：①2	玉東町：①1		
		南関町：①1	長洲町：①1	和水町：①2	大津町：①2	菊陽町：①4	南小国町：①1	小国町：①1	高森町：①2		
		西原村：①1	南阿蘇村：①1	御船町：①1	嘉島町：①1	益城町：①2	甲佐町：①1	山都町：①2	氷川町：①1		
		芦北町：①1	錦町：①1	多良木町：①3	湯前町：①1	水上村：①1	球磨村：①1	苓北町：①1②0③			
大分県 (18)	17 (94.4%)	大分市：①11	別府市：①6	中津市：①7②1	日田市：①3	佐伯市：①8	臼杵市：①4	津久見市：①1	竹田市：①5		
		豊後高田市：①3	杵築市：①4	宇佐市：①6②1	豊後大野市：①7②1	由布市：①4	国東市：①5	日出町：①1	九重町：①1		
		玖珠町：①1									
宮崎県 (26)	20 (76.9%)	宮崎市：①21②14	都城市：①5	延岡市：①5	日南市：①4	小林市：①3	日向市：①2	串間市：①2	西都市：①1		
		えびの市：①1	三股町：①1	高原町：①1	国高町：①1	猿町：①1	高鍋町：①1	新富町：①3	木城町：①1		
		川南町：①1	門川町：①2	高千穂町：①1	五ヶ瀬町：①1						

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

## 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和2年度交付決定ベース⑧）

都道府県	実施市町村数	市町村									
鹿児島県 (43)	38 (88.4%)	鹿児島市：①13②3	鹿屋市：①8	枕崎市：①1	阿久根市：①2	出水市：①2	指宿市：①2	西之表市：①1	垂水市：①1		
		薩摩川内市：①8	日置市：①4	曾於市：①3	霧島市：①10	いちき串木野市：①2	南さつま市：①2	志布志市：①2	奄美市：①1		
		南九州市：①1	伊佐市：①4	始良市：①6	三島村：①3	十島村：①7	さつま町：①1	長島町：①2	湧水町：①2		
		大崎町：①1	東串良町：①1	錦江町：①2	南大隅町：①1	肝付町：①1	中種子町：①1	南種子町：①1	瀬戸内町：①1		
沖縄県 (41)	25 (61.0%)	喜界町：①1	徳之島町：①2	天城町：①1	和泊町：①1	知名町：①1	与論町：①2				
		那覇市：①11②8	宜野湾市：①7②1	浦添市：①7	名護市：①5②1	糸満市：①3	沖縄市：①6	豊見城市：①3	うるま市：①8		
		宮古島市：①5	南城市：①3	国頭村：①1	本部町：①2	宜野座村：①1②1	金武町：①1	読谷村：①2	嘉手納町：①1		
		北谷町：①2	北中城村：①1	中城村：①3	西原町：①2	与那原町：①4	南風原町：①2	南大東村：②1	久米島町：①1		
	八重瀬町：①1										

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の〔〕内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

実施市町村数全国合計・・・1, 517 【①一般型1, 480市町村 ②連携型185市町村（延べ数）】

# 地域子育て支援拠点事業の概要

		一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施	
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)		
基本事業	<p>①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p> <p>③地域の子育て関連情報の提供</p>	<p>②子育て等に関する相談・援助の実施</p> <p>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p>	
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子どもで拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施(加算)※</p> <p>①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組</p> <p>②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</p> <p>③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</p> <p>④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</p> <p>※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p> <p>・配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う</p> <p>・研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う</p> <p>・育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合には加算を行う</p>	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効果的に実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p> <p>・配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う</p> <p>・研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う</p> <p>・育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合には加算を行う</p>	
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施	
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等	
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上	

# 出張ひろばの実施要件について

## 現状

子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じているが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

## 課題

職員の担い手不足等により、同一の出張先のひろばにおいて、毎週1～2日かつ1日5時間の出張ひろばの開催が難しい状況となっている。



- ① 時代のニーズに応じた地域子育て支援拠点事業への取組
  - ② 地域子育て支援拠点を推進する観点
- 等から

## 対応

これまで、出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件を、原則年間を通して同じ場所で開催する場合に限定してきたが、平成30年度より、出張元となる地域子育て支援拠点が、必ず週に1～2日かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろばに出向き、出張ひろばを実施する場合も交付金の対象とすることとした。

## 《イメージ》

### 《新たに加算の対象とする出張ひろばの取組》

出張元となる一般型の地域子育て支援拠点が、毎週必ず1～2日、かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろば（A・B・C・D）に対して計画的に出向き、出張ひろばを実施する。

人員配置：2名（一般型兼務職員）

### 出張元拠点



出張ひろば A

出張先ひろば

出張ひろば B

出張ひろば C

出張ひろば D

地域子育て支援拠点

～地域子育て支援拠点における妊娠中の方への支援の取組例①～  
埼玉県新座市「地域子育て支援センターセサミ」の取組



事業名：マタニティ&ベビーふれあいサロン

<事業概要>

- 対象：妊娠安定期以降のプレママ・プレパパとその家族
- 開催方法：経験交流と情報交換、地域資源に関する情報提供
- 内容：
  - ①先輩ママや赤ちゃんとの交流
  - ②出産に関する情報交換
  - ③産後の暮らし など



(子育て支援拠点・保育施設など地域資源を紹介)



事業名：Zoomでプレママパパ♡Cafe

<事業概要> ※「利用者支援事業みーて」との合同実施



- 対象：妊娠安定期以降のプレママ・プレパパとその家族
- 目的：妊婦とその家族を対象とした交流

○開催方法：オンラインZoom

○波及効果：参加者はその後、同じくZoomで実施している「Zoomで0才くらぶ」へ参加したり、セサミへ赤ちゃんを連れて来館している。

- 内容：
  - ①先輩ママや赤ちゃんとの交流会
  - ②出産に関する情報交換
  - ③産後の赤ちゃんとの生活など
  - ④産前産後に利用できるサービスの情報提供 など



(オンラインでファシリテートする利用者支援専門員)

～地域子育て支援拠点における妊娠中の方への支援の取組例②～  
東京都練馬区「子育てのひろば わとと」の取組



事業名：プレパパ・プレママのためのだっこ講座

<事業概要>

- 対象：妊娠安定期以降のプレママ・プレパパとその家族
- 目的：妊婦とその家族を対象とした交流
- 開催方法：体験学習とレクチャー
- 教材：赤ちゃん人形、子育ての文化研究所発行「AKAGO」
- 内容：
  - ①産後の暮らしや赤ちゃんとのふれあい方に関するレクチャー
  - ②赤ちゃん人形を使用し、親子の体に負担のない抱っことおんぶの体験学習

○協力：NPO法人PLAYTANK田中知江さん、わとと利用者の赤ちゃんと保護者

○参加者の変化：参加者には、妊娠・出産・産後の生活に不安を抱え、「赤ちゃんをかわいいと思えないかもしれない。」と不安を訴える人もいたが、講座に参加していた生後2ヶ月の赤ちゃんを実際に抱っこさせてもらうことになり、緊張しながらも先生に教えてもらいながら抱っこしたことで、赤ちゃんの重さや温かさに感動し、声を上げ「かわいい。」と涙ぐむ姿があった。



(利用者の赤ちゃんで抱っこ体験)



(親子の身体に負担のない抱っことおんぶ体験)



～地域子育て支援拠点における妊娠中の方への支援の取組例③～  
 神奈川県横浜市「横浜市親と子のひろば事業 おやこの広場びーのびーの」の取組



事業名：妊娠期支援事業 マタニティソーイング（年間8回）

<事業概要>

赤ちゃんのためのスタイづくりをしながら、女性ならではの悩みや不安に寄り添い、出産・育児に前向きになれる時間の創出を目指している。地域開催している両親教室でも広報し、プログラムにつなぐことで、確実に産後のひろば利用につながっている。

マタニティソーイング(赤ちゃんのためのスタイ作り)から始まる「ひとりじゃない」子育て

ひろばでは、港北区の妊娠期支援事業として、スタイ(よだれかけ)を手作りするマタニティソーイングの時間があります。スタイを作りながらのゆったりとしたおしゃべりの中で、心配ごと(妊娠、出産によるからだの変化、保育園の準備など)も助産師、横浜子育てパートナー、スタッフに相談できたりして、参加したみんなで思いを共有できる温かな雰囲気です。

おかげさまで、マタニティソーイングは今年度で4年目に入りました。それぞれのお産を経て、生まれてくれた新しい家族に手作りスタイをつけてひろばに来てくれるママ、パパも増えてきました。本当に嬉しいことです！ひろばは赤ちゃんにも親子にも新しい出会いの場となっています。

先輩ママ、パパが色々な経験談を聞かせてくれますし、相談にも乗ってくれますよ。子育てはひとりじゃなくみんなですと楽しんです！みんなの知恵を集めたら嬉しいことは2倍に、大変なことは半分に感じます。ぜひお腹の赤ちゃんと一緒にマタニティソーイングへ、そして生まれた赤ちゃんと一緒にふだんのひろばへ遊びに来てください😊



～地域子育て支援拠点における妊娠中の方への支援の取組例④～  
 大分県豊後高田市「花っこルーム」の取組



事業名：プレママ・プレパパDAY

<事業概要>

初めての出産を控えたプレママ・プレパパ限定で施設見学やおなかの赤ちゃんへの読み聞かせ、先輩ママから産前に必要な準備や育児体験談を聞くなど、交流の場となっている。



～地域子育て支援拠点における妊娠中の方への支援の取組例⑤～  
 山形県山形市「子育てランドあ〜べ」の取組



事業名：助産師さんとママパパ教室



<事業概要>

助産師と一緒に赤ちゃんの抱っこやおむつ交換、沐浴などのお世話の体験や、助産師による妊娠中期や後期の過ごし方、人形を使ったお産の経過と赤ちゃんの様子のお話を聞くことができる。



～地域子育て支援拠点における妊娠中の方への支援の取組例⑥～  
 山形県長井市「子育てでつながる家いろは」の取組



事業名：マタニティ★Day

<事業概要>

赤ちゃんのお世話の仕方やパパの役割、産前産後の過ごし方について、話を聞くことができたり、マタニティヨガもおこなっている。

## 地域子育て支援拠点事業における障害児等支援について

地域子育て支援拠点における支援の質の向上を図るため、「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」において、地域子育て支援拠点事業における障害児等支援に関する調査研究を実施。

### 【目的】

発達に課題がある子どもや障害児及びその保護者に対する地域子育て支援拠点における支援の実態を明らかにするとともに、実態把握に基づいて先進的な取組事例を抽出し、参考となる事例集を作成することにより、地域子育て支援拠点における障害児等支援の質的向上を図る。

### 【実施主体】

学校法人 日本福祉大学（主任研究者 渡辺顕一郎 教授）

### アンケート調査の実施

（令和3年9～10月）

- 全国の市区町村を対象に、当該自治体の障害児等支援における地域子育て支援拠点事業の位置づけや拠点での相談支援・情報提供等の実施状況及びそれぞれの事業を担当する職員配置や母子保健・障害児支援分野との連携状況など地域子育て支援拠点における障害児等支援の実施状況に関するアンケート調査を実施。

#### 【参考】アンケート調査項目

- ・ 人口・出生数等の基礎データ
- ・ 子育て支援及び障害児等支援の社会資源の整備状況
- ・ 障害等の早期発見、早期支援のための取組
- ・ 障害児等支援における拠点事業の位置づけ
- ・ 拠点における障害児等の受入れ方針と利用状況 等

### ヒアリング調査の実施

（令和3年11月～令和4年1月）

- アンケート調査結果に基づき、他の自治体に先行する取組を行う市区町村を抽出し、訪問調査によって担当課職員及び地域子育て支援拠点の職員へのヒアリングを実施。

※地域や人口規模、拠点の運営団体等の状況を考慮し、10自治体を選定。

- これにより、障害児等支援の取組・方法やその効果、課題等について詳細な分析を行い、地域子育て支援拠点における障害児等支援のあり方を例示する事例集を作成。

整備費等補助（新規開設分）

次世代育成支援対策施設整備交付金  
（地域子育て支援拠点事業所）

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
2. 補助基準額：8,817千円
3. 補助率：国 定額（1/2相当）
4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、  
公益財団法人、NPO法人等

※平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

子ども・子育て支援交付金  
【開設準備経費】

○地域子育て支援拠点事業を開設する際に必要となる施設の改修及び備品の購入、開設前月の賃借料に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：4,000千円（改修費等）  
600千円（賃借料等）
3. 補助率：1/3  
（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）

運営費補助

子ども・子育て支援交付金  
【運営経費】

○地域子育て支援拠点事業を実施するために必要な経費（人件費・需用費など）に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：8,398千円（5日型・常勤の場合）【一般型】
3. 補助率：1/3（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）

改修費等補助（開設後）

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金  
（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）

○地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修や備品の購入に必要な経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：8,000千円
3. 補助率：1/2  
（指定都市・中核市は国1/2、指定都市・中核市1/2、  
上記以外の市町村は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

（※）事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。

# 地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、平成30年度より地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施。

<p>○ <b>地域の人材による子育て支援活動強化研修</b></p> <p>①対象者 ・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者</p> <p>②研修の目的 ・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成 ・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得</p> <p>③実施主体：国（※公募により民間団体に委託予定）</p>	<p><b>【ベテラン職員】</b></p> <p>◇ 経験年数が概ね5年以上の職員</p> <p><b>指導者養成研修</b></p> <p></p>
<p>○ <b>地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業</b></p> <p>①対象者 ・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者</p> <p>②研修の目的 ・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上 ・地域における子育て支援に関する専門的知識や技術等の修得</p> <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p><b>【中堅職員】</b></p> <p>◇ 経験年数が概ね5年未満の職員</p> <p><b>専門的研修</b></p> <p></p>
<p>○ <b>子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）</b></p> <p>①対象者 ・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者</p> <p>②研修の目的 ・多様な子育て支援分野全般に関する基礎的知識や技術等の修得 ・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解</p> <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p><b>【新任職員】</b></p> <p>◇ 未経験の職員</p> <p>◇ 経験年数が概ね3年未満の職員</p> <p><b>基礎的研修</b></p> <p></p>

# 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算案 1,748億円の内数  
 （子ども・子育て支援交付金（内閣府））

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

## ○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

## ○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

## ○実施主体 市町村（特別区を含む）

○実施市町村 令和2年度 956市町村  
 令和元年度 931市町村

## ○負担割合 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

## ○主な補助単価（令和4年度予算案）

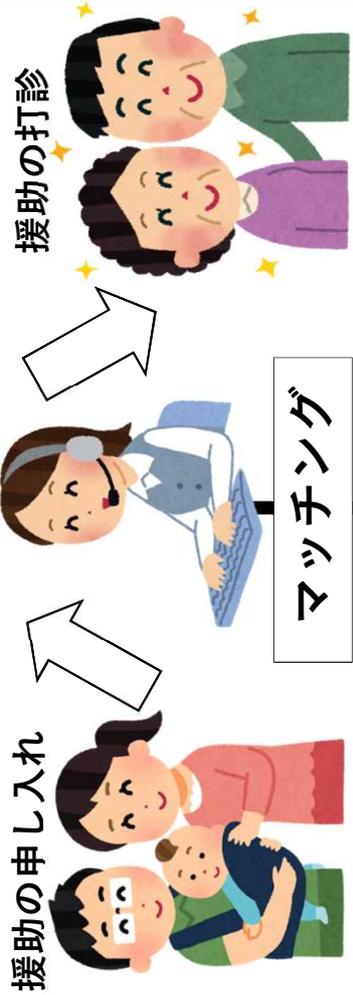
- 【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）
- 【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
- 【ひとり親家庭等の利用支援】500千円
- 【地域子育て支援拠点等との連携】1,500千円
- 【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

## 【令和4年度拡充事項】

- ・基本事業及び病児・緊急対応強化事業の拡充
- ・会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定

## ファミリー・サポート・センター 〔相互援助組織〕

### アドバイザー



依頼会員（預ける側）  
62万人

提供会員（預かる側）  
14万人

※両方会員 4万人

請負契約  
準委任契約

# ファミリー・サポート・センター事業に関する調査研究

## 調査研究名

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における提供会員の確保方策等の取組事例に関する調査研究【令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業】

## 調査研究目的

- ファミリー・サポート・センター事業については、少子化社会対策大綱等において地域における育児に係る相互援助活動を推進することとしており、また、幼児教育・保育の無償化の施行等に伴い、質の確保・向上もより重要となっている。
- 一方で、依頼会員数に比べ提供会員数が少ないことや、配慮が必要な子育て家庭等からの依頼が増えている等、ファミリー・サポート・センターとして対応すべき課題も増えてきている。
- 本調査研究では、提供会員の確保方策、配慮が必要な子育て家庭等への対応方法等、ファミリー・サポート・センターが抱える課題、対応方策について調査、検討を行う。

## 調査研究実施方法

- 提供会員の確保方策、配慮が必要な子育て家庭等への対応方法その他ファミリー・サポート・センターにおける対応困難事例について、以下の方法により、実態把握や課題の整理、提供会員確保等に関する各センターの取組事例の収集を行う。

### 【スケジュール】

- ・～10月 アンケート調査（アドバイザー、提供会員、依頼会員、両方会員）の調査票作成
- ・11月～12月 アンケート調査の実施、集計、分析  
（アドバイザー：各センター、各会員：各センターに登録している会員 5～10人）  
ヒアリング調査（アドバイザーのみ）の実施、分析：13センターで実施
- ・～3月 調査全体のとりまとめ、報告書作成、ホームページでの公開

## 実施団体

一般財団法人 女性労働協会

# 遊びのプログラム等に関する専門委員会 設置要綱・委員名簿

## 1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及や啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

## 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

## 3. 主な検討事項

- (1) 「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2) 新たなプログラムの開発について
- (3) 今後の地域の児童館等のあり方について
- (4) その他

## 4. その他

委員会は、原則公開とする。

## 5. 委員

氏名	所属・役職	(五十音順)
安部 芳絵	工学院大学教育推進機構 准教授	
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部 教授	
○ 大竹 智	立正大学社会福祉学部 教授	
熊澤 桂子	東京教育専門学校 専任講師	
佐野 真一	港区立麻布子ども中高生プラザ 館長	
鹿戸 健太	目黒区子育て支援部放課後子ども対策課 課長	
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長	
長崎 由紀	岩手県立児童館いわて子どもの森 チーフプレリーダー	
成田 秀幸	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 診療部長	
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット 代表理事	
柳澤 邦夫	西真岡子どもクリニック 幼保・学校訪問部顧問	○座長

【開催実績】 第1回 平成27年6月5日 第2回 平成27年10月2日 第3回 平成27年11月27日 第4回 平成28年1月29日 第5回 平成28年3月28日  
 第6回 平成28年5月27日 第7回 平成28年7月29日 第8回 平成28年10月17日 第9回 平成29年2月10日 第10回 平成29年11月13日  
 第11回 平成30年1月12日 第12回 平成30年3月23日 第13回 平成30年6月22日 第14回 平成30年9月20日 第15回 令和元年6月27日  
 第16回 令和3年3月17日

# 児童館における健全育成活動等開発事業【新規】

子ども・子育て支援対策推進事業補助金 令和3年度予算額：一千万円 → 令和4年度予算案：96,780千円（新規）

## 1. 事業目的

- 児童館については、①発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動、②要支援児童・家庭への支援、地域における見守り支援体制の構築、③他施設（地域子育て支援拠点事業、公民館、児童遊園等）へのアウトリーチ等総合的に展開できることが求められているが、具体的な対応例が示されていないことから、取組が進んでいない。
- このため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、横展開が可能になるような事例集の作成を行う。

## 2. 事業内容及び積算

- 国が設置する児童館における健全育成活動等開発事業検討委員会（仮称）において、都道府県等が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言等を行い、横展開が可能になるような事例集等の作成を行う。

テーマ例	実施案
発達段階等に配慮した健全育成活動	年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機会提供に資するもの 等
子どもの権利を基盤とする健全育成活動	子どもの意見尊重や主体的な活動、児童館ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの 等
福祉的な課題への対応	相談支援体制の構築、関係機関連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの 等

## 3. 実施主体

- 都道府県、市区町村 ※都道府県、市区町村が適切と認めた者に委託可。

## 4. 補助基準額（案）

年額：4,839千円

## 5. 補助率

- 都道府県が実施する場合：国1/2、都道府県1/2
- 市区町村が実施する場合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

## 6. 事業のイメージ

**国**  
児童館における健全育成活動等開発事業検討委員会（仮称）の開催  
➢ 都道府県等が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言、総括

**企画・推進委員会の開催**  
➢ モデル事業の企画・推進等

## 都道府県・市区町村（都道府県、市区町村が適切と認めた者に委託可）

**① 発達段階等に配慮した健全育成活動**  
➢ 年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）等

**② 子どもの権利を基盤とする健全育成活動**  
➢ 子どもの意見尊重や主体的な活動、ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの等

**③ 福祉的な課題への対応**  
➢ 相談支援体制構築、関係機関連携と地域住民との協働事業等

児童館における健全育成活動等開発事業（テーマ別に事業を実施）

## 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

令和3年度補正予算額 113億円 (保育対策総合支援事業費補助金)

### 【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めたる者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費  
(かかり増し経費、研修受講)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇った場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、**児童厚生施設**

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員※19人以下 300千円以内
- (2) 定員※20人以上59人以下 400千円以内
- (3) 定員※60人以上 500千円以内
- (4) **児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内**

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1/2、市区町村等：1/2



# 児童福祉週間の概要

## 【趣旨】

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種取り組みを展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしている。（※昭和22年5月より毎年実施）

## 【令和3年度児童福祉週間標語】

「あたたかい ことばがつながく ころのわ」（香川県 11歳）  
◆応募期間：令和2年9月1日～10月20日 ◆応募総数：3,550点

## 【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間  
（※地域の実情による期間の延長（5月末日まで）可）

## 【主唱団体】

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

## 【関係省庁等における取組】

- <国>  
①児童福祉週間標語の募集・選定・表彰（S38～）  
②児童福祉文化賞の発表・表彰（S34～）  
③こいのぼり掲揚式の実施（S33～）  
④中央省庁のこいのぼり掲揚（13省庁で実施）  
⑤国営昭和記念公園等の施設で無料入園等を実施

- <地方公共団体>  
①広報活動  
②大会・イベント等  
③独自の標語募集  
④こいのぼり掲揚等

## <民間団体>

- ①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式 ③こどもの国等の施設で無料入園等を実施  
②児童福祉文化賞推薦作品の発表会

令和3年度 児童福祉週間標語ポスター



絵：田中 清代 さん(絵本作家)

# 社会保障審議会推薦児童福祉文化財の概要

## 1. 社会保障審議会による児童福祉文化財推薦

社会保障審議会では、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第9項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。

社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

### 児童福祉法第8条第9項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

## 2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため3つの「委員会」を設置して審議、推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会 …… 図書等  
 舞台芸術委員会 …… 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等  
 映像・メディア等委員会 …… 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

## 3. 推薦基準

- 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

## 4. 令和2年度(2020年度)推薦数

	出版物	舞台芸術	映像・メディア等	計
推薦	31	2	6	39
うち特別推薦	8	1	1	10

## 5. 広報・啓発

児童福祉文化財の広報・啓発ポスター、年報、サイトを制作し、広報・啓発に取り組んでいる。



## 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施のため、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための各種研修を実施する。

また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について、現地調査等により実態や試行的取り組み等を把握し、諸般の課題に対応するための手立てとなる提言を得るための調査研究等を実施。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 令和4年度予算案：35.9億円（令和3年度：37.6億円）

子育て支援員研修事業 令和4年度予算案：3.5億円（令和3年度：3.3億円）

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関しての必要な知識や技術等を習得するための研修を実施
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業：令和4年度予算案 24.5億円（令和3年度：26.9億円）

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

職員の資質向上・人材確保等研修事業：令和4年度予算案 1.0億円【新規】

- ・児童館の機能強化を図るため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施、横展開が可能になるような好事例集の作成を。

子ども・子育て支援推進調査研究事業 令和4年度予算案：6.9億円（令和3年度：7.4億円）

- ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施  
補助率：定額（10/10相当）

### 【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規新卒者の確保、就業継続支援事業	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業	
放課後児童支援員認定資格研修事業	省令基準により、「放課後児童支援員」となるためには都道府県知事等が実施する研修を修了することが義務づけられているため、「放課後児童支援員」として新たに業務に従事するための認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業 アドバイザー・援助を行う会員研修事業	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び援助を行う会員の資質向上を図るための研修を実施
認可外の居宅訪問型保育研修事業	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準において保育従事者が修了する必要があるとした研修を実施

# 次世代育成支援対策施設整備交付金

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案・令和3年度補正予算)  
 64億円 ⇒ 60億円+39億円

## 1. 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	整備内容	対象施設
<b>①通常整備</b> 児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設（児童館） ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 婦人相談所一時保護施設
<b>②耐震化等整備</b> 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	・ 婦人保護施設 ・ 職員養成施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 一時預かり事業所 ・ 地域子育て支援拠点事業所 ・ 利用者支援事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・ 産後ケア事業を行う施設

**2. 設置主体** 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）等

**3. 国庫補助率** 定額（1/2相当、児童館は1/3相当）

## 4. 令和4年度拡充内容

- ・ 大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（非接触型の蛇口の整備等）を追加。（事業費300万以上のものを対象）  
 【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費。【令和3年度補正予算】
- ・ 一時保護所の定員超過の解消に向けた整備等に当たったの補助率の嵩上げ。【令和3年度補正予算】
- ・ 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備に当たったの補助率の嵩上げ。【令和3年度補正予算】

# 児童福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

令和3年補正要求額

次世代育成支援対策施設整備交付金 14億円  
保育所等整備交付金 39億円

**概要** 要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のため  
の5か年加速化対策」に基づく4つの緊急対策を実施する。

- ① 児童福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④ 児童福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

## ①耐震化整備

箇所：595カ所

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：児童福祉施設等の耐震化を推進する。

## ②非常用自家発電設備整備

箇所：5カ所

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：児童福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

## ③ブロック塀等改修整備

箇所：385カ所

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：児童福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

## ④水害対策強化

箇所：45カ所

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

# 社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策

【参考】防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のフォローアップについて  
(令和4年1月19日)

概要 要：平成30年大阪北部地震を踏まえ、ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設について、ブロック塀等の改修整備の緊急対策を実施する。

府省庁名：厚生労働省

## ブロック塀等改修整備

### ◆ 対策期間における進捗：

- ・当初想定していた実施箇所数  
児童関係施設：3,526箇所 障害児者関係施設：1,564箇所  
介護関係施設：1,857箇所 その他関係施設：78箇所
- ・対策未了箇所数  
児童関係施設：3,397箇所 障害児者関係施設：1,480箇所  
介護関係施設：1,346箇所 その他関係施設：20箇所

### ◆ 令和3年度における進捗等：

- ・直近の調査により確認した令和2年度未までの実施箇所数  
児童関係施設：2,941箇所 障害児者関係施設：995箇所  
介護関係施設：1,128箇所 その他関係施設：67箇所
- ・対応が必要な箇所数(確認後)  
児童関係施設：585箇所 障害児者関係施設：569箇所  
介護関係施設：729箇所 その他関係施設：11箇所

### ◆ 対策を進める上での課題：

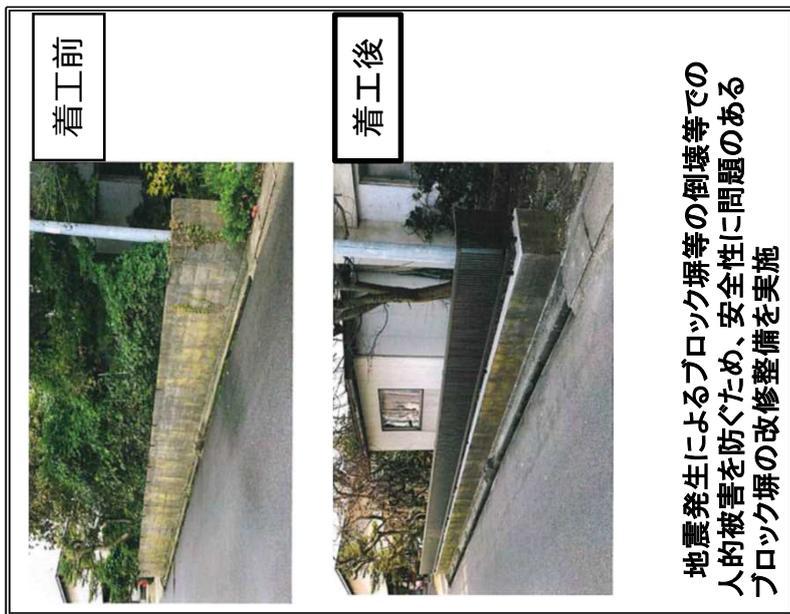
- ・ブロック塀改修における事業者の問題意識が希薄であること。

### ◆ 今後の取組：

- ・社会福祉施設等におけるブロック塀等の改修に関する事務連絡を発出する事で、自治体を通じ、ブロック塀の安全対策に問題のある事業者に対し注意喚起を行うとともに、ブロック塀改修を行うための補助事業の活用について積極的に呼びかけを行う。

### ◆ 実施主体：

- ・ 都道府県、市区町村(指定都市、中核市を含む)

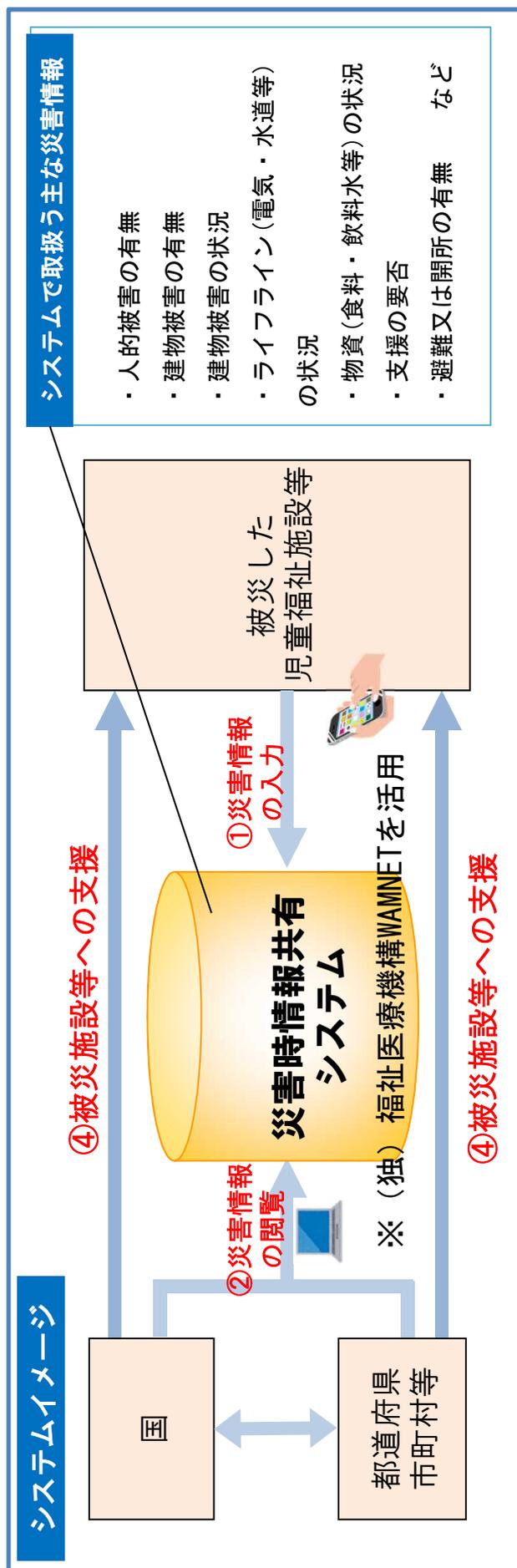


地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐため、安全性に問題のあるブロック塀の改修整備を実施

## 児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用について

### 事業概要

災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、令和2年度に児童福祉施設等に係る災害時情報共有システムの構築を行い、令和3年度より運用を開始している。



### システム化によるメリット

- ▶ 被災施設等への支援の迅速化  
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- ▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化  
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

## 児童福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）

令和3年度補正要求額  
児童福祉施設等災害復旧費補助金：1.3億円

### 1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

### 2. 補助対象施設

- ・保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・母子生活支援施設・乳児院
- ・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・婦人保護施設・児童家庭支援センター
- ・児童厚生施設・児童自立生活援助事業所・子育て支援のための拠点施設等

### 3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費

### 4. 交付先

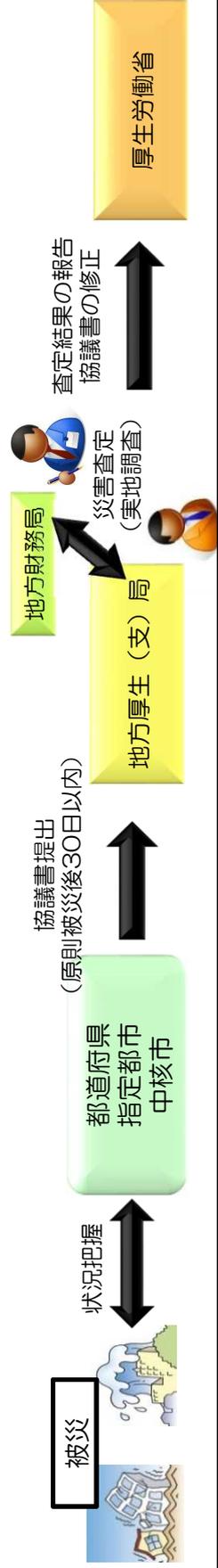
都道府県、指定都市、中核市

### 5. 国庫補助率

施設整備：通常(※)1/2 または 1/3（施設種類によって異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて1/2+α または 1/3+αとなる。  
（別途、激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により1/2 → 2/3 または 1/3 → 1/2 に嵩上げ対象とする）

### 6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



# 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について (復興庁所管・被災者支援総合交付金)

令和3年度予算額 125億円の内数 → 令和4年度予算案 115億円の内数

## 1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

## 2. 交付対象事業

### (1) 子ども健やか訪問事業 (原子力災害被災地域)

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どもがいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

### (2) 遊具の設置や子育てイベントの開催 (原子力災害被災地域)

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

### (3) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業 (被災県 (岩手県・宮城県・福島県) 及び被災県内市町村)

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

### (4) 児童福祉施設等給食安心対策事業 (原子力災害被災地域)

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

## 3. 実施主体等

○実施主体：事業毎に設定

※ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

○補助率：定額